

宮島の歴史と民俗

HISTORY AND FOLKLORE OF MIYAJIMA

NO. 15

宮島町立宮島歴史民俗資料館

MIYAJIMA MUNICIPAL HISTORY AND FOLKLORE MUSEUM

はじめに

去る1月29日から3日間、18年ぶりに奈良を訪ねる機会を得ました。第3回世界遺産都市会議と、『古都奈良の文化財』の世界遺産登録記念式典に出席のためです。都市会議は斑鳩町文化振興センター、式典はなら100年会館というどちらも素晴らしいホールで開催され、久しぶりに「法隆寺」「薬師寺」「唐招提寺」「平城宮跡」「東大寺」「春日大社」などにも足を運びました。さすがに遠く奈良時代からの歴史を刻む社寺のたずまいと、春日山原始林などの自然と調和した静かな美に心を奪われました。

都市会議で強調されていたのは、「わたしたちの使命は、価値ある文化遺産をそのまま後世に伝えることだけでなく、先人の心を心としてその心を伝えることだ。」ということでした。形のある物に多くの人々の心を感じ、それを伝えようということです。含蓄のある主張でした。参加の自治体はそれぞれ素晴らしい文化遺産を持つ京都市・大津市・宇治市・姫路市・奈良市・広島市・斑鳩町・宮島町・白川村・平村・上平村の11市町村で、視野の広いセッションが行われとても有意義な会でした。また、世界遺産の文化財を維持し継承する責務の重大さと大変さを改めて痛感させられる会でもありました。本町の誇る世界文化遺産「厳島神社」の社殿の屋根の大修理にしても材料の檜皮が入手困難で思うに任せず、あの大鳥居の楠の大本も国内での調達は無理だろうと言われています。海水や風にさらされ、傷みやすいだけに胸を痛める難題となっています。しかし、何としてもやり遂げなければならないことで、これは宮島町だけの問題でなく全人類の問題というグローバルな視点で解決していくべきだとも思います。

さて、「宮島の歴史と民俗」No15をおくります。前巻で「明治期の案内記」を紹介しましたが、今回もその続きです。今、本町では町史編纂を休止していますので、こうした内容が表記できるのは本誌だけになりました。それも、今後は2年に1回の発刊となりますので、いつそう貴重な資料となると思っています。諸賢のご指導ご鞭撻を心からお願いいたします。

平成11年3月

宮島歴史民俗資料館
館長 吉本 操

資料紹介

明治期の厳島案内記（続）

広島歴史民俗資料館

高橋修三

前号『宮島の歴史と民俗』No.14)において、明治期に刊行された『厳島宮路之枝折』をはじめとする「案内記」の類を紹介した。当資料館で所蔵する全11点（一覽表）のうち、同じ系統に属するNo.1～No.3・No.5、No.9・No.11、及び特色を有するNo.4の計7点について全文、若しくはその一部を収録した。

本号では、残る4点のうち上記の諸本には記述されていない内容を含む『厳島名所しるべ』（No.7）を取り上げる。また、明治43年（一九一〇）刊行の重田定一『厳島誌』（金港堂書籍、明治44年に聚精堂より再版）を合わせて収録しておきたい。

『厳島名所しるべ』の著者は、厳島神社の神官を勤めた所倍文（奥付では信文）で、書画・彫刻をよくし雲松はその雅号。挿図も自らが描いており、廻廊に掲げられた絵馬については「著名なる扁額の部分」、或いは『厳島絵馬鑑』などの「先拳二漏タルモノ、概状ヲ写シ」とあり、それらの中には既に図様などが失われたものも含まれている。また、明治7～8年の厳島神社「大鳥居重造」、同18年の「明治天皇厳島御幸」に関する記述がある。なお本文中の建物の桁・梁の寸法、祭

神名等について、未完のためであろうか、一部欠落している箇所がみられる。

重田定一は広島高等師範学校教授で、民間の郷土史研究団体・広島尚古会の設立や機関誌の発行についても中心的な役割を果たしており、『頼杏坪先生伝』（明治41年刊）などの著作がある。明治40年・41年には厳島において「野坂文書」の調査・整理を行い、厳島神社の歴史や建築・舞楽などについての研究を進めている。関連する論考として「宮島舞楽」〔尚古〕1-3、1-4、「野坂文書」〔同〕2-10）などがあり、本書にもそれらを基にした「厳島舞楽沿革考」、「安芸国高田原高林坊鐘銘考」、「野坂文書につきて」が「附録」として収められている。

『厳島誌』は、『厳島図会』などとともに厳島の歴史と文化の全体像を描こうとした数少ない文献と評価されている（松岡久人『安芸厳島社』）。著者自らが「此書の主要部は、厳島神社に関する史論なり」「世人此書によりて、新研究の端緒を得ば、余の本懐何者か之に加へん」（序文）と記しているように、出版の意図も多年にわたる調査・研究の成果を世に問うところにあつたといえる。その意味で本書は基本的に案内記とは性格を異にしているが、その構成・内容において厳島を訪れる人々の手引きともなる側面をもっている。「観光の客も此書によりて学ぶべきは勿論、道芝記・厳島図会を所有する人も此書を参看して古今の差異を弁じ、取捨の標準を立つることを得て、効用測るべか

らざるもの」(跋文)があつたと考えられる。

ここでは案内記とともに明治期の厳島の状況をうかがい、案内記にみられる「考證」等の不備を補う資料として取り上げた。また厳島に関する基準的な著作として、別に行うべき研究史上の位置付けなどのために、本書が目に触れる機会が少ないことも考え、「主要部」なども含めて収録している。

凡例

一、本号には、一覧表のうちの『厳島名所しるべ』、及び重田定一『厳島誌』を収録した。

一、『厳島名所しるべ』に掲載された図版等65点のうち、13点を省略した。

一、『厳島誌』については、「厳島神社全景図」(『厳島図会』所載)、「大鳥居」・「本社正面」などの写真、頭注、附録を省略した(写真については『宮島の歴史と民俗』No.13を参照)。なお再版にともない増補された部分(図版、年表、特別保護建造物目録、国宝目録)については、図版、年表を収録し、「再版」または「」で括弧をつけて示した。

一、資料の収録にあたっては、原本の形に沿うようにつとめたが、印刷上の制約や通読の便宜を考え、次の様な点に配慮した。

1 本文は9ポイント明朝体を基本とし、小見出し等はゴチック体

で示した。また注記は8ポイント明朝体とし、割注についても一行書きとして「」で括弧したが、目録・表など適宜調整した場合がある。

2 段落・改行は、適宜ととのえた。

3 題字・挿図等は、原本の位置に準じて配した。

4 表記については原文の通りとし、旧字体や異体字などもそのまま用いたが、改めた場合もある。

5 誤字・脱字などで意味の取りにくいものについては訂正し、または「ママ」と注記した。

6 墨滅による判読不能の箇所については■を当てた。

7 ふりがなについては、原文の通りとした。

資料館所蔵の案内記等一覧（明治期）

番号	資 料	寸法(縦×横・cm)	編 著 者	刊 行 年 月	出版・発行所等	印刷人等	備 考
1	厳島宮路之枝折 全	三・三×二五・三	村田 良穂	明治十一年七月	村田 良穂	末田勝次郎	本文二七丁、定価二十銭
2	修正 厳島宮路之枝折 全	二・八×二五・三	村田 良穂	明治十七年八月	村田 良穂	広島以文社	第二回修正、本文二三丁、定価十五銭
3	厳嶋みやげ 全	二・九×二四・七	嶋村 武助	明治二十六年四月	嶋村武助・ 広島以文社	同愛新報 社活版部	本文二一丁、定価十五銭
4	新撰 厳島独案内 全	三・八×二五・〇	平野 岩雄	明治二十八年八月	平野種太郎 (蓬山堂)	平野種太郎	本文四六丁、定価二十銭
5	増補 厳島みやげ 全	三・五×二四・四	嶋村 武助	明治二十八年十一月	嶋村 武助	精巧活版所	本文二五丁、定価十六銭
6	厳島名所案内記 全	一八・三×二・五	山本 寅吉	明治二十九年八月	山本 寅吉	田井久之助	本文八一頁、定価十五銭
7	厳島名所しるべ 全	二・五×二五・〇	所信文	明治三十年六月	江上 順吉	田井久之助	本文一〇二頁
8	厳島神社宝物一覧	一八・六×二・六	井口謙造・林栄麿	明治三十六年三月	林 栄麿	田井久之助	本文七三頁
9	厳島案内記 GUIDE TO ITSUKUSHIMA	一八・五×二・六	高坂 徳市	明治三十七年十月	高坂 徳市	高坂印刷部	本文九六頁
10	厳島案内記	一八・三×二・二	岡本 織人	明治四十二年三月	厳島実業倶楽部	明輝社	英訳付、本文五四頁、 定価三十銭
11	厳島案内記	一八・八×二・九	児玉 周平	明治四十二年八月	春錦堂	瀬田律三	本文九二頁

嚴島名所しるべ全



神照
光海

扁額・四三條 安寛と泰和の筆

凡例

一本扁いつくしま名所のしるべと題せしは専ら参拜者が便利の爲め第一に全島の明細總圖を掲げ大社御鎮座の緣起より説きはじめ祭神三座および相殿攝社末社の古來より現今に至る其沿革の大概を記し順拜者の便路に従ひ著名なる扁額の部分を縮寫してこれを挿入し猶回廊の繪馬ハ世に有名家と稱せらるゝのみを載せて参看者の便となす

一現今の神社佛刹古跡は悉く擧て洩す事なく中にも著名なる寶物は其圖を謹寫して便覽に供すといへども別に記すべき由緒なき個所は總て省畧したるものと知るべし

一島巡りの順路は一々其圖を挿し坐しながらにして恰も勝地を歴覽し居るが如く明記したれば参者のためには至極便利たるべし

是是蓬萊

扁額・四島瓦十時ノ筆

一御歴代の鳳駕此所に臨幸あらせたる次第より鳥居建造の由來は更なり年中の祭日殊に管絃船の次第に至るまで列擧して洩すなし

一名所勝地は其説く所に大概圖を載せて明記すといへども現在の眞影を述盡す能はずよりて古來名家の詩歌俳句を掲げて記述を補ふ看者其心して見給ふべし



七浦波津
若湯沙苗不燥
風雪渡延杭
島中深樹林
千戸渡上雲郷
水一方平步望
歌威武室姫宮
客証聖善長錢來
好地迎新載香觀
神山祖日光
光緒七年四月
海遊香島送日
迎証芳賦一併
雲松先正
洲東泰園平治永雨齋

嚴島大御神御鎮座

推古天皇ノ御宇佐伯鞍職所ノ老翁朝廷ニ奏請シテ此島ニ御鎮座在マ
スト古書ニ見エタリ或ハ云人皇十一代 垂仁天皇ノ御代此島ノ山上
ニ御鎮座アリシ故山上ニ三劔ノ窟有リト云フ島ノ稱モ素トハ墨松嶋
ト唱シテ御鎮座後市杵嶋伊都岐島嚴島恩香島又宮島嚴島ト古書ニ見
エタリ本社創建ノ後朝廷ヨリ修理ヲ加サセラレシ事尚又其他ノ古傳書
等モ多分有リタルヲ神主 源 廣就大内ニ亡ホサレシ時惜哉灰燼ト
ナリヌ然レ共延喜式三代實錄等御昇階ノ事度々有之就中平相國安
藝守タリシ時社頭ノ經營ニ心ヲ盡サレ各殿雲廊善美ヲ盡サレ且又承
安治承ノ間後白河法皇 高倉上皇モ御幸有リテ無雙ノ壯觀タリシモ
六百有餘ノ星霜ヲ經テ其跡尋ネカタキニ至リ又唯攝社客神社ハ相國
修理ノ跡纔ニ殘リテ畫棟粉壁ノ綵色今尚存在ス

嚴島神社 祭神 三座

市杵嶋姫命 田心姫命 湍津姫命

相殿 國常立尊 天照皇大神 素戔鳴尊

本殿 梁六間三六寸桁拾三間二尺二寸

大床 梁五尺回三拾九間壹尺八寸

幣殿 梁三間壹尺五寸桁三間壹尺八寸

拜殿 梁六間桁七間四尺四寸

袂殿 梁六間四尺八寸桁三間壹尺八寸

高舞臺 梁三間四尺橫三間

平舞臺 梁八十八坪

兩樂房各 梁三間五寸桁五間五寸

神饌所 梁 桁

社務所 梁 桁

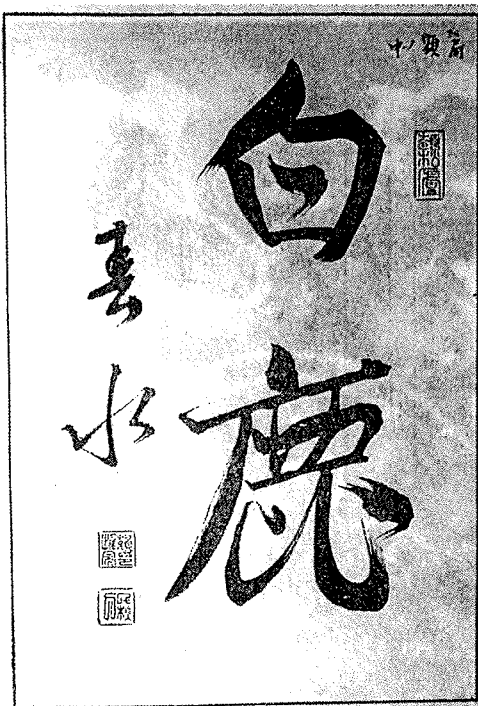
火燒前 巾壹間五尺三寸長七間壹尺三寸 古來夜ノ神事ニ此處ニテ烟火ヲ

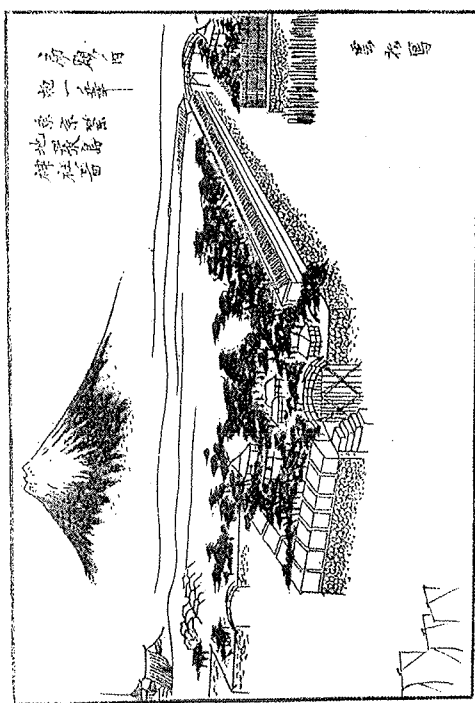
燒ク故ニ是名アリ

門客神社二字各 梁 桁 祭神 櫛岩窓命 豐岩窓命

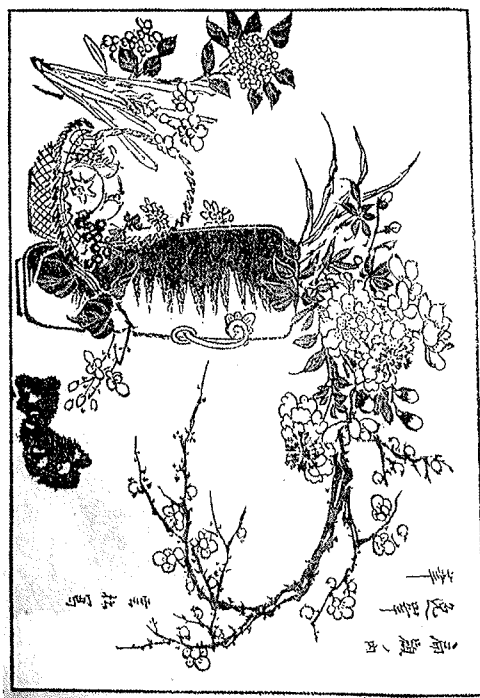
回廊 巾貳間二尺長百四拾八間三尺

此梁間掲クル處名書畫許アリテ枚舉スルニ遑アラス唯先舉ニ漏
タルモノ、概狀ヲ寫シ以好事家ノ一粲ニ備エ櫛前鐵燈籠數百ヲ釣
リテ點燈ノ夜ハ火光波ニ映シ金波銀浪ヲ踏ガ如水底ノ魚モ數フヘ
シ











楓鹿	孔雀	韓信	繫馬	龍虎	鷄	書	鐘馗	龍鯉	那須宗高	田植	秀郷	玄德	孔雀	大盃繪	張飛	鯉	耶馬溪	書	國栖笛	朝比奈
常信	岸駒	觀山	左近	愛信	松林	梧竹	藍江	探幽	丹倫	永叔	素徇	楠亭	宋紫石	細野儼助	古秀	雪塘	皆雲	東海	公長	俊峰
辨慶	曹操	山水	松竹梅	草摺引	書	獅子	綾羽吳羽	書	書	清正	魚樵	三十六歌仙	百歌仙	敦盛眞實	鹿	太平樂	大湖石	龍虎	書	羅城門
俊峯	海倂	武高	岷山	甚五郎	蒙處	愛信	應震	米庵	金井之恭	長府公	二承	歌三條實隆公 齋土佐光信	歌萬里小路政房卿 齋土佐光興	丹覺	春卜	丹倫	老山	連山	澤三石	直信

三福神 常信 神馬光綱
 牛若辨慶 元信 菊慈童藍江
 外國灣江 常春 書 子琴錢

八景ノ一 社頭燈明

影うつる月の光も消えてけり波の穂照す宮のともし火
 波の火も皆ともし火の花咲て春を常世の海の大宮 芳樹

深樹無風仙樂颺。御山返照影漸消。回廊泛海涼如滴。百八燈光映
 碧潮。 龍山人

世人求福禱天姫。濟勝吟翁夜搜奇。百曲長廊廻殿閣。五層高塔
 臥漣漪。草原鹿睡青甍座。花樹猴攀白雪枝。一鳥若耕食常足。居民
 托生一神祠。 〈辛巳暮春遊宮嶋作〉 春風老人草

客神社 祭神 五座

天忍穗耳尊 天穗日命 天津彦根命 活津彦根命
 熊野樟日命 本殿〈梁五間二尺三寸桁七間五尺五寸〉 大床〈巾四尺六寸長
 二十五間五尺六寸〉 幣殿〈梁二間三尺五寸桁二間四尺七寸〉 拜殿〈梁四間

一尺八寸桁十三間二尺〉 祓殿〈梁二間一尺四寸桁五間三尺五寸〉
 朝座屋〈梁五間一尺五寸桁十一間八寸〉 是八行昔神主ノ詰席ニシテ夕座
 ト云ルモ今反橋ノ邊ニ在リタル由旦夕ノ神事ニ由リテ神主ノ席ヲ異
 ニセシナラン今ハ講社ノ詰所也

八景ノ一 鏡池ノ秋月

天下名區市杵州。仙查況問月花秋。龍燈光失海心火。蜃氣象鮮波上

樓。留急神鴉鴉欲下。砂明瑞鹿曉猶遊。人間伊境眞難得。應向廣寒宮裏求上。

八月十五夕遊嚴島月色甚佳賦此有記

杏坪

いつく島いつくはあれと曇りなき鏡の池の秋の夜の月 正風

身立蓬瀛海一涯。客中步盡夢中家。吟情漸與秋潮湧。立廻廊看

月花。

嚴島客中看月

無絃學人

帝女祠壇接渺茫。高標竝立海中央。朝光日射金銀闕。夜色燈懸十二廊。仙鹿賞遊入境靜。神鴉斜引客船長。白茅徒佩將軍印。望氣何

知有禁方。

白山題

揚水橋 中一間五尺長三間

同處 平判官康賴ノ石燈籠并卒都婆石

アリ

大國神社 梁桁 祭神二座 大國主命 相殿保食神

天神社 梁桁 祭神 菅原神 又天社天神ト云

毎月廿五日此廟前ニ於テ古式ノ連歌詩歌ノ會有責賤男女ヲ不嫌會

終テ古來ヨリノ饗饌ヲ勸ム

長橋 中一間四尺八寸長十八間 會輪橋 中二間二尺十一間三尺

能舞臺 梁桁 橋懸 梁桁 樂屋 梁桁

毎年陰曆三月十六日ヨリ十八日迄江上ニ棧坐ヲ設能樂アリ此邊昔

シ高倉上皇行宮ノ跡也ト云

齋垣 總圍 百九拾壹間四尺昔シハ木ニテ作りタリシガ目今信徒アリ

テ石垣ニセント十カ二三ハ出來セリ寄附ハ社務所ニ請フテ是ヲ許

ス石柱ノ面ニ其住所姓名ヲ刻ス松原本社左ノ岸上ヲ云フ御領川ノ

流ニ傍フテ數百ノ松樹有リ樹間ニ幾十基ノ石燈籠ヲ建ツ猷燈ノ夜

ハ百丈ノ紅霞ヲ抹スルカ如ク潮水ニ映シテ一層社頭ノ風光ヲ倍ス

大願寺 松原ノ左ニ在リ眞言宗也此寺ノ尊海ト云ル高僧アリテ朝鮮

國ヨリ齋歸リタル種々ノ什寶アレ共先書ニ載タレバ今其漏タルモ

ノヲ左ニ掲

住吉神社 梁桁 祭神 表筒男命 中筒男命 底筒男命

石風呂 大願寺ヲ去ル壹丁斗ニ在弘法大師所造ヲ云フ最病者ニ功有

大元浦 石風呂ノ西南ニ在森々タル松杉櫻樹許多有櫻花ノ時節ハ樹

巔ニ白雲ヲ懸ケ地土ニ青氈ヲ敷溪ノ小流大巖小石ヲ穿テ流其景狀

別ニ天地ノ人間ニ非ル有

八景ノ一大元ノ櫻花

大元の花のさかりに成にけり神の乙女も袖やふるらん 忠秋

白櫻花發社前春。自以靚粧供古神。雨々風々奇絶處。料知妙手畫難

眞。 寺鷗州

大元神社 梁桁 祭神 國常立尊 大山祇神 佐伯鞍職

一月廿日御弓始トテ百手射ノ古式有



大頭寺片雲龍図

宮崎島



大頭寺片雲龍図

宮崎島

宮崎島

本島八景の一にして神社の傍ら櫻樹多し花の頃は文人墨客となく
市人旅人の老若男女何れも瓢を携え宴遊に世のうきを忘るゝ者實
に堵の如し

見まほしき花の下かけこれもまた

神の井垣や越てとはまし 冷泉亞相爲久

神社の後の川を大元川と云ふ兩岸櫻樹最も多し漸次山麓を登りて
橘山と云ふ此邊夏期に至れば郭公を聞くによき所なり

此社邊首夏ノ頃新緑天ヲ掩葉低ニ露ヲ含 自晴天ニ雨ヲ漏ラス
涼氣最人ニ可ナリ

散るといふ理りしらてめつるかな花と紅葉の中の若葉は 元貞

經尾山 山上二一小ノ石塔アリ承安治承ノ間平相國建所ニシテ石

面數百年ノ星霜ヲ經テ古色最愛ス可文字モ有リシ物ナラン今ハ磨

滅シテ見エ難シ此山上數千ノ石ヲ集メタリ是必ス一石一字ノ經石

ナルヘシ老松幾樹荒涼タル風色自懷古ノ情ヲ起ス

紅ゐの旗色くちし薫かつらくる人もなき古塚の下 貞勝

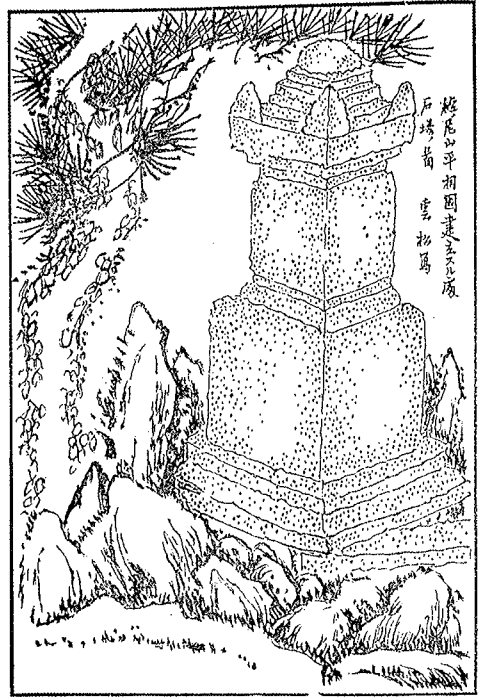
消盡當年威焰々 寶塔三尺萋苔青 寂々千古無人中 空使松聲演

法經。 清處

多寶ノ岡 寶山神社 祭神 加藤清正靈神

是塔内古代ノ佛畫アリ絹ニ寫シ板ニ粘ス然レ共模糊トシテ分明ナラ

ス



鳥をさへ追ふ花にこのあらしかな
散らさすは追はす置たし花の鳥
花に行く人皆花の姿かな

似水
梅左
梅園

寶物

高倉天皇御扇 舞樂假面 拔頭其外有承安三年政所御寄附

築筆

嚴島神庫ノ寶物タル其數許多アリテ委ク擧クル能ハス唯著名ナル
物ヲ載セテ遠客國許ノ土産ニ備フ

高倉天皇御扇 長壹尺五寸骨黒塗歌久我通親卿筆

革手書檜扇 七百年前ノ物ナル由畫中ニ文字ヲ入歌ニ讀シム

歌ニ曰 散梅ノ色モニホヒモ添ツルニナトカト破ル人ハナカラン子の日スル

中ニ育チテミトリナル阪野ノ小松霞タナ引

安徳天皇御産衣 蜀紅錦

御石帶御笏御劍御箆御矢 總銅ノメツキ

御檜扇 繪極彩色

右外箱辛檀黒塗松喰鶴ノ蒔繪

花園 本社西回廊左脇ノ岸上ヲ云櫻樹數百株アリ三春ノ花月二二尅

千金ノ蔭ヲ踏ミ來往ノ遊人織ガ如ク微醉閑吟夜ノ深ヲ覺エス

芳野嵐山世久聞。誰知此地獨超群。蓬萊宮裏花千樹。穿去一雲又一

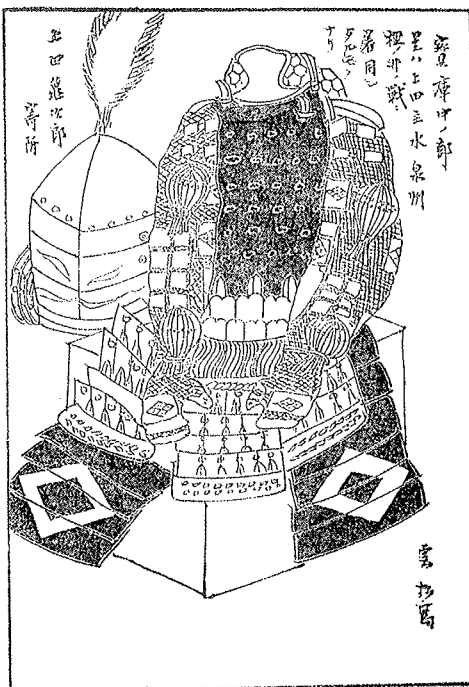
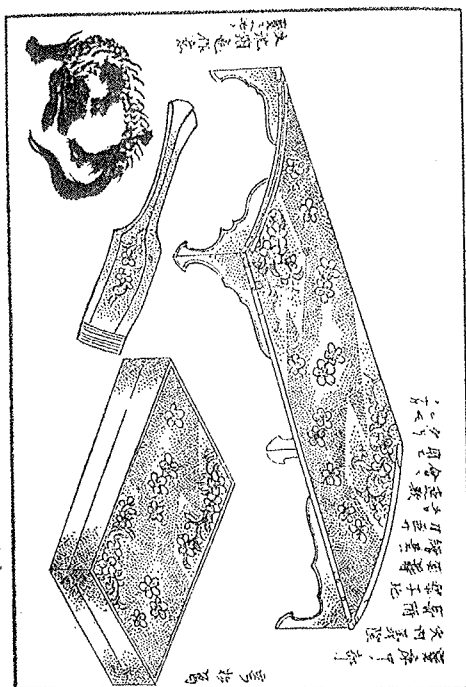
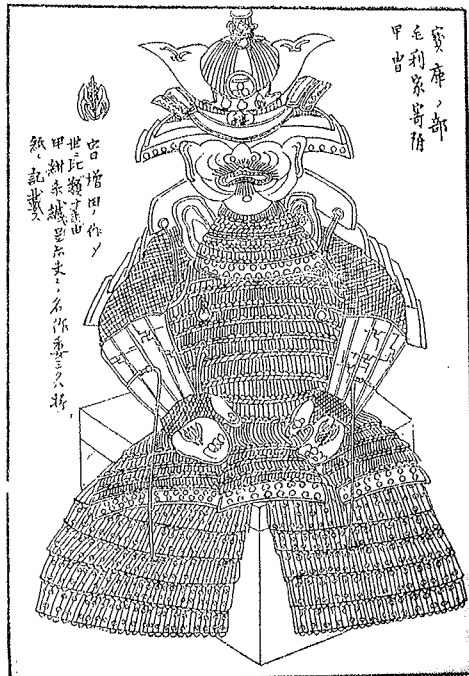
雲。

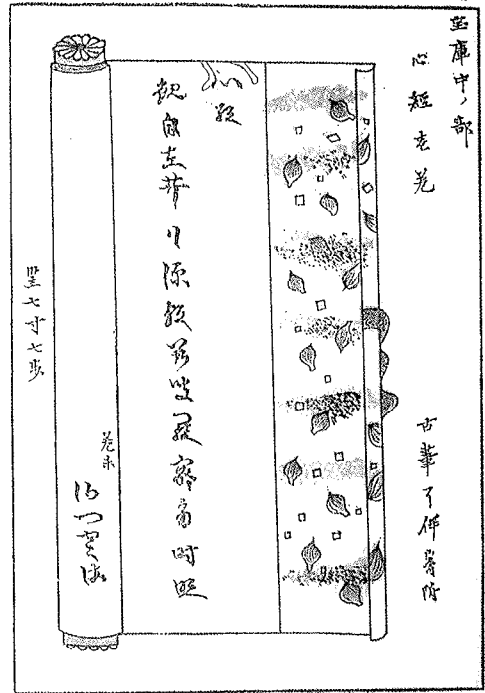
杏坪

花正開時月正圓。好花好月好因緣。呼杯宜漫千金影。不惜寒生貧裏

錢。

無名氏





玉庫中ノ部

心短老花

古華了解寄附

長七寸七歩

花水

親自左井川原教房

足利尊氏短刀〈銘友成鞘梨子地■具桐合口金赤銅ナ、コ■小柄并同上〉

新髭切〈銘包次長二尺二寸六歩金物總テ赤銅ナ、コ吉川元長寄附〉

地藏信國刀〈長二尺壹寸地藏ノ彫モノ有目貫金ノ猪筴同上柄茶糸毛利輝元卿寄附〉

寄附

國俊國行兩作太刀〈長二尺四寸八歩小早川隆景卿寄附〉

國綱劍〈長二尺五寸壹歩萌黃金物總テ赤銅ナ、コ菊桐毛利輝元卿寄附〉

天國短刀〈長七寸柄銀ノ糸卷鞘黒塗周防花岡野村吉兵衛寄附〉

同上短刀〈長壹尺六寸一步松野平左衛門寄附〉

同上〈銘信國長二尺二寸三歩都テ同上鞘黒塗菊ノ紋寄附同上〉

助實ノ刀〈長二尺一寸鍔金フクリン目貫金ノ龍柄藍韋龜切羽金毛利輝元卿寄附〉

附

扇形短刀〈銘祐定長七寸都テ扇ノ如ク黒塗リ地紙箔ヲ置〉

銀ノ獅子〈高四寸餘リ作意最質朴〉

古劔〈柄鐵三拵ノ形無銘長八寸鞘黒塗リ龍金蒔繪 勝阿房寄附〉

赤梅檀釈迦像〈彫刻頗ル美シ又外函ノ作最愛スヘキモノ柵守房顯室寄附〉

冑〈大圓山三十八間星宿四方白兜鑿延曆年中増田快慶作〉

甲〈緋威シ是冑ノ美麗名作筆ニ及ハス舊藩主淺野家寄附〉

冑〈増田ノ作ニシテ同上ニ劣ラヌ名作現品ヲ觀テ其美ヲ知ルヘシ〉

甲〈紺糸威毛利家寄附〉

曲玉數顆〈色青紅黃白〉

七寶杯〈經二寸余〉

正宗短刀〈長壹尺五寸三歩藤井德右衛門寄附〉

新羅三郎甲冑〈冑二方白黒漆卅二間盾庇白文天平革〉

同甲〈紺糸威黒塗革小札〉

大内義隆甲冑〈冑二方白黒漆五十八間春田光信作銘アリ〉

同甲〈紺韋威〉

小櫻威甲冑〈冑丸打出シ黒漆地白藍文小櫻革〉

同甲〈地白藍文天平革何人ノ着シタル由緒知レカタシ〉

鎧劍〈大長壹尺六寸七歩小長壹尺二寸 是承安治承ノ間御幸ノ際御納ノ品ニシ

テ最美ナリ〉

兵庫鎮嚴物作劔五振〈長各三尺余柄鍔鞘帶トリ等金銀ノメツキ延應ヨリ文

永ノ間異國降伏ノタメ將軍家御寄附

衛府ノ太刀 銘吉光長二尺三寸九步鐔フチ頭胴卷總テ銀鞘黒塗一ニ三星ノ紋

堅田兵部小輔寄附

木馬一頭 高二尺余着色古代ノ作辨慶遊戯ノ駒ト云

小西攝津守鎧 大身二尺余廣重恒五郎寄附

十六羅漢 着色絹本明畫ナランカノ評アリ

賴山陽外史自書 寶庫ノ詩長韻

小六ノ屏風 一双 經卷古切詩歌俳諧稀代ノモノ

太刀壹振 銘久國長二尺三寸粧具ノ結構善美ヲ盡シタル筆記スヘカラス淺野

家寄附

千代鶴ノ刀 捧鞘入上田家寄附

菅神筆法華經 紺紙金泥廿八卷

豐太閤ノ劍 銘久國長二尺五寸二步フチ頭鐔金物赤銅菊毛利輝元卿寄附

長義刀 長壹尺壹寸五步柄藍革目貫金ノ筭鐔銀菊ノスカシ鮫鞘寄同上

三原刀 長二尺二寸六步鐔赤銅金フクリン毛利秀元卿寄附

一文字 長二尺四寸鐔ネリモノ柄鮫黒塗金物銀

行吉刀 長四尺七寸五步身重壹貫百目柄紺染ヲ麻ヲ以卷鞘黒塗鐔鉄經四寸七步

是ハ能登守教經ノ佩刀ト傳ハレ共鍛冶ニ依テ考レハ年代相違有ト云

稻光ノ刀 銘國貞長三尺五步鐔本ヨリ少シ上ニ打合ノ疵アリ柄藍革鮫黒塗リ

目貫金獨鉈鐔ネリ物銅黒塗毛利眞元朝臣寄附

光明皇后御書法華經 紺紙金泥

大幅韋駄天像 着色絹本兆殿主筆ト云フ

銅笛 長壹尺三寸回り二寸八步

青磁枕

沈ノ枕

和琴 長六尺裏書永享二年卯月十九日是ヲ修理

律板 拾二枚

神息短刀 長九寸四步柄黒塗鐔銀佐世岩見守寄附

末行刀 長二尺六寸五步鐔銀メツキ柄萌黃

乱髪一文字 長壹尺五寸四步目貫金ノ龍鐔金ノ打出シ都テ金物純金毛利隆元

卿寄附

菊一文字 長二尺九寸鐔ネリモノ柄紺糸

錦包藤卷劍 銘宗安捧鞘ノ如キモノヲ錦ニ包藤ヲ卷鞘帶取菖蒲草最異形

平清盛賴盛両筆 法華經紺紙金泥水晶軸

佐々木高綱佩刀 銘助次助家両作柄焦革鮫黒塗目貫矢金物都テ金メツキ鐔ネ

リ物宇治川先陣ニ用キタル綱切ト云棚守房顯寄附

微塵螺鈿ノ劔 無銘長二尺七寸七步柄蝶鮫黒塗リ金物銀

平宗盛刀 銘友成長二尺六寸捧鞘

大身鎧 銘若州冬廣長二尺三寸巾一寸三歩毛利元就卿寄附

菊ノ御作 鐔本ニ菊ノ御紋アリ長二尺余

野太刀二振 長凡壹丈余

仁王清綱 長二尺六寸五步柄黒塗鮫フチ頭赤銅ナ、コ鐔赤銅鐔銀桂下總介

木地螺鈿劍（無銘長三尺四寸五步四桐鳳凰）

天野下總守短刀 へ長壹尺五寸五歩巾壹寸四柄茶革フチ頭赤銅立ッ浪目貫筆

古鏡壹面（經三寸七步辻村某寄附）

貞宗薙刀 〔長三尺余長卷ト稱ス〕

藏板

桃井榮次郎

奚婁けいろ
 兆鼓てうこ〔假面同時ノ物〕
 宸翰しんかん〔數拾枚〕
 笙しやう〔小櫻外二四管〕
 和わ

琴ぎん 箏しやう 琴こと〔平重衡愛翫ノ器〕 琵琶びは〔谷川外四面〕 高倉たかくら天皇宸筆てんのうしんぴつ〔法

華經
平家一族法華經へいけぞくはふけきやう
〔清盛公願文共卅三卷〕
理趣經りしゆきやう
〔弘法大師眞跡〕

般はん若にやしん心ぎやう經ぎやう 同上
 細ほそ字じ法ほけ華きやう經ぎやう 同上
 古こ文ばん書しよ 數百通
 榮ゑい華がわ物もの

語^{がたり} 〔松木内大臣筆〕
掛物^{かけもの} 〔數幅〕
硯^{すざり} 〔二面〕
太刀^{たち}
螺鈿^{らでん}
裝束^{よそびそく}

たい
帯
しんかみきり
新髪切
つなぎり
綱切
ひこきこん
彦左近
ともなり
友成
さだひで
貞秀
ひさくに
久國
かねみつるぎ
兼光劍
三日月
たち
刀

則國のりくに 西蓮さいれん 左文字さもじ 保昌五郎ほせうごろう 易國やすくに 短刀たんとう 天國あまくに
 〔四拾七口〕

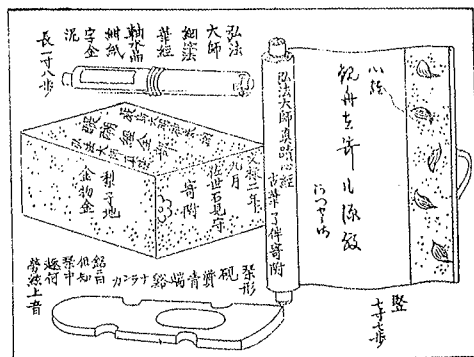
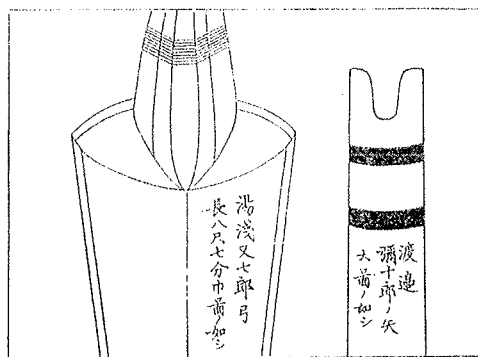
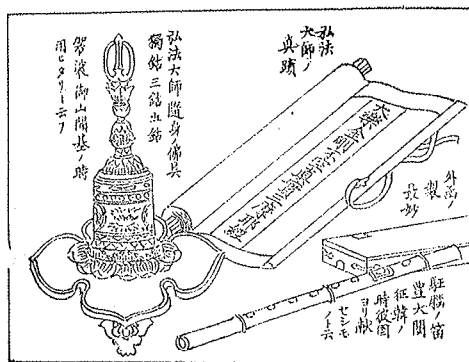
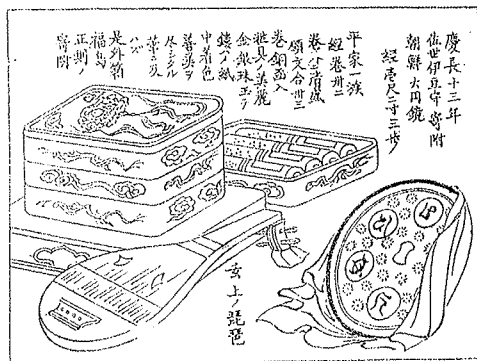
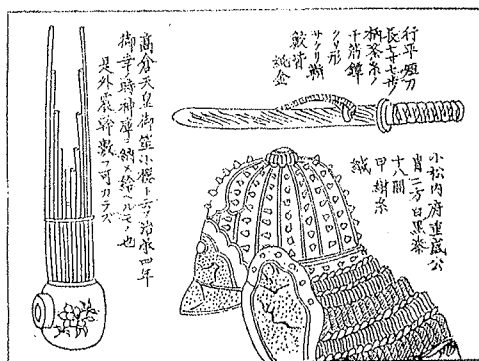
神息しんそく 友成ともなり 波平なみひら 國光くにみつ 國行くにゆき 國俊くにとし 國光くにみつ 兼光かねみつ 村正むらまさ 定寶さだひろ

雄刀 貞宗 宗貞 鎗 金道 弓九張矢十五筋 甲冑 司義光 平

重盛
大内義隆
小叢
古銭
七寶杯
青滋苔
蘭奢香

赤^{しやくせん}每^{だん}竪^{だん}眼^{ぎん}ノ^し師^し子^し右^う坐^ざ器^き古^こ洞^{どう}印^{いん}





櫻雲漢々簇「香霞」。月自滿「輪花」未斜。偶會「芳園」述「雅懷」。天倫樂事又何加。

雲松

平生貧苦本無心。却到春時意恨深。囊裏空々瓶裏寂。櫻花此奈萬條陰。

同

御幸松 同所ニ在是所御白河法皇御行在所有リテ其御庭ニ植シ松也ト云古幹今尚存ス

御垣ノ原 本社ノ裏ヲ云フ此處寶物拜觀所アリ同所ハ元ト劇場小屋アリシ處御神地ナル故ヲ以テ明治二十八年該小屋ヲ解拂寶物拜

觀所ヲ新築サレ劇場小屋ハ本島北ノ町ヘ移シ再築ナリタリ

三翁神社「梁 桁」 祭神 佐伯敷職 所翁 岩木翁

相殿 大己貴命 猿田彦大神 平相國

祭日九月廿三日毎年五月九月社内安鎮スル處嚴嶋講社ノ靈神祭アリ神饌舞樂ヲ奏ス

千疊閣「梁 桁」 龜居山上ニ在 祭神 豐國神

此閣内大閤力餅トテ糖餅ヲ鬻ク同處ノ西桁ニ題名

山高星落夜無人。踏閣垂臨碧海濱。風靜仙娥波上舞。輕々移步轆

生塵。 〈宮嶽月夜書放光院梁上〉 劉元高

五層塔「高 四面各」 應永十四年七月建之

此山上ニ西南凱陣ノ紀年碑ヲ建ツ銘二曰

廣島縣壯兵殉難碑

明治十年二月鹿兒島兇徒舉兵反懷悍跳踉境入肥國熊本城 王師環討

賊據要害而不拔内外不相通者數日六鎮之兵盡出繼以壯兵天下騷然初廟議將徵府縣壯兵廣島縣人內務權大書記官船越衛御命歸縣告其意縣之士民慨然相告曰賊軍猖獗若彼 皇上宸憂如此々豈臣子坐食傍觀之日乎應券者千六七百人乃選千人編爲一大隊又分爲四中隊號曰遊擊軍步兵第八大隊以橋本素助及山縣三郎藤田繼一等分長中隊以陸軍中尉加藤種之助爲大隊長心得七月十五日航赴肥後分軍爲左右二隊種之助卒右軍自三田井新町進素助及繼一卒左軍自左敷入日向各屬第一旅團轉戰祝川可愛嶽等處死傷凡九十人事平定以十月六日凱旋乎嚴島設場以祭死者張宴以散士卒余聞之歎曰語不云乎夫上好仁而不好義者也夫方事急之時四方勤 王之師固多而其間或懷危疑或竊通賊者蓋亦不鮮矣今廣島縣士民唱攘臂而起馳逐乎彈丸雨注之間暴骨原野而不辭彼固非有文武之責任也而能如是者非平素明乎君臣之分辯于順逆際安能至此抑亦 聖天子深厚仁厚澤浹洽乎人心之所致也頃者衆相議曰我縣壯兵勒王事如此恐其或久而湮滅蓋建天碑於嚴島記其顛末傳之後昆非獨以慰忠魂於地下又欲以昭示萬世臣子忠義之大訓使觀者有所感奮興起也乃分陸軍少佐安藤照來乞余文余雖不嫻文辭亦與藝士同感遂援筆記其概略此役死者二十有八人士官心得村上清之助進曰吉田左太郎曰湯淺偕藏曰下志得和田忠兵衛曰三宅貞之助曰山科靜雄曰渡邊舍吉曰統士卒福原銀助曰沌沙友吉曰中川定五郎曰新川松太郎曰友田保吉曰野郎豐三曰滿田寛三郎曰則本彌助曰宗像岩吉曰岡田源三郎曰志口忠助曰河野恭次郎曰伊藤卯八郎曰沖野勝太郎曰大久保彦藏古上新之助

日石橋榮藏曰福原嘉一曰隅田武助曰杉群平曰河野尹一曰古上新之助
銘曰

廣島藩鎮 夙顯山陽

奕世遺化 存而不亡 民服稼穡 乃疆乃理 土守法度 之綱之紀
敦爲不順 修我才矛 敦匪王師 與子同仇 武夫洸々 如熊如虎
敷奏其勇 濯征西土 藝之水兮 嚴之山兮 高風英氣 存天地間
嚴之山兮 藝之水兮 其人不滅 視此名誄

明治十八年四月陸軍中將從四位勲二等子爵

谷 干 城 撰

賴 元 啓 書

五層寶塔鎮高岡。幾座樓臺老樹傍。島外煙波如帶繞。灣前雲岫若屏張。
呼來僊鹿隨人步。看取神鴉掠水翔。此日滿山飛凍雪。蓬萊宮闕玉爲裝。

光緒乙酉除夕遊香次島滿山白雪煙景愈妍卒賦一律以應遠翠樓主人

雅屬葵東麥園逸士王治本

嚴島にて人に物語し侍りしに

かくはかりまことをかたるまゝにはあはれも掛んいつく嶋姫

正四位子爵 西四辻公業

尋ね來し神の社の有の浦のふかきめくみを思ふ斗ぞ 受心

嚴嶋の會式にまかりて

浦風の手向涼しき宮居かな

玄的

夏の夜の月よりきよき別つる君をうつゝにいつかあひみむ 駕拾
龍駕經過處。水靈山亦靈。夜登千疊閣。天樂月中聽。

擬重華

北龜居山ハ四時ノ眺望尤宜三冬ノ時節ハ賓客稀ナレ共雪ノ眺
最 好トス深雪ノ朝ハ四山一白銀世界ノ如ク神殿廊臺ハ玉玲瓏トシ
テ風光類ヒナシ

荒胡子神社 同山ノ麓ニ在リ 祭神

此神社毎年一月一日神衣獻納

ノ式アリ

文庫 同所ニ在此庫中藏スル所ニ拾壹史ハ最古本ニシテ珍書ノ評アリ

り

神馬屋 同處ニ在リ

此處注連石ヲ建ハ長貳間余巾壹尺余

銘二曰

貝闕朱宮閑日月 璽書鴻寶鎮山川

明治廿二年九月 寺西易堂書

願主廣島 本明德兵衛

同 當島 瀬田又一郎

同 同 吉田百太郎

三笠濱敷雪八景ノ一

嶋民毎朝此濱ニ來リ竹筒ニ潮ヲ盛り歸リテ家中ヲ祓

此處亦雪朝ノ眺望宜夏夜ハ海心ニ月華ヲ浮テ華表棟上霜色

冷ナリ其風光名狀スヘカラス

夏の夜の月は澄けり蜚小舟宮にはらはぬ霜と見るまで

降にけり三笠の濱の松か枝にいく千代かけし雪の白ゆふ

神姫殿上月將低。百八回廊路欲迷。唸翁不^レ怕醉歸晚。前導何時

無^二鹿啼^一。

稻妻となりてみせけり大華表

有^二の浦^一 吳橋越帆港内ニ林立シテ朝夕去來來 賑

有^二の浦客船八景色ノ一^一

漕とむる舟もあまたの有^二の浦^一のうら安けなる浪の上かな

綠楊春水白鷗汀。此地客舟幾度經。應^二是夜來篷底向^一。故園草入^二

夢中間^一。

此處注連石ヲ建^二長貳間巾壹尺貳寸方^一

銘二曰

華表柱瀾休鶴翼 回廊蘿影現龍姿

明治十三年九月

岩國先田鹽谷處書 當島願主 有本芳右衛門

二位殿洲^二二位尼ノカハネ此洲頭ニ漂着スト依テ此名アリ^一

水天宮 祭神 綿津見神 安徳天皇 二位尼

存光寺 禪宗 伊勢町ニ在

今伊勢神社 祭神 天照大神 此邊宮ノ尾又要害ノ鼻共云フ

昔毛陶合戦ノ時元就公此處城ヲ築カレタル跡也

小浦 人家數十戸アリテ自一村落ヲ成セリ

胡子神社 同所ニ在 祭神 事代主命

西行戻シ 同山上長濱道ヲ云

長濱 小浦ヨリ一卷ノ山上ヲ越至ル松灣三丁余洲前ニ海水浴場ヲ

設 梅雨ヨリ仲秋頃迄貴賤羣集シ或ハ鹽湯ニ投シ或ハ海水ニ沐シテ
其病ヲ治ス最衛生ニ功アリ

沙汀漠々小樓閑。一片白雲飛暮山。淡水掃莖多少客。振衣影入碧

松間。一^レ此作何人ノ作タルヲ知ラサレ共古來ハ賽客此海水ニ投シ一身ヲ清メ然

ル後御本社ニ參詣スル事也此首共古風ヲ述タル者ナラン

長濱神社 祭神 興津彦神 興津姫神 相殿 所翁 毎年一月一日神

衣獻上ノ式アリ

是邊モ櫻樹許多アリ又松樹ノ間ニ石燈籠三拾基手ヲ置ク船中ヨリ

點燈ヲ拜スレハ一抹ノ紅雲樹間ヲ繞リ碧海ニ火光ヲ引灑々タル水

波最奇觀ト云ヘシ亦櫻花ノ時節ハ詩歌ノ閑客多シ

二王門跡 此處金剛力士ノ木偶有リシカ門破壊ニ及今ハ大願寺ニ是

ヲ納ム

新町 昔ハ青樓許多有リテ委ク朱門粉壁畫棟綵欄頗ル全盛ナリシモ

青苔行人ノ跡ヲ侵シ紅粉ノ影タニ尋カタク巫山ノ夢モ雲雨ト共ニ消

果テ今荒涼タル原野トナレリ五十ノ上古キ昔ノ梅櫻ノミ残リテ野
鳥謠フカ如ク自鳴ニ似タリ

あたに猶まねくもこの余波とて尾花か袖に秋風そふく

貞勝

三笠濱頭日已西。存光寺畔月如春。醉仙多少桃花面。亦是武陵人易
迷。

登の莽

全盛回首亦何邊。唯有郊原山鹿眠。艷骨已成蘭麝土。粉魂尚止野
叢煙。園荒紅菊衰。顏色。垣壞芙蓉綴。破褰。竹間鳥語眞歌曲。場下

松聲似管絃。胡蝶繁花夢長斷。秋風無限渡桑田。

雲松

德壽庵 金石ノ地藏

瀧ノ尾 一小ノ瀧アリ瀧下ニ觀音ヲ安置ス四面老櫻アリ又近年山縣

篤藏ト云ル好事ノ人アリテ山上山下ニ梅數株ヲ植一層風光ヲ倍ス

故二人呼テ小羅浮ト云地清ク閑雅ニシテ最春色ニ富メリ

梅か香や笈の水のほつちく

梅佐

客ふりの櫻とちかふ梅見かな

同

福壽坊 眞言宗

北ノ神社 祭神 猿田彦神

寶壽院 眞言宗

鳥居松 二株ノ松アリテ自ラ鳥居ノ姿ヲ作セリ故ニ名ク此邊モ春時ハ

來遊スル者多シ

神泉寺 淨土宗 寛政ノ頃是寺ノ番僧ニ誓信ト云ル者アリ佛具樂器

等ノ名作ニシテ已ニ本島産物ノ杓子モ同僧ノ作り始メタル物ニシテ
宮島杓子ノ名海外ニ及モ全彼力ナリ亦遠國近郊ニタクハツツ發
キ一己糊口ノ余錢ヲ以島内十有余ヶ所ノ井ヲ掘リタリ故ニ島民如
何ナル早天ト雖モ水ニ乏シキヲ知ラス實ニ稀代ノ有德僧ナリ島民
誰此德ヲ仰カサラン

神社 幸町ニ在 祭神 是處金鳥居アリシ所是ヨリ北ノ町

御神酒所 同所ニ在(瀨田愛三郎ト云フ)清釀ノ酒ヲ供ス

此處ノ山上三人丸神社アリ神体木像ニシテ最古作也拜寫して以テ

好古家ノ品評ニ供ス

燈油調進所(手製ニシテ油清潔ナリ)

塔ノ岡 五層塔ニ隣ナルヲ以テ是名稱アリ昔毛利元就公陶全姜ヲ伐

ント此所ニ陣ヲ取ルト云

是岡ニ遠翠樓ト云ル旅館アリ坐間眺望最宜ク調羹清潔ニシテ百

事最勉ム

町役場 同所ノ下ニ在リ字岡町ト云フ

光明院 淨土宗 當寺ニハ學信ノ高僧アリテ什寶モ多分有今其尤ナ

ル物ヲ圖ス

舎ケ原 深松密竹ノ間小泉アリ秋夜松間二月ヲ吐キ呦々タル鹿鳴唧

々タル蟲聲尤吟客ノ愛スヘキ所

舎ケ原藥鹿八景ノ一



舎ケ原むつれて遊ぶ鹿見れはともに楽しむ神の御園か

千廣

〈神泉寺ト云ル僧房ニ宿リテ〉
春寒き夕山風吹すきて窓に落くる棹鹿の聲

義一

池ヶ谷 谷ヶ原ニ隣ル此所往昔本社殿内ニ在リシ鐵佛ヲ埋ムト云今
尚溝中ヨリ鐵水ヲ吐

寶泉院跡 南町ニ在是寺近來破壞甚シキヲ以寺堂ヲ除キ地ヲ平坦ニ

シテ遊人ノ行路トナレリ是邊紅葉谷ノ通路ニシテ醉仙紅娥ノ來往織
カ如ク産物ノ商家モ軒ヲ並へ近頃自ラ勝區トナレリ

紅葉谷 昔ヨリ風光佳絶ノ地ナリシモ去ル嘉永ノ頃鳴ノ官吏ニ好事

ノ人有リテ荊棘ヲ除キ家屋ヲ結ビ一層風色ヲ倍セリ總テ是溪内幾
千樹楓林松杉櫻樹森々トシテ流水盤回山百轉大巖小石水心ニ横ハ

リ一橋谷ニ架シ屋ヲ接牆ヲ連ネ五步ニ二樓十步ニ一亭或ハ谷ニ跨

リ或ハ水心ニ立ツ春晨ノ櫻花ハ白雲ヲ樹頭ニ懸三伏ノ炎天涼味滴
タルカ如ク九秋霜落テ楓林ニ紅霞ヲ簇ラシ冬雲雪ヲ釀シテ萬條玉玲

瀧タリ酒有魚有小玉有リ酌ヲ取ル實ニ四時ノ佳興限り無シ來遊ノ
客誰カ是洞中ニ入テ醉ヲ買ハサラン樓名ヲ賞流亭錦流亭ト稱シ樓主

〈岩村平助〉ト云

幽林欲雨氣吟悽。春晚端居園徑迷。獨向「高齋」展衾臥。南山夜々
子規啼。

誠堂韶書

來愛「楓林」野鹿迎。小亭眠足午陰清。狂雷忽起頑雲近。只有「雨聲詩」

水聲。

世外

十九年夏日紅葉谷にてよめる

山河の音さへすこき月影に深けて友呼ぶ棹鹿の聲

清成

此是清州三勝一。神明護得幾千秋。滿溪紅葉畫圖裏。一道鳴泉繞屋流。

南海古狂子

華表蘸湖艇自通。幾回靈境拜仙宮。月前疑雨濕々々。霜後欺花

處々楓。千疊閣開臨翠壁。五層塔秀排青空。徘徊更欲問遺跡。

義戰長傳當日功。

《遊嚴島即事》

聽雨居士

殘星疎點夜將明。茅店晨鷄處々聲。溪水淙々山色冷。人穿幽洞

松行。

含雪居士

酒幔溪樓數十家。檐前霜葉簇紅霞。多情何者樹間客。錦裏猶携解語

花。

雲松

四ノ宮神社 祭神不詳 是邊若宮石原ト云フ昔頃洪水アリテ若宮神社

埋没セリト云フ其時はノ奇巖怪石モ水源ヨリ出テ今ノ寶庫モ其水害ニ罹リテ太平埋レタルヲ後堀出セリト古書ニ見ヘタリ

大國神社 祭神 大國主命 此神体ハ一里計奥ノ山上ニ在リタル

ヲ信者アリテ近年爰ニ遷座ス

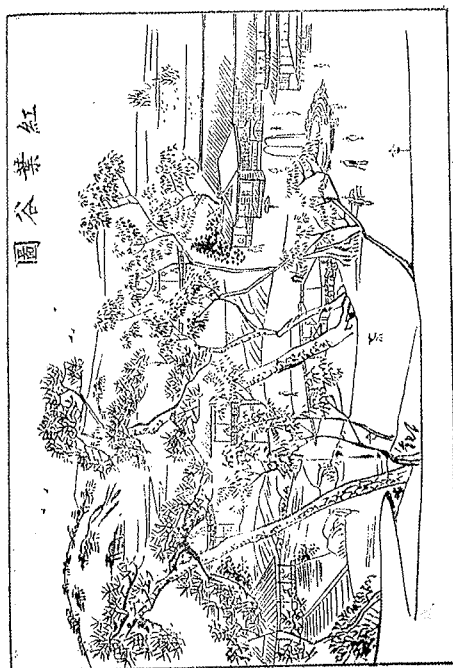
溪樹皆雲溪水霞。々邊小閣々邊花。新居如レ此春如レ此。何事高人不在家。

在。

《題皆雲山堂之壁》 小石半翁

是ヨリ御山道

御神酒所《瀧町ニ在是ハ古來ヨリノ神酒所家シテ舊ハ松井ト云シカ近年其跡絶今



繼テ古來名目ヲ存セリ最清潔ノ釀酒アリ

棚守屋敷 祖先ハ佐伯ノ鞍職ニシテ代々社務職ヲ司トリ一社ノ百事皆

此職ニ決ス此家中興ノ祖ニ房顯ト云ル人有毛利元就公其志操ヲ喜

ビ殊ニ寵遇厚ク本社修繕寶物等ニ力ヲ盡シ一社保存ノ道ヲ立シ事

別ニ房顯記ト云ル一代ノ記錄アリテ毛陶合戰ノ現實皆是ニ載タリ千

有余年ノ昔ヨリ古書畫古器物等今尚存在セリ茲ニ其著名ナル物ヲ圖

シテ一桀ニ備當時本社宮司野坂元延其家也

一ノ鳥居 御山麓ニ在リ 懺悔地藏 同所ニ在

御幸福橋 高倉天皇白糸ノ瀧觀覽ノ時渡ラセ給フ橋也

彌峯々下翠烟昏。此處幾回穿「屐痕」。醜石亂堆圍「薛徑」。老杉競發蔭

山門。溪鳴遠聞奔崑水。枝梟時看攀樹猿。纔去市街心地別。一橋長此隔塵喧。

瀧ノ宮 祭神 湍津姫命

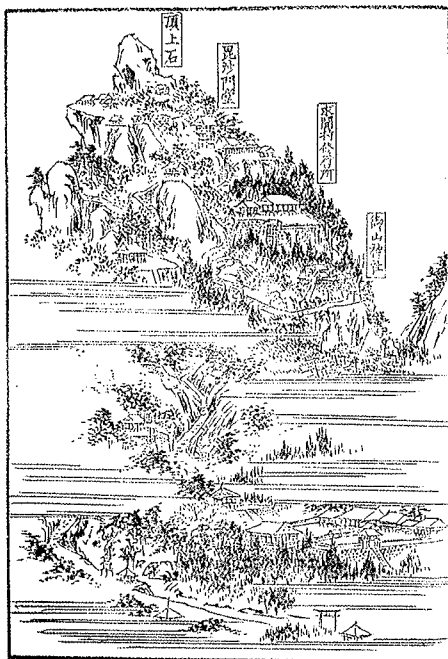
瀧山石橋作 登々葺

白糸ノ瀧 直下十余丈水勢巨萬ノ糸ヲ垂タルガ如ク三伏ノ炎天ニ白雪ヲ漲シ涼味無限是邊首夏ノ頃森々タル松間ノ螢火濕々タル水面ニ光リヲ浮ヘ風光 最閑雅ナリ

瀧ノ宮水螢八景ノ一

雲井より落くる瀧のみやまへに星とみたれて飛螢かな 忠敏
龍顔一自愛飛泉。遺跡尤存古廟邊。不變千年白絲色。尚看山上樹間懸。

鹿猿居野坂子幹



御幸石 瀧ノ宮傍ニ在數十疊ノ石坡也

高倉上 皇瀧觀覽ノ御坐石ト云

中ノ堂 一ノ鳥居ヨリ七丁一字ノ堂アリ御山登山ノ賓客休憩ノ場ニ

備フ茶店アリ力餅ヲ鬻グ

幕石 絕壁千尋此石數里ノ山谷ニ跨ルト云此邊石蘭ト云ル一種ノ草アリ其色薄紫色ニシテ花葉共蕙蘭ニ似タリ梅雨前ニ花ヲ開

カ石

石道三四丁ノ間石ヲ疊ミ路上ニ敷ク是所大樹多ク昔ハ白日モ暗夜

ノ如クナリシト云フ現今大高ノ材モ是所ヨリ出ルモノ多シ

二ノ鳥居 拾五丁目ニ當ル



二王門 松杉雜樹天ヲ掩ヒ自ラモノ淋シ金剛力士ノ像ヲ置ク

水晶石 巖中巨萬ノ水晶ヲ哈メリ

御山神山 祭神 市杵島姫命 田心姫命 瀧津姫命

是御社ハ神宮ニ僧侶トノ掛持社ナリシガ佛家ノ勢強クモト三姫神ナルヲ遂ニ三鬼ニ換ヘテ唱シカ維新ノ際神佛ノ証ヲ正サント官ヨリ神官ト僧侶トニ命ジテ神鬘ヲ取ラシメタルニ不思議ナル哉神祭ニセヨトノ鬘降リテ其神鬘ヲ改ムルニ果シテ三女神ノ神鬘出タリ

求聞持堂 本尊虚空藏弘法大師ノ作ト云ヘリ是ハ求聞持修法ノ靈場

ニシテ近クハ福島正則ノ建ル所也弘法大師當山開基ノ始ヨリ求聞持修法絶ユル事ナク爐中燒所ノ火モ又往昔ヨリ消ユル事ナク千有余年ノ今ニ至リシカ惜哉明治廿一年祝融ノ災ニ罹リテ燒失セリ什寶ハ三光石 石中日月星辰ノ姿ヲ現ス 佛舍利

關伽ノ井 毎夜後十二時炬火ヲ照シ跣足ニシテ此水ヲ汲ミ求聞持修法ノ供物ヲ炊ク是水清冽ニシテ甘味アリ

曼陀羅石 石面梵字ヲ刻ス弘法大師ノ作ト云フ

時雨ノ櫻 花ノ姿モ尋常ノ花ト殊ニシテ四時團々白露ヲ降ス

玉取岩 昔シ是岩中ヨリ玉ヲ彫リ取りタリト云

鐘撞堂 洪鐘ハ治承元年右大將 平宗盛寄附

毘沙門堂 毘沙門天ヲ安置

不動尊 巖下同像ヲ安ス是巖不動ノ攝出シテ石面掄出セルカ如自雨露ヲ凌クノ

庇ヲナセリ

頂上石 是ハ當山ノ絶頂ヲ標スルカ爲一箇ノ石塔ヲ建ツ

龍燈杉 一樹ノ老杉石面ニ蟠カマリ其姿走龍ノ如シ是紀州高野ヨリ

飛來レル由依テ紀州杉共云フ是ノ所陰曆正月六日ノ夜龍燈ヲ拜スル處ナリ龍燈トハ海面數點ノ火ヲ現ズルヲ云近ク見レバ全ク波紋ナレ共其中自カラ火光ヲ哈メリ

船岩 形船ニ似タル奇石也

大日堂 開基同時ノ建設也大日如來ヲ安ス

堂内木製ノ燈籠火袋アリ最古代ノ作ニシテ木質分明ナラズ佛像ノ刻有レ共磨滅シテ見ヘガタシ

奥ノ院 大師堂彌堂等アリ古代ノ建物ナレ共今破壊セリ

龍ケ馬場 岩壁ニ馬蹄ノ跡アリ故ニ駒ケ林共云フ名産ノ岩茸此處ヨリ出ツ

龍ケ窟 陶ノ余黨逃レ去シ處ナリ

護摩谷 數疊ノ巨巖天ヲ掩ヒ四面皆岸壁ニシテ自カラ石室ヲナセリ大師護摩修法ノ處也

自是下山道ニ舊西方院ト云ル眞言宗ノ寺アリ畫工雪舟ノ築庭アリ大

巖小跡樹林ノ趣 泉水ノ位置頗ル高尚ノ間エ有シモ中興ハ樂鹿ノ

棲場トナリタルヲ近來寺ノ跡ニ美麗ノ樓ヲ設ケ亦池面ニ水ヲ引園内

樹木ヲ植倍シテ最舊ニ勝ルノ風景トナレリ是ニ於雪舟ノ名亦世ニ

出タリ

大聖院 眞言宗 宏大ノ建築ニシテ寺内藥師堂大師堂等ノ大宇有寺

格モ尊ク仁助親王ノ由緒豐大閣ノ事跡有レ共先書ニ載タレバ爰ニ贅

セズ什寶ハ巨勢金岡ノ畫紀友則自筆ノ歌集雪舟ノ菅公像空海ノ書
畫其他和漢ノ書畫古器物等存在セシガ明治廿一年十二月失火ノ爲
ニ惜哉燒土トナリヌ又惜ヘシタ々

島回式

嶋回ハ吉辰ヲ選ミ齋戒シ拂曉ニ有ノ浦東岸ヨリ舟歌ト共ニ發シ長
濱神社ヲ遙拜シ蓬萊巖ヲ過ル頃朝光篷窓ニ映ジ人心自ラ清潔ノ覺
聖崎ヘ是邊清明ノ頃宮殿廊閣ノ姿ヲ浮ヘ漸有テ後消ユ島民呼テ是ヲ蓬萊ト云フ
杉ノ浦神社 祭神 底筒男命 神官 獻供奏樂終テ古式ノ饗膳アリ
金光水 同處ノ奥ニ在三伏ノ頃ト雖三十度位ノ寒烈ナリ

包ケ浦神社 七浦ノ外 祭神 鹽土ノ老翁數疊ノ盤石海中ニ在石上ニ小祠ヲ建船中

ヨリ奏樂獻供ス又粉餅ヲ巖上ニ備レハ神獨來テ是ヲ啄ム是ヲ朝ノ供御ト云

鷹ノ巢神社 祭神 底筒男命 是浦鷹ノ爪ト云ル貝アリ神饌奏樂ア

リ

腰少浦神社 祭神 中筒男命 神饌奏樂アリ

青海苔浦神社 祭神 中筒男命 神饌奏樂終テ午饒ノ饗アリ是奥拾

丁斗高安ケ原ト云ル所有陶全差敗死ノ所

養父崎神社 七浦ノ外 祭神 靈鴉 是靈鳥ハ大神御鎮座ノ時津々

浦々ヲ先導ナセシ例ニ習ヒテ島回ノ式ヲ行也此海濱大品小石巨萬

有リテ森々タル松林ノ際ニ小祠ヲ安鎮ス船中ヨリ神官奏樂スレバ

稍有リテ靈鴉一雙笛聲ニ隨テ出テ來ル其時海面ニ神饌ヲ浮ブレバ舟

船ノ多ク近キヲ不恐供御ヲ啄ミ去ルモシ船中穢レ有時ハ神鴉來ラズ

このしまめぐりしおほは
是島回式多カル中ニモ長州小松鹽濱ヨリ獻ズル所ノ式ハ元祿十三
年ノ昔ヨリ一年モ欠ル事無ハ全信徒ノ崇敬厚ク神慮ノ呵護ナルベ
シ 是島回式ニ付靈妙ナルコト許多有レ共事長クレハ略ス

山白浦神社 祭神 表津少童命 奏樂神供

革籠崎 七浦ノ外是處早櫻有雨水ヨリ十日ヲ過ス蕾ヲ破早薇アリ同時ニ拳ヲ擢ス

又目張魚等ノ好下物ヲ産ス

須屋浦神社 祭神 表筒男命 神饌奏樂終テ餡餅ノ饗アリ是浦磯ノ

清水トテ洲頭ニ名水アリ潮満ニスル處ノ洲ヲ堀レバ水湧テ更ニ鹽氣

ナシ又松露多ク出ツ灣頭數百畝青松枝ヲ交ヘ翠色波ニ注テ風光

尤好シ

仰見層山幾萬松。波間澄映蘸高峰。此勝若比松洲景。水色山光

又々濃。

御床浦神社 祭神 本社ニ同ジ神饌奏樂祝文アリ島回儀式茲ニ終ル社

前大盤石アリ人千人ヲ容ルト云フ石面龜甲ノ紋ヲナセリ同前ニ櫻海

苔海松總等ノ海菜ヲ産ス

内侍岩 大江ノ浦ニ在リ島回ノ時は海中ニ供御ヲ投昔當社ノ内侍

ニ有子ト云ルアリ是ハ平相國禁中ノ官女ヲ以當社ニ奉仕セシメタ

ルニ是内侍德大寺實定卿ヲ戀ヒ是所ヨリ小船ニ便シテ都ニ登ラン

ト攝州標ツクシノ沖ニテ入水セルヲ以今ニ其靈ヲ祭ルト也此拾三

丁計山奥ニ貝殼塚ト云ルアリ陶全姜毛利元就ニ亡ボサレシ時殘

黨龍窟ニ籠リ夜々洲頭ニ貝ヲ拾ヒ食物トナシ事治リタル後各處ニ

歸ルト云フ故ニ此山谷皆貝殻ノミ也

踏踏濁 昔シ此處ニテ大内義隆社用ニ鐘ヲ鑄造セシ所ナリ潮退ク時

十丁許ノ平砂也名産ノ海松貝此處洲前ニ出ツ

網ノ浦 島回式ノ歸舟茲ニ着ス是地櫻多シ中ニモ名木ノ淺黄櫻ハ枯

木トナレ共相生ノ松ハ倍榮エ翠葉天ニ連リ千載ノ聲ヲ號フ

都テ本島ノ山野江濱乱松怪石山水名媚到處奇觀ナラザルハナシ

島産物

木盆 木鹿 杓子 彫刻物 箸 竹盆 木竹細工 雪花漬 惣太

郎漬 其他種々有レ共是ヲ畧ス

大島居重造之記

享和ノ建築ハ嘉永ノ大風ニ棟ヲ飛シ六柱久シク海中ニ兀立シタル
ヲ風致ニ障害アルヲ以舊藩是ヲ除ク明治五年維新トナリ同七年本
郡ノ人小泉甚右衛門永ク神門ノ欠タルヲ愁一朝奔起シ彌宜野坂河
野ト謀リ權令伊達ニ乞フニ鳥居重造ヲ贊ヲ本縣諸郡ニ募ラン事ヲ以
テ權令其志操ヲ愛シ速ニ是ヲ許シ且諸區長ニ内命ヲ下シ小泉甚右
衛門八田新七ヲシテ諸郡ニ遣ハシメ東西ニ奔走シ其財ヲ集メ先松原
洲前ニ經營ノ工場ヲ設ケ其材ヲ檢スルニ舊主淺野家ヨリ獻ズル所
ノ楠 兩柱アリ一ハ日向ヨリ來ル一ハ讃岐ヨリ來ル其讃州ヨリ出ル
ものつち 二丈尺ヲ欠ク依テ其根下に繼グベキ材ヲ求ム茲ニ本年八
月者繞ニ丈尺ヲ欠ク依テ其根下に繼グベキ材ヲ求ム茲ニ本年八
大風アリ回廊三棟平舞臺等猶一層ノ破壊ニ至リ梁間ニ雨ヲ注グ是
ヨリ先營繕請願ニ事有レ共公廩入費ノ外ト示令アリテ如何トモス



ル能ハズ是時ニ當リテ河野徵舊藩ノ獻金ヲ出サシメ兩御殿ノ屋根
ヲ修ス本社屋上始テ檜皮ヲ用ルヲ見ル長官伊達ハ自費ヲ以兩三
ツ棟ノ屋根ヲ修シ次官白濱貫禮繼デ各處ノ破壊ヲ補フ又二川千尋
山科幹三廣島市街ノ人民ト謀リテ回廊其他ノ破壊ヲ治ム茲ニ於テ
莊觀舊ニ復ルヲ得タリ依テ又鳥居重造ニ起手ス然レ共本柱ノ根下
ニ繼ベキ楠ナシ或ハ字品島ニ渡リ或ハ玖波ノ驛ニ渡リ八方搜索スレ
共遂ニ協ヘルモノ無シ依テ試ニ龜居山下ノ楠ヲ堀タルニ二丈尺全ク
調ヘリ是ヲ以テ遂ニ根下ノ繼トナス然レ共四柱棟梁其他棧道楷梯
等ニ用ユル材ナシ同上ノ小材ハ踏踏濁ニ在リ四柱棟梁ノ大材ハ御
山瀧ノ宮及石道奥ノ院ニ在リテ是ヲ官ニ請フ伊達權令特斷ヲ以是

ヲ許ス直ニ各處ノ杉ヲ伐テ其材始テ備ル時ニ明治七年十一月
 中浣也年末ヲ以諸工事ヲ止ム同明治八年一月洲崎ニ松杭數千ヲ椎シ
 以基礎トナス數日ヲ經テ六處ノ礎始メテ就ル工夫ニ命ジテ棧道楷
 梯ヲ作ラシム茲ニ四月社前高舞臺ニ於テ鳥居重造ノ斧初式ヲ行フ
 最盛典ニシテ賓客立錫ノ地ナシ式終テ千疊閣ニ於テ擔當ノ篤志者
 ニ祝宴ヲ開ク然ルニ大材ハ尚各處ノ山ニ在テ道路最困難ス是時ニ
 當リテ近邨人民力ヲ添フ容易輔踏瀉ノ海濱ニ達ス是ニ數百ノ浮材
 ヲ付舟路漕テ營所ニ到ル豫メ諸工ニ命ジ限ルニ二十餘日ヲ以シ諸工
 委ク功ヲ奏ス依テ表裏懸額シ棧道階梯ヲ拂ヒ鳥居中央ニ坐ヲ張同
 年月日ヲ以落成ノ祭典ヲ行ヒ始テ神門ノ就ヲ祝ス
 鳥居額面ハ一品新王熾仁御筆

縣官 伊達權令宗興
 同 白濱參事貫禮
 同鳥居重造派出官 吉村博
 同擔當人 佐伯郡副區長 小泉甚右衛門
 同擔當人 八田新七
 同上 秋田儀右衛門
 同上 山中六右衛門
 神官司 淺野忠
 權宮司 雨森精翁
 禰宜 野坂元延

同 河野徹
 權禰宜 村井直衛
 同 片岡正占
 同 所信文
 主典 野上貞勝
 同 三谷義一
 同 福田肇
 同 林千種
 同 熊野幸三郎
 同 村井清見
 同 瀨田愛三郎
 同 高木文助
 同 尾谷德太郎
 同 滿本小助
 同 藤岡多次郎
 工長 宮西重五郎
 同上副 湊周助
 同副 伊藤萬吉
 同 佐々木卯兵衛
 人夫頭 吉賀繁藏
 同人夫頭 保田久五郎

同上

小田愛助

同上

小西重助

鐵貝師

鈴木善太郎

工事検査

小島嘉兵衛

夏神祇

さらにたつ鳥居の袖のゆたけきに嬉さ餘る夏の夕風

良穗

もろ人のうけしねがいも満汐に立る御門の陰ぞ涼しき

元延

明治天皇嚴島御幸ノ記

明治十八年七月三十一日午後六時御艦洲東字伊勢町大雀木棧橋前

ニ著ス

聖上輕舸ニ御シ御上陸守衛ノ兵前後ヲ圍ミ字瀧町御行在所大聖

院ニ著御是日遠國ノ近村ノ拜觀者路傍ニ充塞シ每戸國旗ヲ飄シ家

ニ毬燈ヲ揚ク野津中將道實本縣令千田貞曉岡山縣令千阪高雅本縣

書記官平山靖彦本縣控訴裁判所長松岡弘毅廣島始審裁判所長波多

の敬直檢事楠正位與宮正治警部長藤崎供秀收稅長鈴木得之區長

栗原幹之諸官候迎ス是夜松原洲前二煙火ヲ揚祝意ヲ表ス

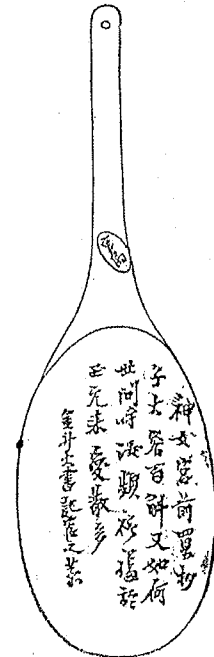
供奉官微服社頭ニ涼ヲ容ル金井大書記官市街二杓子ヲ求メ一詩ヲ書

シ以テ天覽ニ供スト聞詩左ニ記ス

聖上ハ是夜御行在所ノ大聖院ニ御一泊市街今夜恰晝ノ如シ

八月一日晴天侍從西四辻公業公ヲ以テ嚴島神社ニ勅使ヲ立ラル

勅使奉幣ノ次方



八月一日使以下社頭ニ參向ス 次ニ御幣櫃ヲ砌上ニ置ク

次開扉〈宮司奉仕〉此間奏樂 次ニ神饌ヲ供ス此間奏樂

次〈宮司〉先ニ拜祝詞ヲ奏ス畢テ又ニ拜

次掌典補御幣ノ執テ階前ノ案上ニ置ク

次ニ〈宮司〉御幣ヲ神前ニ供ス

次ニ堂典補祭文ヲ執テ使ニ付ス

天皇乃大命爾爾坐世桂卷母恐伎

嚴島神社乃大前爾侍從四位勲四等子爵西四辻公業平使止爲旦白給波久

止白左久食國止所知食須大八洲國乃此國々乎大御親巡幸志見行志給布

止爲旦此所爾至良世給布賀故爾大前爾御幣帛奉利齋祭良世給布事平聞食

世止白給

天皇乃大命平聞食世止恐美恐美母白須

明治十八年八月一日

幣帛神饌ノ料ヲ備給ヒ特旨ヲ以別ニ金百圓ヲ賜ヒ補葺ノ費ニ充テシメラル、旨ヲ縣令ニ傳ヘラル午後一時行宮啓蹕官司淺野忠へ謁ヲ賜フ

聖上ハ馬ニ召サレ瀧町ヲ下リ給ヒ長橋橋下ヨリ御歩行社内ヲ巡覽シ給ヒ西回廊石壇ヨリ御乘馬東岸棧橋ヨリ輕舸ニ御シ本艦ニ入セラル是兩日市街ノ賑ヒ萬民ノ歡聲筆ニ盡カタシ

此日御山求聞持室にて

聞しより見ておとろけりいつくしま 二品能久親王

是御巡幸ニ當リ別ニ金三圓ヲ賑ヒ御社ヲ以テ非常御立退所トセラ

又大聖院ハ金百圓ヲ賜ヒ補葺ノ費ニ充ラル

供奉官 二品能久親王

參議兼宮内卿伯爵 伊藤博文公

侍從長侯爵 德大寺實則公

內務大輔 芳川顯正公

宮内省二等出仕 杉孫七郎公

一等侍醫 伊東方成公

海軍少將 杉村淳藏公

歩兵大佐 茨木惟眼公

總テ一百三十名

一月一日 神饌へ洗米 神酒 海魚 川魚 甘菜 辛菜 沖津藻 邊津藻

鹽水 毎月一日神饌惣テ如是

同三日 元始祭へ荒稻 和稻 鏡餅 海魚 川魚 甘菜 辛菜 沖津藻 邊

津藻 島ノ産物二種 果物 鹽水

同十七日 神饌へ一日二同シ毎月如是 臺數ヲ欠ク

同三十日 孝明天皇遙拜

二月十一日 紀元節 神饌毎月一日二同ジ御垣原ニ遙拜所ヲ設

同 祈年祭 神饌元始祭ニ同ジ班幣縣廳ニ着シテ日ヲ定ム勅使奉

幣ノ式有

四月三日 神武天皇遙拜

六月十七日 例祭 神饌祈年祭ニ同ジ社前左右ニ大櫛ヲ立五色ノ

絹ヲ掛ケ釵玉ヲ鋸ル

勅使奉幣式有

同卅一日 大祓式執行本社組入ニ祭場ヲ設ク

十一月三日 天長節 甘州林歌ノ舞樂ヲ奏ス

同廿三日 新嘗祭 祈年祭ニ同ジ

十二月卅一日 大祓執行同夜除夜 神饌有毎月一日二同ジ

年中私祭

一月一日 神衣獻上へ古式有宮司勤之

同二日 神饌 毎年例神官 獻之

同四日 御楊枝獻上 當嶋名産楊枝モ是ヨリ起レルモノニヤ同日

御斧始へ古式有藤岡多次郎勤之

五日 地久祭 〔拔頭 還城樂 陵王 甘州 林歌 納曾利〕 午前五時は

始當社ノ舞樂ハ古來ヨリ由緒有アリテ一品ノ美術ニシテ舞樂維
持ノ法モ有レ共惜哉令人老去今ハ破斷ニ至ノミ

陰曆二月 御鎮坐祭 上ノ未申ノ日執行神饌毎月一日二同ジ

三月一日 本日ヨリ島回式ヲ始ム

陰曆三月十五日 桃花祭 〔桃花ヲ献シ舞樂ヲ奏ス 曾利古 萬歲樂 散手

陵王 一曲 延喜樂 貴德 納曾利〕

同十六日ヨリ十八日迄能樂アリ古來ヨリ傳フル所ノ裝束最美ナル

古織有

同六月十一日 管絃船ノ爲ニ近邨ノ人民來リテ社前ノ土ヲ掘ル是

ル洲掘リト云フ

同十七日 管絃祭 船三艘ヲ合セ其中ニ一字ノ殿舎ヲ組立幔幕ヲ

張り神輿載地御前ニ渡御ス船中奏樂神饌アリ夫ヨリ長濱神社ニ到

リ奏樂神饌終リテ大元神社ヨリ本社ニ還御ス此三日間ノ賑ヒ賽

客 商價市街山野ニ滿テ立錐ノ地ナク舟船海面ニ塞リテ楫櫓ヲ容

レズ近來ハ汽船數十來リテ船中ノ粧ヒ獻燈ノ光リ海面恰モ燒ク

如シ

千百竿燈映ニ碧流。綺羅爭艷木蘭舟。急絃豪管隨潮去。散作ニ神娥

洲畔秋。

陰曆七月十八日 御宮洗トテ洲人潮ヲ汲ミテ社殿ヲ洗

同九月十二日 御秋來祭トテ此日新穀ヲ献ス是祭式今ハ絶テ無ケレ

共最神サビタル神事ナレバ圖シテ古代ノ趣ヲ示ス

毎年五月十月十五日講社島回ヲ執行ス些少ノ初穂ヲ納テ其員ニ加
ルコトヲ得 〔但講社員ノ外ハ許サス〕

陰曆十一月 初申ノ夜御鎮坐祭アリ二月二同

十二月三十一日 夜鎮火祭式社前ノ洲先ニ於テ東西ヨリ松明數千本

ヲ持出是ヲ燒ク神官社頭ニ於テ鎮火ノ祭式ヲ行 最盛觀ナリ

東西曲巷人猶鬧。百八回廊燈未銷。半夜鐘聲報新歲。臨砂萬炬

汲春潮。 〔宮島除夕〕 登々菴

高閣浮滄海。長廊架彩虹。曾無耕稼地。只有史巫風。舞袖鷗

波冷。笛船鴉日紅。何應伴麋鹿。采藥作仙翁。

〔嚴島雜製〕 霜山老逸

當日玄都觀裡家。春風滿目恨無涯。最憐宮外千餘樹。盡是劉郎去

後花。 〔過雲松老兄活舊〕 小石半翁

蘆花楓葉海天秋。人逐歸潮一晚上舟。愛惜溪亭明月色。山靈不

特要逗留。 〔壬午九月雲松嶋席上醉吟〕 西曠

夜向三更飲市甞。天教詩境屬吾曹。何來月影射松際。一塔

在櫻花深處高。 清痴

嚴島大御神御鎮座終

明治卅年第六月十二日印刷

明治卅年第六月廿三日發行

廣島縣佐伯郡嚴島町百九十一番邸

著者 故所 信文

廣島縣佐伯郡嚴島町四百四十六番邸

出版人 江上順吉

廣島縣佐伯郡嚴島町字南町二百六番邸

賣捌人 是永元三郎

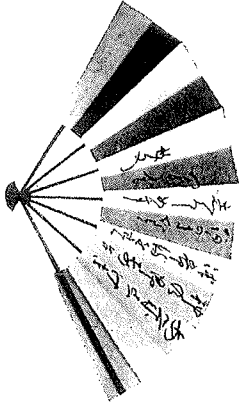
大阪市東區北久寶寺町貳丁目四拾四番屋敷

印刷人 田井久之助

版權所有

嚴
島
誌

嚴島



〔再版〕

競

競

秀乃

庚戌
元
昭
題



莊嚴



神島

明治庚戌春日題

金智



神州



靈域

明治己酉冬日

於重華題



古鐘
まねわさ
日かたの
屋

初如
在

庚戌一月
西明題

序

余呉鎮守府に在ること十有六年嚴島に詣る毎に嚴島圖會を以て指針と爲す往歲神殿に一紳士の細心古簡を調査するを見木曾禰宜に問ひてその重田廣島高等師範學校教授なることを知れり
昨年余の東京に在るや教授著はす所の嚴島誌を送り木曾氏を介して序を需めらる受けて之を讀むに考證的確嚴島の爲慶賀に堪へざる所なり蓋聞く嚴島圖會の編著賴杏坪與つて力ありと教授嘗て杏坪の事蹟を考覈して遺徳を顯揚せられたり今此著あるも亦偶然に非ざるべし乃ち辭せずして一言を題すと云ふ

明治四十三年一月

海軍中將 男爵 山内萬壽治

自序

海上の一區、山水の美天下に傳り、神明の居宅、輪奐の美四海に聞ふ。今に於て嚴島を説くは、殆んど要無きが如しと雖、而かも、説くべき事一二にして止らず、論ずべき所甚多し。

往歲、余嚴島に客たる事半月、朝夕見聞する所、疑惑少からず、殊に神社の草創、沿革、建築、舞樂等に於て然りとす。後年、東京帝國大學の命を奉じて、古文書を採訪するや、疑團自づから散じて、又新た

に結び、興味愈加りて、研究の結果、遂に此書を成すに至りたり。
故を以て、此書の主要部は、嚴島神社に關する史論なり、地誌の體を得たるものに非ず。然れども、世人此書によりて、新研究の端緒を得ば、余の本懷何物か之に加へん。

嚴島の傳ふべきは、山水、輪奐の美のみに非ず、東洋古國の音樂、舞踏こゝに在り、六波羅、山口の文物、典章こゝに在り、嚴島の嚴島たる所、豈容易に説き盡し論じ終るべけんや。況んや神靈赫々、太古史を讀みて、祠前に詣らば、北海道中眼前に現れ、祖國の近きを思はしむるあるをや。筆を投じて窓を開けば、島影笑つて余を招くに似たり。以て序と爲す。

明治四十二年十二月、韓國出張の命を奉じたる日、

重田定一識

凡例

一此書、始に年表を掲げ、次に總説、次に嚴島神社、次に大願寺より南の方大元浦、次に經尾きゆうびを越えて多寶塔婆、柵守邸、大聖院址より、嚴島神社の後方を、順次に北方に説き及ぼし、要害鼻より長濱に至つて、平地を説き盡し、次に御山の登路及び頂上を説き、終に特別保護建造物、國寶、金石文の目錄を掲ぐ。

一沿岸の光景は、嚴島神社の島廻の條下に説きたり。

一神社の祭禮は、各其所に掲ぐ。

一社寺の寶物は、各其所に掲げ、國寶のみは、別に目錄を立つ。

印刷校正中に告示せられたる國寶の目錄は、跋の裏面に載せたり。

一此書、圖版を多く挿入すること能はず、『嚴島圖會』『藝藩通志』『嚴島繪馬鑑』『集古十種』等を有せらるゝ人は、此書の指示に従ひて参看せらるべし。嚴島神社及び廣島尚古會發行の繪葉書も亦参考とするに足る。

一年表に引ける古文書は、嚴島神社、野坂元隆君、及び大願寺所藏の者なり。嚴島神社古文書は、國寶目錄中に大略を掲げたり。野坂文書には、著者別に目錄あり、同家及び東京國大學文科大學史料編輯掛に就て之を見らるべし。

一舞樂に就きては、去る明治四十年の『尚古』雜誌に、和智兄弟の事に就きては、同三十八年の『考古界』雜誌に、各考證を寄せ、野坂文書につきては、同四十一年の『歴史地理』雜誌にその一斑を紹介したりしが、便を以て収めて附録と爲す。

一表装の意匠は、嚴島神社の舞樂、胡蝶に取る。數十の樂曲に就きて特に胡蝶を選みたるは、神社を保護したる平氏の家紋に縁あるに由るなり。

一卷頭に載せたる嚴島の二字は、故有栖川宮熾仁親王の染筆を縮寫したるなり。

一此書、嘗て故伊藤公爵の知る所と爲り、稱讃の辭を辱うしたりしかど、憾くは、哈爾賓の變ありて、終に親しく一本を座右に呈するに及ばざるを。

一此書、資料調査に關しては、三上博士及び、淺野男爵、野坂元隆等、嚴島神社の神職諸君に負ふ所少なからず、出版に關しては、北條廣島高等師範學校長、佐藤少將等諸閣下を始め、桑原、國光兩廣島縣事務官、木曾嚴島神社禰宜、文學士中山再次郎、文學士小谷重、中尾松太郎、山根蕭、富樫東十郎、塚部峰之進、賴俊直、澤原爲綱、龜山元介、有田溫三、村上英、津田藤三郎等諸君の援助を受けたり。廣島高等師範學校及び東京帝室博物館の諸友が、等しく贊成を表せられたるは、著者の愉快とする所なり。

一公爵毛利元昭、公爵山縣有朋、子爵杉孫七郎、子爵曾禰荒助等諸閣下の題字を得たるは、著者が望外の光榮なり。山内男爵、淺野宮司の序跋は、過褒敢て當らずと雖、共に之を錄して永く好意を記念せんとす。

年表

西暦換算

伊都岐島神名神例幣に預る（類聚國史）

嵯峨
弘仁

二年七月、

八一年七月、

正五位下伊都岐島神從四位下に進む（三代實錄）

清和
貞觀

元年正、二七、

八五九、三、九、

伊都岐島中子天神に從五位下を授く（三代實錄）

醍醐
同

同、三、二六、

同、五、六、

從四位下伊都岐島神從四位上に進む正六位上伊都岐島小專神從五位下に進む（三代實錄）

延長
同

九年一〇、一三、

八六七、一一、一六、

延喜式成る神名帳に佐伯郡二座並大速谷神社名神大月次新嘗伊都岐島神社名神大とあり（延喜式）

近衛
久安

二年二、

一一四六、三、

平清盛安藝守となる

後白河
保元

元年七、

一一五六、七、

安藝守平清盛播磨守となる

同

同、九、

同、九、

平經盛安藝守となる

同

同、閏九、

同、一〇、

安藝守平經盛常陸介となり平賴盛安藝守となる

六條
同

三年八、

一一五八、九、

安藝守平賴盛常陸介となる

仁安
二年二、

二、一一、

一一六七、三、

内大臣平清盛太政大臣となる

同

同、同、二三、

同、二三、

太政大臣平清盛一族奉納經卷寫成る長寛二年より三年間の事業なり

同

同、五、一七、

同、六、一三、

太政大臣平清盛罷む

同

同、三、二、

一一六八、三、

前太政大臣平清盛薨

高倉
同

同、一、

同、一二、

嚴島神主佐伯弘安藝國司に募るに重任を以てして社殿を造營せんことを請ふ（古文書）

仁安
三年一二、

二〇、

一一六九、一、

高倉天皇即位

嘉應
元年六、

同、七、

同、七、

後白河上皇薨

承安
元年一二、

一四、

一一七二、一、

平清盛入道の第三女德子女御となる（古文書）

同	二、正、二一、同	二、二三、	女御平徳子中宮となる（古文書）
同	同、二、二、同	三、五、	嚴島神社主佐伯景弘を遣はして中宮平徳子の御衣を奉納せしむ（古文書）
同	同、同、二八、同	同、三一、	僧都樂を遣はして佛舍利を奉納せしめらる（古文書）
同	三、二、一七三、	三、	嚴島神社主佐伯景弘をして社領安藝國高田郡三田郷内尾越村を知行せしむ（古文書）
同	同、四、二、同	五、二二、	後白河法皇御寄進と稱する太刀寶庫に在り
同	同、八、同	九、	寶庫に承安三年八月の款ある舞樂面あり平氏の奉納なり
同	五、七、一三、一七五、	八、八、	右衛門督平宗盛嚴島神社の額を右大臣九條兼實に請ふ（玉葉）
同	元、三、一二七七、	四、	後白河法皇建春門院と共に御社參（玉葉、百練抄）
同	同、六、一八、同	七、二二、	右大臣九條兼實嚴島社の額を平宗盛に贈る（玉葉）
同	二、六、一二七八、	六、	中宮懷妊によりて奉幣（百練抄）
同	三、正、一二七九、	二、	嚴島社を二十二社に列せんとの廷議あり二月及び十二月の上申日を祭日と定む（百練抄）
同	同、三、一八、同	五、三、	後白河法皇平清盛入道の亭に於て嚴島巫女の舞を御覽す（百練抄）
同	三、三、二六、一二七九、	五、一一、	左近衛中將平重衡を勅使として奉幣（玉葉、山槐記）
同	同、同、二七、同	同、一二、	右近衛中將近衛基通、左近衛大將徳大寺實定、權大納言三條實房、同滋野井實國、權中納言徳大寺實家等社參（玉葉）
同	同、六、同	七、	前太政大臣花山院忠雅社參（玉葉、山槐記）
同	同、一、一、同	一二、	神主景弘を三田郷司職とす（古文書）
同	同、一二、一七、一二八〇、	一、二二、	神主景弘を神社に遣す（古文書）
同	四、二、一二、一二八〇、	三、一六、	天皇受禪御母は中宮平徳子
同	同、三、二六、同	四、二九、	高倉上皇御社參（山槐記、百練抄、玉葉）
同	同、九、同	九、	高倉上皇再び御社參（玉葉、百練抄）
養和	元、正、八、一一八一、	一、三一、	高倉上皇崩御御歳二十一

同	同、閏二、四、同	三、二七、	准三宮平清盛入道薨歲六十四	
嘉永	二、三、二〇、一一八三、	四、二一、	神主景弘飭劔箱唐櫃を奉納す今も寶庫に在り(歟)	
同	同、七、二五、同	八、二一、	安徳天皇西巡	
同	同、八、二〇、同	九、一五、	後鳥羽天皇踐祚	
同	四、三、二四、一一八五、	五、二、	壇浦の戰	
後鳥羽	文治	二、三、一二、一二八六、	四、一〇、	九條兼實攝政となる
同	三、	一二八七、		神主景弘源賴朝の命によりて寶劔を長門海中に求む(吾妻鑑)
同	五、六、	一二八九、	七、	源賴朝神樂料を奉納す(古文書)
同	同、七、一九、同	九、八、		源賴朝藤原泰衡を討つ
建久	三、三、一三、一二九二、	五、三、		後白河法皇崩御御歲六十六
同	同、七、一二、同	七、二八、		源賴朝征夷大將軍に任ず
土御門	正治	元、正、一三、一二九九、	二、一六、	源賴朝薨歲五十三
承元	元、四、五、一二〇七、	五、一〇、		前關白九條兼實薨歲六十
同	同、七、三、同	八、五、		神社炎上(古文書)
同	同、八、二一、一二〇七、	九、二一、		安藝國を寄進して神社を造營せしむ(古文書)
同	同、一二、二三、一二〇八、	一、一九、		安藝守藤原賴季の奏により官使を遣はして同國鎮守伊都岐島社の功程を勘注言上せしむ(古文書)
順徳	建保	三、一二、一九、一二一六、	一、一六、	神社内宮遷宮す外宮は未だ成らず(古文書)
後堀河	貞應	二、一二、二、一二三四、	一、一、	神社炎上(古文書)
元仁	元、九、一三、一二三四、	一一、二、		安藝國を寄進して神社を造營せしむ(古文書)
嘉禎	元、四、二〇、一二三五、	五、一五、		神社造營遲怠によりて八年間安藝國を社家に付す(古文書)
同	同、五、九、同	六、三、		前周防守藤原親實を安藝守護職とす(古文書)

同	同、一二、九、一二三六、一、二五、神社造營を始む（古文書）
同	同、同、二四、同、二、九、外宮上棟（古文書）
同	二、四、四、一二三六、五、一七、内宮上棟（古文書）
延應	元、一〇、一三、一二三九、一、一七、外宮遷宮（古文書）
仁治	元、閏三、七、一二四〇、一〇、三〇、遷宮神寶用途三萬疋は建保の例によりて任官の功を募らしむ（古文書）
同	同、一、二、同、一二、二三、將軍藤原賴經太刀を奉納す（古文書）
同	二、四、一、二四一、五、神社造營未だ成らずして國務攝行の期限盡きんとし長官藤原親實齡七旬を越ゆ神官上奏して遷宮を遂げんとす（古文書）
同	同、七、一七、同、九、一、内宮遷宮（古文書）
同	三、二、二八、一二四二、四、六、將軍藤原賴經太刀を奉納す（古文書）
寛元	元、二、二三、一二四三、三、二二、將軍藤原賴經太刀を奉納す（古文書）
同	同、三、一一、同、四、八、中原兼親を神社に遣はす（古文書）
同	同、一、同、一二、神社造營未済により社領半輪地井原村を永代全輪地となして工を終へしむ（古文書）
同	三、二、二三、一二四五、三、二九、將軍藤原賴經太刀を奉納す（古文書）
後深草	建長、三、一〇、一二五一、一、神社樂頭佐伯道清幼年の故を以て職務を押防せらる（古文書）
龜山	文永、五、二、六、一二六八、三、二七、蒙古の使を却く爾後屢來り上下騒然
後宇多	同、七、正、二、一二七〇、一、三一、神社炎上（一代要記）
同	一、一、二〇、一二七四、一二、二六、文永外寇
同	同、一、二、二、一二七五、一、七、將軍惟康親王太刀を奉納す（古文書）
弘安	元、秋、一二七八、僧一遍社參（一遍聖繪）
同	四、閏七、朔、一二八一、？、弘安外寇
同	八、一〇、朔、一二八五、一、六、元國兵食を集めて明年來寇せんとす

同 九、一〇、 一二八六、一〇、

有浦大鳥居重建

同 一〇、秋、 一二八七、

僧一遍社參（一遍聖繪）

伏見

永仁 元、三、二〇、一二九三、五、四、

將軍久親王異國降伏の祈禱として大般若經を轉讀し神樂を奏せしむ（古文書）

同 同、三、 同

鎮西探題長門探題を置きて海防を修む（吾妻鑑）

同 同、四、一六、同

異國降伏の爲右近衛將監藤原基有を遣して太刀弓矢を獻ぜしむ（古文書）

同 二、三、二八、一二九四、

前下野守藤原入道親證社領安藝國桑原新庄志道原平良庄預所職并原村を領す（古文書）

後伏見

正安 二、四、二七、一三〇〇、

掃部頭藤原親範神主職及び社領京都五條坊門京極地六波羅車大路地を知行す（古文書）

後醍醐

正中 二、六、二五、一三二五、

有浦大鳥居破却

建武 三、四、二六、一三三六、

足利尊氏九州より攻上る

光明

同 同、五、朔、同

足利尊氏造營料として安藝國造果保を寄進す（古文書）

曆應 元、八、朔、一三三八、

足利尊氏將軍となる

貞和 三、 一三四七、

棚守長久元左舞師を兼ね（古文書）子孫業をつぎて今に至る

後村上

同 四、八、二六、一三四八、

足利尊氏廻廊等造營料として安藝國己斐村五分四を寄進す（古文書）

後光嚴

正平 二、三、三、一三六六、

筑前博多講衆銅釣燈籠を奉納す（銘）

延文 二、二、八、一三五八、

安藝國造果保の下地を神主下野守親直代禪智に付す（古文書）

貞治 元、正、朔、一三六二、

客人宮遷宮（棟札）

應安 四、四、 一三七一、

有浦大鳥居重建

同 同、冬、 同

今川貞世入道了俊鎮西探題となる

後圓融

永德 元、七、朔、一三八一、

大内義弘造營料として安藝國志芳庄二分方地頭職を寄進す（古文書）

後小松

至德 二、七、朔、一三八五、

伶人兵衛三郎死して子無しよつて三郎五郎をしてその職を襲ぎて下地を管せしむ（古文書）

康應 元、三、一、一三八九、

左大臣足利義滿社參（嚴島詣記）

應永	四、七、二五、一三九七	八、二六	神主安藝守親胤代と武田伊豆入道乗充と佐東郡已斐今武定順利松坪井古河堀立吉次諸村の事につきての争訟の判決あり(古文書)
同	同、八、一八、同	九、一七	神社雜掌の訴により武田伴遠江五郎の安藝杣村大塚久知兩村を押領する事を禁ず(古文書)
同	六、一二、二一、一三九九	一、二五	大内義弘堺に戦死す
永享	九、七、一九、一四三七	八、二九	神主下野守親藤をして社領を知行せしむ(古文書)
文安	元、七、一八、一四四四	九、九	神主又四郎教親をして社領を知行せしむ(古文書)
後花園	三、八、二二、一四七一	九、一五	棚守安種天王寺樂人太奏廣喜より舞を傳受す(古文書)
後土御門文明	三、二、一八、一五〇六	三、二二	僧雪舟寂歳八十七
後柏原	四、一二、一五、一五〇八	一、二七	大内義興前將軍足利義植を奉じて安藝に入り次いで堺より京都に向ふ神主興親從ふ
同	五、六、八、同	七、一五	足利義植入京後再び將軍となる
同	一二、	一五二五	神領の兵東西に分れて相争ふ銀山城主武田元繁東黨を援く(房顯記)
同	一四、一二、二二、一五一八	二、二二	武田元繁兵を山縣郡に入れて有田城を攻め毛利元就と戦ひて敗死す(古文書)
同	一七、三、	四、	備後宮豊後守盛次百貫文を寄進す(銘)
大永	二、三、	四、	大内義興の將陶興房安藝に入る(房顯記)
同	三、閏四、一一、一五二三	五、二四	友田興藤自立して神主と爲り櫻尾に入城し大内氏の兵と戦ふ(房顯記)
同	同、六、二八、同	八、一九	毛利吉川の諸族尼子經久の令に應じて大内氏の屬城安藝鏡山城を陷る
同	同、六、	同、	多寶塔婆建つと云ふ
同	同、八、五、同	九、二五	陶興房等友田興藤と友田に戦ふ(房顯記)
同	同、同、一八、同	一〇、七	大内義興の將弘中武長水軍を帥ゐて嚴島に來り友田の戍兵を逐ひ廿日市を取る(房顯記)
同	同、一〇、三、同	一一、二〇	友田興藤の兵嚴島を襲ひて敗走す(大内氏實錄)
同	同、一一、朔、同	一二、一七	友田興藤の兵大内氏の屬城石道城を取る(房顯記)
同	同、同、同、同	同、同、	弘中武長五日市を焼く(大内氏實錄)

後奈良

大永	三、一一、五、一五二三、一二、二一、	弘中武長又五日市を焼く（房顯記、大内氏實錄）
同	四、五、六、一五二四、六、一七、	陶興房友田興藤の大野城を攻む（大内氏實錄）
同	同、同、一二、同	友田興藤銀山城主武田光和と共に大野城を援ひて敗走す（房顯記）
同	同、同、二三、同	七、四、大内義興劔馬を寄進す（古文書）
同	同、七、三、同	八、一二、大内氏の兵櫻尾城を圍み義興嚴島に來りて軍を監す（房顯記）
同	同、同、一〇、同	同、一九、櫻尾城陷る（房顯記）
同	同、一二、二五、一五二五、	一、二八、多寶塔婆開基僧周歡寂す（位牌欸）
同	五、正、二八、同	三、二、大内義興社參（房顯記）
同	同、二、一〇、同	三、一三、陶興房嚴島に來りて其主大内義興を饗す（房顯記）
同	同、同、二二、同	大内義興大野に渡りて門山の地を相る有浦の大内氏兵船失火（房顯記）
同	同、同、二六、同	同、二九、大内義興嚴島より陣を門山に移す（房顯記）尋いで兵を安藝に加ふ
同	同、七、一五、同	八、一三、毛利元就嫡家を繼ぎ尼子經久と絶ちて大内義興に従ふ
同	同、一二、二七、一五二六、	二、一八、大友氏の援軍嚴島に來る大内義興其兵を併せて諸城を攻む（房顯記）
同	六、	一五二六、
同	七、	一五二七、
享祿	元、七、一四、一五二八、	八、九、大内義興病むにより諸將嚴島に來りて班軍を議す（房顯記）
同	同、同、二〇、同	同、一五、友田興藤の嗣廣就嚴島に來りて義興に謁す（房顯記）
同	同、一二、二〇、一五二九、	二、八、大内義興薨年五十二
天文	二、三、一七、一五二三、	四、二一、上野前司藤原興藤前掃部頭藤原廣就等五層塔婆露盤を造る（銘）
同	六、一二、六、一五三八、	一、一六、毛利元就の嗣子隆元山口に到りて大内義隆に謁す
同	八、六、八、一五三九、	七、四、大願寺の使僧大内義隆の書を携へて朝鮮に入り大藏經を求め終に得ず

正親町

同	二〇、九、朔、一五五一、一〇、一〇、	大内義隆その臣陶晴賢杉重矩内藤興盛等に弑せらる
同	二二、五、一六、一五五三、七、六、	毛利隆元戦捷を祈る（古文書）
同	二三、五、一二、一五五四、六、二一、	毛利元就五日市城を攻むこれより銀山八木己斐櫻尾諸城を取る
同	同、六、朔、同、七、一〇、	毛利元就陶晴賢の兵を折敷畑に破る
弘治	元、卯、四、一五五五、五、四、	毛利隆元戦勝を祈る（古文書）
同	同、九、一六、同、一〇、一一、	陶晴賢塔岡に陣し毛利氏の兵を宮尾城に攻む
同	同、一〇、朔、同、同、二六、	毛利元就塔岡を襲ひて陶晴賢を破る晴賢大江浦にて自殺す（房顯記）
同	二、六、一八、一五五六、八、三、	毛利元就嚴島神社廻廊の板を新たにす（棟札）
同	三、二、二三、一五五七、四、二、	毛利元就隆元防州須々萬城攻撃につきて戦捷を祈る（古文書）
弘治	三、四、三、一五五七、五、一一、	大内義長自刃す周防長門これより毛利氏に入る
同	同、卯、同、五、	毛利元就隆元反橋擬寶珠を造進す（銘）
同	同、一〇、二二、同、一一、二二、	毛利元就友田郷を寄進す（古文書）
同	同、同、同、同、同、	毛利元就燈明料として東西條の内守護段錢卅二貫文を寄進す（古文書）
永祿	元、五、二〇、一五五八、六、一六、	毛利元就石見に入り小笠原長雄を攻む次いで尼子晴久兵を出してこれを援ふ
同	同、八、九、同、九、三〇、	小笠原長雄毛利氏に降る
同	二、五、一八、一五五九、七、三、	毛利元就隆元石州攻につきて立願（古文書）
同	四、一〇、一五六一、一一、	毛利元就出雲に入りて富田月山城を攻む
同	同、同、四、同、同、二〇、	毛利元就隆元有浦大鳥居を建つ
同	五、九、一五六二、一〇、	大友氏の兵毛利氏の門司城を攻む
同	同、一二、一五六三、一、	毛利氏の將天野隆重長州大美禰五貫の地を寄進す（古文書）
同	六、正、二九、同、三、三、	將軍足利義輝聖護院道澄を遣はして毛利大友二氏を和せしむ

後陽成

同	同、同、四、同	同、三、	羽柴秀吉毛利氏の備中高松城を取りて和を結ぶ
同	同、七、一三、同	八、一一、	毛利輝元周防玖珂本郷三十石を寄進す（古文書）
同	一三、七、一一、一五八五、	八、六、	内大臣羽柴秀吉關白となる
天正	一四、一一、一九、一五八六、	二二、二九、	關白内大臣秀吉を太政大臣とし姓豊臣を賜ふ
同	一五、正、	二、	豊臣秀吉九州出陣につきて禁制を定む（古文書）
同	同、二、	三、	豊臣秀吉安國寺惠瓊をして大經堂を建てしむ（古文書）
同	同、三、朔、同	四、八、	豊臣秀吉大阪を發して九州に向ふ
同	同、五、八、同	六、一三、	島津義久豊臣秀吉に降る
同	同、七、二二、同	八、一五、	細川藤孝入道玄旨來る（九州道の記）
同	一六、七、八、一五八八、	八、二九、	毛利輝元社參（上洛記）
同	一八、一、二〇、一五九〇、	二、二四、	棚守房顯卒歲九十六
同	同、三、朔、同	四、五、	豊臣秀吉京都を發して小田原に向ひ毛利輝元京都に留守す
同	同、七、五、同	八、四、	北條氏直豊臣秀吉に降る
同	一九、四、	五、	毛利輝元吉田より廣島に徙居す
同	同、九、一二、同	一〇、二九、	社領吉敷村田十三町四段米七十四石八斗（古文書）
同	同、一一、二八、一五九二、	一、一二、	祭田燈明料高辻七百十八石九斗五升（古文書）
同	同、一二、八、同	同、二二、	豊臣秀吉關白を辭す次いで姪秀次關白となる
文祿	元、正、七、同	二、一九、	關白豊臣秀次朱印狀に宮島舟奉行とあり（古文書）
同	同、同、二七、同	三、一〇、	社領友田郷米百十三升同郷管絃經入目領米十二石五升全郷布施地
同	同、三、一八、同	四、二九、	筵領米八石五升（古文書）
同	同、同、二六、同	五、七、	穂田元清所替につきて藝州大野十石長州豊東郡二十石を替へ寄進す（古文書）
			備後酒屋二十五石の代か
			太閤豊臣秀吉京都を發して名護屋に向ふ朝鮮を討つなり

同 同、四、朔、同 同、一二、

太閤豐臣秀吉廣島に至る

同 同、同、同 同、同、

太閤豐臣秀吉社參（逸史）

同 同、五、三、同

六、一二、毛利元政石州邑智郡日貫村二十石を寄進す（古文書）

慶長 二、正、朔、一五九七、

二、一七、太閤豐臣秀吉宇喜多秀家毛利秀元を大將として再び朝鮮を伐つ

同 三、六、九、一五九八、

七、一二、石田三成嚴島に來る（九州下向記）

同 同、同、一二、同

七、一五、小早川隆景薨歲六十五

同 同、八、一八、同

九、一八、太閤豐臣秀吉薨歲六十三

同 五、正、朔、一六〇〇、

二、一五、毛利輝元秀就等四人四座舞樂を寄附す（古文書）

同 同、九、一五、同

一〇、二一、關原役

同 同、一〇、朔、同

一一、六、安國寺惠瓊斬らる

同 同、同、一〇、同

同、一五、毛利輝元の領地八國を削る後輝元の子秀就周防長門を領して萩に遷り福島正則加封せられて尾張清須より廣島に入る

同 七、五、一六〇二、

五、福島正則平家納經の外箱を寄進す（歟）

同 八、二、一六〇三、

三、二四、徳川家康將軍となる

後水尾

元和 五、六、一四、一六一九、

七、二四、福島正則の封を没し信州河中島に放つ

同 同、七、一五、同

八、二四、淺野長晟廣島に封ぜられ和歌山より徙る

寛永 元、七、一三、一六二四、

八、二六、福島正則配所にて卒歲六十四

同 二、四、二七、一六二五、

六、二、毛利輝元薨歲七十三

明正

同 九、卯、一四、一六三二、

六、一、宮島春市の事淺野侯爵家記録に見ゆ

寛永 一三、春、一六三六、

石川丈山來島

後光明

慶安 元、一、一、一六四八、一二、

淺野光晟平家納經外箱を修補す（歟）

東山

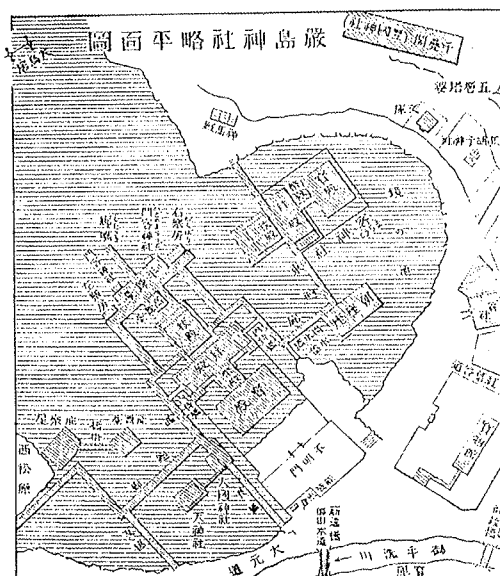
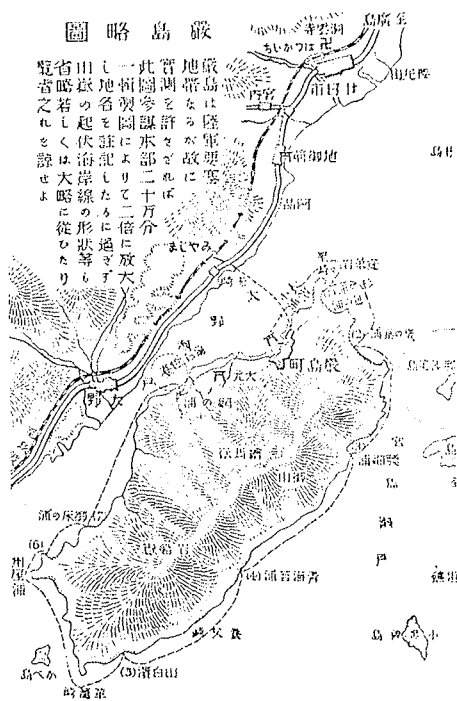
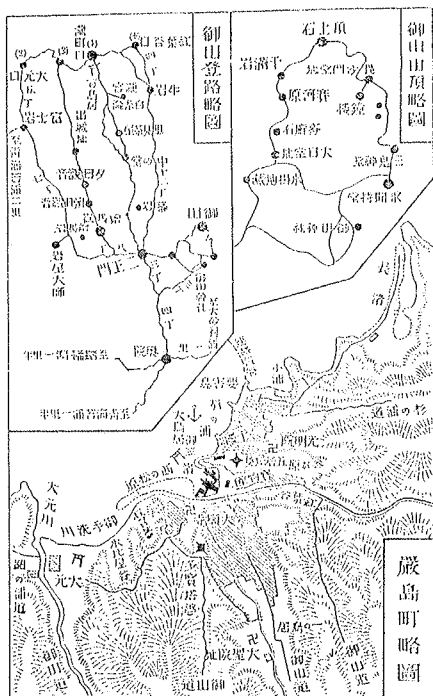
元祿 五、一六九二、

宮島奉行の請によりて廣島藩より春市を再興す（古文書）

同	一五、	一七〇二、	嚴島道芝記開版
寶永	三、	一七〇六、	多寶塔婆を修む（銘）
中御門	享保	元、七、二、一七一六、	有浦大鳥居倒る
櫻町	元文	元、	御手洗川の河口に松原を築く
同	四、	一七三六、	淺野吉長有浦大鳥居を建つ（寺田臨川撰重建記）
後桃園	安永	五、七、七、一七七六、	有浦大鳥居雷火
光格	寛政	一、元、	文庫建つ
仁孝	享和	元、	淺野齋賢有浦大鳥居を建つ（頼杏坪撰重建記）
文政	八、	一八〇一、	藝藩通志成る
天保	三、	一八二五、	嚴島繪馬鑑開版
同	七、	一八三六、	嚴島圖會開版
孝明	嘉永	三、八、七、一八五〇、	大風社頭を破り有浦大鳥居も大破す
文久	二、	一八六二	廣島藩士砲臺を嚴島飯浦に築く
今上	慶應	三、六、二、一八六七、	廣島神社を勅額所と定めこれより毎年御撫物を納めたまふ
同	同	一〇、一四、同	將軍徳川慶喜大政を奉還す
明治	元、	三、二八、一八六八、	神佛號を區別せしむ
同	二、	六、一七、一八六九、	版籍奉還を許す
同	四、	五、一四、一八七一、	嚴島神社國幣中社に列せらる
同	同	六、	神官世襲を解く
同	同	七、一四、同	藩を廢して縣を置く
同	五、	四、	大經堂に就きて豊國大明神を祀る

〔同〕 同、 八、二九、同
 四四、 一、一二、一九二一

千疊閣特別保護建造物となる〕
 嚴島神社官幣中社に陞格〕



目次

總説

位置——地形——地質——植物——動物——名義——歴史——嚴島町——飲料水——
 溫度——長壽者——交通——嚴島港——來島者——旅宿——案内者——寫眞撮影——
 觀覽時間——奉賽（舞樂、總燈明、島廻に就きては嚴島神社の條下を參看せよ）——
 宮島踊——參考書籍解題

嚴島神社

（特別保護建造物目録を參看せよ）

二八

社格——神階——祭神——長門本平家物語の草創説——その批評——神徳——清盛
 の崇敬——上世の建築——神主景弘と仁安の造營——後白河法皇の御幸——高倉上
 皇の御幸——清盛崇敬の理由——頼朝戰捷を祈る——神主親實——承元の炎上——
 建保の遷宮——貞應の炎上——嘉禎仁治の遷宮——社殿の規模——文永燒亡の説——
 鎌倉將軍家の奉納——尊氏の寄進——康安の遷宮——義弘の寄進——義滿の社參——
 社領横領——神主の兵備——神主職競望——神主興藤——僧周歡と多寶塔婆——
 興藤と五層塔婆（金石文目録を參看せよ）——柵守房顯（柵守邸の條を參看せよ）——
 大島居沖の戰——神主景教——義隆の社參——義隆と經藏——義隆の神社保護——
 和智兄弟自殺——反橋（金石文目録を見よ）——天神堂——能舞臺——元就父子
 の社參——元就の幡竿——輝元の寄進——秀吉と大經堂——秀吉の禁制——近世社
 領——江戸將軍家祈禱——祭神の沿革——本社玉殿六座客神社五座——御衣奉獻——
 中子天神——宗方小事神——日吉神社と祭神比較——神佛混淆——その分離——
 行幸啓——遷宮——建築年代——平面圖（卷頭の嚴島神社平面圖を參看せよ）——本
 社の柱間——本社の間尺十七種——本社は左右相對ならず——客神社の柱間距離——
 客神社の間尺八種は本社と異なり——仁安以來の比較研究——建築の特
 色

大島居（特別保護建造物目録を參看せよ）

一〇二

總燈明（總説奉賽の條を參看せよ）

一〇六

舞樂（總説奉賽の條及び附録嚴島舞樂沿革考を參看せよ）

一〇七

島廻（總説奉賽の條及び嚴島略圖を參看せよ）

一一〇

攝社——末社

一一三

祭禮（年越祭——管絃祭——延年祭）

一一三

寶物（國寶目録及び新加國寶目録を參看せよ）

一一五

御手洗川

一二一

大願寺

一二一

寶物（國寶目録及び新加國寶目録を參看せよ）——文書

石風呂

一二二

木比屋谷

一二二

大元浦……………一二二

大元神社……………一二二

祭神論——佐伯直 佐伯宿禰 佐伯造（嚴島神社の長門本平家物語草創説を參看せよ）

大元谷……………一二四

經尾……………一二四

十王堂址 地藏堂址……………一二四

多寶塔婆 寶山神社（特別保護建造物目録及び金石文目録を參看せよ）……………一二四

神廐址……………一二五

大湯屋址……………一二五

横堅石の銘——その批評

南風爐址……………一二五

供僧諸坊址……………一二五

棚守邸……………一二六

貞 佐弘景弘——棚守房顯——野坂文書（附 野坂文書につきてを參看せよ）——野坂元

大聖院址（年表の終に再建起工を云へり）……………一二七

西方院址……………一二八

寶庫（嚴島神社寶物の條及び國寶目録新加國寶目録を參看せよ）……………一二八

鐘樓址……………一二八

本地堂址（嚴島神社神佛混淆の條を參看せよ）……………一二八

御供所址……………一二九

鐘樓址……………一二九

紅葉谷……………一二九

四宮神社……………一三〇

以中庵址……………一三〇

三翁社 山王社（嚴島神社と日吉神社と祭神比較の條を參看せよ）……………一三〇

荒胡子社（特別保護建造物目録及び金石文目録を參看せよ）……………一三〇

金剛院址……………一三〇

文庫……………一三一

經藏址（轉法輪藏 龍宮界藏）……………一三一

湯立殿址……………一三一

塔岡（總說歴史の條を參看せよ）……………一三二

石鳥居……………一三二

五層塔婆（特別保護建造物目錄及び金石文目錄を參看せよ）……………一三二

千疊閣 豐國神社……………一三三

大經堂——大願寺の國寶（國寶目錄を參看せよ）

廣島縣壯兵殉難碑……………一三三

圓城院址……………一三四

神泉寺址……………一三四

僧誓信——飯杓子

光明院（國寶目錄を參看せよ）……………一三五

谷原……………一三五

寶光院址……………一三五

寶壽院……………一三五

神力寺址……………一三六

大佛……………一三六

大佛原……………一三六

新町……………一三六

要害鼻 宮尾城址（總說歴史の條を參看せよ）……………一三六

今伊勢社……………一三七

存光寺……………一三七

二王門址……………一三七

長濱 海水浴場……………一三七

御山の登路（嚴島町略圖及び御山登路略圖を參看せよ）……………一三八

一、瀧町口（瀧宮——白絲瀧——幕岩）……………一三八

二、大元口（護摩谷窟——繪馬岩）……………一三九

三、多寶塔婆口（出城址——繪馬嶽山頂）……………一四〇

四、紅葉谷口	一四〇
--------	-----

御山の頂上（御山山頂略圖を参看せよ）	一四一
--------------------	-----

大日堂址——毘沙門堂址（最近に至りて小堂を置く）——鐘樓——治承鐘は偽物——	
三鬼神堂——求聞持堂——奥院——御山神社——山頂	

燈臺	一四四
----	-----

中の瀬燈臺——小那沙美燈臺——龜石燈臺——白石燈臺	
---------------------------	--

特別保護建造物目録	一四五
-----------	-----

嚴島神社	一四五
------	-----

寶山神社（多寶塔婆）	一四七
------------	-----

國寶目録	一四七
------	-----

嚴島神社所藏國寶（新加國寶目録を参看せよ）	一四七
-----------------------	-----

大願寺所藏國寶（新加國寶目録を参看せよ）	一六六
----------------------	-----

光明院所藏國寶	一六七
---------	-----

新加國寶目録	跋の裏
--------	-----

金石文目録（彌山水精寺鐘銘は御山山頂上鐘樓の條を参看せよ）	一六八
-------------------------------	-----

嚴島神社所藏金石文	一六八
-----------	-----

寶山神社所藏金石文	一七〇
-----------	-----

附 録

嚴島舞樂沿革考	一
---------	---

安藝國高田原高林坊鐘銘考	二三
--------------	----

野坂文書につきて	二八
----------	----

目次終

嚴島誌

總説

重田定一撰

嚴島は、廣島縣に屬する一島にして、安藝國佐伯郡の海上に在り。

その間の水道を大野瀬戸といひ、海面最狭き所五六町、水深僅に四尋の所あり。島の東に那沙美島あり、南に阿多田島あり。那沙美島と嚴島との間を宮島瀬戸と云ひ、水深二十九尋を算す。

嚴島の形狀は、略長方形にして、周廻七里三十一町、東北より西南に向ひ、北端を聖崎と云ひ、南端を革籠崎といふ。革籠崎は、岩塊重疊して革籠を積みたるが如き故に名づけられたるものにして、蓋方向を異にせる節理の發達して成りたるものならん。

島中平地に乏しければ、今市街となれる處も、嚴島神社の四邊も、人工を加へて地形を變更したること多し。神社の後方を流るゝ御手洗川の河口を『藝藩通志』に、「今その川すそは長き松原なり、これは元文元年、新たに沙地を高くして植る所なり、俗これを築出といひ、又新松原と呼ぶ、また舊圖を見るに、社の東、麓の森、經堂の下、及び有浦など、皆海岸斥鹵の地にして、潮來る時は、人通ふべからず、今は石を築て陸路を開き、有浦には市街を列ぬ、皆後世の作る所」と云へり。『野坂文書』にも、今の太願寺の邊を、戰國時代には、熊毛洲といへるもの數通あり。

嚴島の地質を検するに、主として斑狀黑雲母花崗岩なり。頂點三つ

あり、御山と云ひ、繪馬嶽と云ひ、岩船嶽と云ふ。御山と繪馬嶽とは、島の北部に、東西相並びて雄を競ひ、岩船嶽は南部にありて、高遙に下れり。御山は、島中の最高峯にして、海拔一千七百八十九尺、頂上附近の岩の間隙には、多く水晶の小結晶を見るべし。地勢は、概ね水平的岐節に乏しくして、垂直的岐節に富めるを以て、長汀曲浦に乏しく、河流の傾斜何れも急にして、岩塊其間に散在す。この岩塊は節理の面に沿ひて破れたるものにして、花崗岩の粉碎して成れる白沙と、水晶をも欺くばかりなる流水と相待ちて、一種の風致を呈せり。紅葉谷、大元谷の好景は此の如くにして生じたるなり。

この島には、一般に松、樅、榎等の裸子植物の大なるもの繁茂せるが故に、陸岸地方の禿嶺なるとは異りて、大いに風景を添へ、植物學上に於ても、亦趣味多しとす。瀧宮附近に於ては、「ハヒノキ」「ミミズバヒ」「サハフタギ」等亞熱帶の植物多く、大元川の上流に於ても、亦亞熱帶の産なる「ヒノキバヤドリギ」を發見す。瀧宮より御山に登る人は、途中樹木の天日を遮るものなくして趣味無き一區を通過すべきも、これ全く火災に基く所なり。御山の頂上及びその附近には立木多く、「カヤラン」「マメヅタラン」「ムギラン」「セキコク」等、着生の蘭科植物を生ず。海岸及び公園等には、櫻、楓等を植ゑて、春秋の賞觀を増したり。

嚴島は、動物學上に於ても注意すべき値あり。樹木蓊鬱たるが故に、昆蟲類比較的多く、百足類も亦これあり、殊に「オホヤスデ」に富め

り。海産動物には、貝類の内、腹足類、瓣腮類を多しとす。鹿は嚴島神社の保護を受け、人に馴れて食を求むる様、奈良の春日神社に似たり。數に於ては嚴島の鹿は春日に劣れども、質に於てはこれに勝れり。

嚴島は今、一般にイツクシマと訓めども、もとイチキシマの轉訛なり。イチキといふ地名は、諸國に在り、『延喜式』兵部省式に、薩摩國市來驛あり、今、日向國南那珂郡市木村、石見國邑智郡市木村、紀伊國南牟婁郡市木村等あり、又イチキといふ姓氏もあり、『續日本紀』神龜四年十二月戊辰朔丁丑の條に、僧正義淵の俗姓市往氏とあり、『正倉院文書』天平五年右京二條三坊の計帳に市往刀自賣、同伊毛賣あり、『新撰姓氏錄』右京蕃別に、岡連、市往公同祖、百濟曰圖王男、安貴之後也とあり、今も市來氏、一木氏などあり。而して石狩國空知郡市來知村あり。イチキの意義は未だ詳かならざれども、古事記編纂の頃には、安藝のイチキ島は已に有名にて、此島に鎮座ある故に狹依比賣を市杵島姫神と申すに至りたるなり。

嚴島の文字は、既に九條兼實の『玉葉』に見えたり。土御門通親の『高倉院御幸記』に、宮島の稱見ゆ。嚴の字は、イツクシの訓に假りたるのみ、『二代要記』文永七年の條に齋島とあるは、イツクの語に取りたり。宮島は、嚴島神社鎮座の故に云ふなり。今、對岸なる佐伯郡大野村赤崎の鐵道車驛を宮島驛と云ふは、宮島渡航の捷路たるに因るなり。嚴島の歴史は、殆んど嚴島神社の歴史と一致す。この島、太古にては人口繁殖の形蹟無く、古墳も絶無なり。島民は古來汚穢を忌み、死

者あらば、これを對岸の赤崎に葬り、出産あらば、母子共にこれを地方に移し、忌終るを待ちて歸島せしむる風俗あり。嚴島町は何時代より存在せしかを詳にせず。鎌倉時代の神主家は陸岸の櫻尾館に住し、棚守以下の神職は在島したりしが如く思はる。大永四年、大内義興が神主家と戦ひし時には、嚴島に來りて軍を監し、同五年には大友氏の兵船この島に來りて大内氏の軍に加りたり。天文九年、大内義隆が毛利元就を援けて尼子經久を退けし時にも、嚴島は大内軍の要港たりき。同十年神主家再び大内氏と破裂するに及びて、兩軍嚴島の海上に戦ひたることあり。義隆の義子を恆持といひ、一條房家の子にして、土佐國司房冬の弟なりければ、恆持が出雲に従軍せし時、房冬母子前後嚴島に來りて、空しく恆持の歸陣を待ちたることもありき。『野坂文書』に、青景右京進隆著外二人より堺の商人、紅屋五郎右衛門に宛て、唐荷駄別錢のことを云へる書狀あり、『大願寺文書』に陶晴賢より村上太郎外一人に宛てたる書狀にも、京都堺の商人が、駄別料と號し、村上右近大夫隆重に對して、嚴島にて受取るべきよしを云へるものあれば、戰國の頃、堺へ來往せし舶來品の船舶が、嚴島に定繫したること、略、推定せられ、『野坂文書』隆景外一人より棚守左近將監にあてたる書狀にも、唐子十二人上京の前觸あれば、此等の外國人も嚴島の勝景に驚きたることありしならん。然るに天文二十年、大内氏に内亂起り、重臣陶隆房、杉重矩、内藤興盛等、その主義隆を逐ひ、これを深川大寧寺に弑し、大友義鎮の弟晴英を迎立して義長と改めしめ、隆房は晴

賢と改め、入道して全姜と號せり。これより先、毛利元就は、天文三年、質を義隆に送りてこれに臣事し、十年には、安藝守護武田氏を滅し、十三年には、三子隆景をして小早川氏を嗣がしめ、十六年には二子元春をして、吉川氏を冒さしめ、尋いで家を長子隆元に譲り、十八年には諸子を率て義隆に謁し、隆房と契約する所あり、二十三年、石洲津和野城主吉見正頼が晴賢に對して兵を起すに及び、元就も晴賢と絶ちて、二十三年、晴賢の兵を折敷畑に破り、急に嚴島に城きて、成兵を置きたり。この城は、小浦の南方、要害鼻ようがいのはなといふ所に在りて、宮尾城と云へり。晴賢は、翌弘治元年九月、岩國に陣し、今津より舟にて、二十一日嚴島に渡り、有浦ありのうら、大元浦より上陸して、本營を塔岡に構へ、宮尾城の攻撃に着手したり。この頃、元就は、銀山城かぎやまに在りしが、これを聞きて、二十四日、草津に來り、使を遣はして、伊豫海賊船の來援を求め、宮尾の急を聞き、兵を分ちてこれを援はしめ、陣を外宮の邊なる火立山に移し、海賊船の來るに會し、晦日、暴風雨に乘じ、夜陰に舟を發して、島の東北、包浦つひみづに上り、舟を返して決死を示し、博奕尾はくちをを越え、翌日味爽、全姜の陣を襲ひしに、宮尾の城兵も亦出で戦ひしかば、弘中隆兼、大和興武、三浦房清等の苦戦せしにも拘はず、全姜は大敗して大元に退き、將士舟を爭ひて逃れ去らんとせしかど、海賊船、横よりこれを撃ちて大部を沈めたり。全姜は房清に助けられて西走せしに、小早川隆景の追撃を蒙りて房清は戦死し、全姜は大江浦に至りしに、復た一舟をも見ざりければ、進退谷りて、終

に自ら屠腹したり。隆兼は瀧町に陣して、吉川元春の兵と戦ひしが、亦敗れて龍馬場りうまばに退き、尚防戦を企てしも、全姜が大元より走るを見て、勢の不可なるを知り、元春と戦ひて名譽の最期を遂げたり。これを嚴島戦と云ひ、毛利氏興國の激戦とす。戦闘は僅かに一日に過ぎざりしかど、その區域は、宮尾より、塔岡、瀧町、大元浦、龍馬場までの間に亘りたれば、今の嚴島町のみならず、山上海濱皆阿修羅の巷となり、嚴島神社も鮮血に汚がされたりしならん。全姜が首級は、尋で元就の手に歸したれば、元就は翌二日兵を櫻尾に収め、首級を洞雲寺に葬らしめたり。全姜自殺の地『嚴島合戦覺書』等には塔岡とあり、『吉田物語』『陰徳太平記』等には青海苔浦と爲し、『嚴島圖繪』にもこれに従へりと雖、近藤清石の『大内氏實錄』には、當時の神職棚守房顯の手記によりて大江浦と定めたるに據るべし。

毛利氏の盛時には、文祿元年、豐臣太閤秀吉の征韓役ありしが、その頃、嚴島には舟奉行を置きて、九州行營への海運に便じたり。この事、高田郡吉田町、岩崎彌三吉氏所藏文書、豐臣秀次朱印狀に見ゆ。

爲御使民部卿□□○法印名護屋へ被遣候間、繼舟之事、無由斷可相渡者也、

正月七日 (朱印)

宮島舟奉行中

淺野氏廣島に封ぜられて後は、嚴島奉行を置きて全島を管せしめたり。嚴島には、毎年三回の市ありて、春市は三月十日より四月八日まで、

夏市は六月十日より七月七日まで、秋市は九月十日より三十日まで興行し、就中夏市最も盛なりき。『嚴島圖會』に、『府城廣島は更にもいはず、近國の商賈肆をこゝに移して諸色をあきなふ、殊に十七夜、管絃講の前後を盛とす、たゞ賣買のことにのみならず、或は歌舞伎、或は弄丸、或は楊弓、或は樗蒲、鼻高面の俳優は、岩戸の故事をや習ふらん、籤きたる籠脱は、茅輪の御枝や學ぶらん』云々とあり。この市は何時より始りしか。淺野侯爵所藏、廣式の買物帖に、寛永九年春市に於ける買物の記録ありて、羅紗、繻衫、紗綾、虎皮、砂糖等の外國輸入品及びその價格を知るところを得といへば、その濫觴は更に古きことならん。

於宮島市御買物之覺

一 黒羅紗二十二間半	此銀三貫九百卅七匁五分
但一間ニ付百七十五匁宛	
一 紺の羅紗二間	此銀四百目
一 ひわたの羅紗一間	此銀百六十目
一 虎皮九枚	此銀二貫八百八十二匁五分
一 しゆちん十七卷	此銀一貫二十目
	但一卷ニ付六十目宛
一 白紗綾十卷	此銀三百七十目
	但一卷ニ付三十七匁宛
一 ちやう一卷	此銀五十五匁

寛永九年卯月十四日

於同所市白砂糖御召上之覺

一七十二斤 内七斤半ふうたいに引正味六十四斤半
一六十八斤 内右同理り正味六十斤半
一五十三斤 内右同理り正味四十五斤半
然るに一時春市は中絶したりしを、元祿五年、宮島奉行松浦加右衛門の請ひに依りて再興したりしこと『尚古』雜誌に見えたり。

文久二年、攘夷の令出でし時、廣島藩士、頼東三郎、津川徳三郎、山田養吉、船越八左衛門等相謀り、藩に請ひて砲臺を嚴島に築き、十一月より着手して、翌元治元年三月落成したり。このことも亦『尚古』雜誌に見えたり。

明治維新後、神佛混淆を禁ぜられたれば、島中の寺院漸く退轉し、また火災に罹りたるも少からず。明治十八年七月三十一日、天皇陛下嚴島に行幸あらせられ、北白川宮能久親王、參議兼宮内卿伯爵伊藤博文、侍從長侯爵徳大寺實則、内務大輔芳川顯正、宮内省二等出仕杉孫七郎等供奉、大聖院を行在とせられ、陸軍中將野津道貫、廣島縣令千田貞暁、岡山縣令千阪高雅、廣島控訴院裁判所長松岡康毅、廣島始審裁判所長波多野敬直等奉迎す、八月一日、勅使嚴島神社に奉幣あり、尋いで還幸仰出されぬ。この兩日は町民歡喜禁ずること能はず、烟火を揚げ、球燈を點じて、夜猶晝の如くなりしとぞ。爾來皇后陛下、皇太子殿下の行啓あり、皇族華族外國嘉賓等の來島ひきもきらず、殊に明治

三十七八年戦役に當りて、廣島に集合したる諸師團の將校兵士は、宇品解纜前、續々として嚴島神社に參拜せしかば、嚴島の繁華は言語に絶するばかりなりき。

嚴島町は、島の西北岸に在り、東經百三十二度二十分、北緯三十四度十八分に當り、東西二町、南北十町、面積二千八百三十町餘、その多部分は官有地にして、民有地は三十六町餘に過ぎず。戸數七百九十、人口四千四人、内男一千九百八十二人、女二千二十二人なり。以上は明治四十二年末の調査なり。明治二十二年より町制を施かれ、警察分署、郵便局、銀行等ありて、郵便局は三等局なれども電報をも取扱ふ。

島中田畠乏く、工業會社の設立無く、島民の職業は木竹工、轆轤工、大工と、産物商、旅宿業とをその主要なるものとす。教育機關としては、尋常高等小學校一つあり、明治四十二年長濱に徙れり。

土地、空氣は共に清潔にして、風塵無く、飲料水は竹管を以て、遠く山間よりこれを引き、水質清冽にして不純物無く、沐浴洗滌にも亦これを用ゐる。故を以て上水道の思想は早く開け、『野坂文書』承應二年卯月十九日、南町風呂十八人の言上書等注目すべきものあり。但、海岸埋立地等にては、井水を使用するもの往々あり。氣温は未だ精密なる測定を経ざれば、假に明治三十九年中、小學校に於て調査したる月の平均温度を擧げて參考に供す。

一月……^{華氏}五五、四——七月……八五、一
二月……五六、三——八月……九四、七

三月……五九、二	九月……七九、四
四月……六七、六	十月……七一、九
五月……七一、六	十一月……五八、三
六月……七三、三	十二月……五七、三

この數字若し大誤なくんば、廣島市と比較して、冬季は暖にして、夏季は冷なりといふべし。島民の長壽者は明治四十二年末の調査によれば左表の如し。

七十歳以上	男 三八人	女 五三人	計 九一人
八十歳以上	一五	一六	三一
九十歳以上	二	四	六

特別の疾病は未だ發見せられず。交通は至て便利なり。對岸の赤崎に在る宮島鐵道車驛よりは、列車の發着毎に、小汽船「嚴島丸」を以て、旅客を嚴島に送迎し、旅客は僅かに十五分間にして大野瀬戸を渡り、嚴島町の小浦の棧橋に達することを得べく、赤崎には和船もあれば、これを備ひて、小浦若しくは任意の地に上陸することを得べし。廣島市本川橋の畔に嚴島番船と稱するものありて、夕景これに乗らば一夜にして嚴島に至るべく、江波、宇品その他和船のある處、命のまゝに嚴島に向つて解纜する舟子あり、大阪商船株式會社の汽船は、東は大阪、神戸、高松、多度津、鞆、尾道、糸崎、忠海、竹原、長濱、音戸、呉、宇品より、西は門司、下關、三田尻、室津、柳井、久賀、岩國より、毎日一回嚴島港に出入す。強壯なる人は、海上の警戒なき日

は、広島よりボートを以て愉快なる競漕を爲すべく、自轉車を利用する人は、広島より中國往還を南走し、草津、井口の好景に厭きつゝ、地御前村の阿品港に至りて、小舟を備ふも亦一興ならん。

嚴島港は、嚴島町北部の西海岸、有の浦に在り。『嚴島圖會』に「昔はこの地、洲濱にして入江ありしが、今は市街連綿として、その傍だに見えず」とあるは、實にさこそ思はる。塔岡の西北端は、嘗て潮水に洗はれたる處にて、それより北方は、遠淺の地に就きて人工を加へ、和船の繫泊に便じたるものならん。要害鼻の下方も、全く人工にて道路を開きたるなり。されば嚴島港は、岬角の擁する無く、水深の著しき無ければ、西風又は西南風狂暴なる時は安全なる碇泊を保し難し。但かゝる風難は幸にして殆んど絶無なりとす。宇品築港以前に於ては、諸國より広島に輸入する貨物は、先ず嚴島港に陸揚げして後、舢舨にて広島に轉漕せられたるが故に、一時は廣島の海口として甚繁榮したりといふ。港には二個の石堤を築きて上下に便じ、北なるを東波止場、南なるを西波止場といふ。

來島者の數は、明治四十二年末の調査によれば、宮島汽車驛連絡汽船にて來りたるもの十六萬三千八百七十五人、汽船にて來りたるもの二萬千八百八十人、和船にて來りたるもの十三萬二千四十五人、外國人の來島せしもの一千四百三十九人、にして合計三十一萬九千二百三十九人なれば一日平均八百七十四人なりとす。但和船の多數者は管絃祭、延年祭、年越祭の三日に來りたるものなり。

旅宿は大小數十戸あり、概ね日本風なるが、ミカドホテルのみは西洋風なり。ミカドホテルは神戸市海岸通なる同名の旅館の分店にして、大元公園にあり。日本風の旅館は紅葉谷の岩總、當川、海岸通の龜福を最とす。案内者は嚴島神社に二十餘人を置き、石鳥居または西廻廊の邊に居らしめ、需に應じて詳かに故事來歴を説明せしむ。その俸酬は、神社内は金二十錢、神社附近をも嚮導せしめんには、更に十錢を増給すべし。此等の案内者は外國語を繰ること能はず、英語は警察分署及びミカドホテルにて通用するのみ。明治四十二年八月より、宮島驛に於て、内國歐文電報を取扱ふこととなりたり。

嚴島は、帝國陸軍の要塞地帶なれば、特許を得たるものゝ外は、風景建築その他一般の寫眞撮影若しくは寫生を爲し難く、法を犯すものは處罰せらるべし。この特許を得んと欲するものは、豫め廣島灣要塞司令部に就いて承合すべし。

觀覽の中心は、勿論嚴島神社なり、海上の勝景は、七浦の巡拜を爲しつゝ見ることを得べく、近海の絶勝を俯觀せんと欲せば、御山に上るべし。左に遊覽に要する時間を記して、旅客の参考に資す。

宮島驛より連絡汽船にて嚴島の棧橋まで	二十分間
棧橋より嚴島神社まで	十五分間
嚴島神社より大元浦まで	二十分間
嚴島神社より紅葉谷まで	五分間
嚴島神社より大聖院址まで	十分間

大聖院址より御山々頂まで……………一時間半

大元浦より御山々頂まで……………二時間

紅葉谷より御山々頂まで……………一時間

寶山神社より御山々頂まで……………二時間

御山々頂巡覽……………一時間

嚴島町より和船にて宮島驛棧橋まで……………三十分間

汽車旅客が、一列車を後れて往復せんとせば、心靜かに嚴島神社に參拜することを得べく、半日を嚴島にて費し得るものは、神社及び町内の舊蹟を歴觀することを得べく、一日を以てせばこれに加ふるに御山登攀を以てすることを得べく、一泊を爲すものは、社頭朝夕の好景を貪ることを得べし。寶庫の拜觀を許されたる人は、少くとも一日の光陰を惜むこと勿れ。若し夫れ神饌を進め、神樂を奏し、舞樂を進め、總燈明を奉り、巡島しまめぐりを爲す人々は、これが爲めに數日を用ゐることを辭せざるべし。春は花、秋は紅葉、四季おりおりの風物は固もとより、雨に風に、氣象萬千、名狀し得べくもあらず。神仙の住む所と支那人が云ひし蓬萊島は、やがて嚴島のことなるべく、世界の公園と西洋人が賞讃したる瀬戸内海の内にても、この嚴島こそは其美觀を集めなせる樂園なるべけれ。

嚴島神社に詣づる篤志の士女は、一定の金錢を捧げて、神樂、舞樂、總燈明、島廻しまめぐりを奉納することを得べし。島廻を爲さんと欲せば、同志十人以上と共に前日來島して旅宿または社務所にて承合せらるべし。

神樂……………金拾貳錢より金五圓まで

舞樂……………金拾圓より (舞樂の事、嚴島神社の條に詳なり)

總燈明……………金九圓 (總燈明の事、嚴島神社の條に詳なり)

但 内陣 金壹圓半

廻廊 金壹圓半

御笠濱金壹圓半

西松原金壹圓半

大元浦金壹圓半

長濱 金壹圓半

島廻……………金貳拾六圓五拾錢 (島廻の事、嚴島神社の條に詳なり)

宮島踊おどりは、舊盂蘭盆會に限りて踊りたりしが、今は、伎女等招に應じて、時を擇ばず踊る。囃子は三絃、太鼓にて、歌は種々あり、左にその一を録す。踊人は、皆口拍子も手拍子も取らず、手の所作を主として踊り廻る、その狀甚閑雅にして、普通の盆踊の比にあらず。或人云はく、昔神社の伶人等夜陰にまぎれて列に加はりたることなどありて、自然に舞樂の趣味を加へたるならんと。

われは筑紫の者なるぞ、ことし始めて宮島へ、山の景色を見わたせば、聞きしに勝る嚴島、されば參詣申すべし、前の潮で垢離をとり、御まへに參る身となれば、心靜かに伏し拜み、また立寄りて眺むれば、まことに多き繪馬の數、目を驚すばかりにて、舞樂の前の火燒ひた前に、満ち來る潮の有様は、異國は知らず我國に、かゝる靈地はよ

もあらじ、神の威を増す玉垣の、湯立神樂に巫女^{みこ}の鈴、きねが鼓に
大般若、その音響のありがたや、百八の燈籠が水にうつろへば、澤
の螢か秋の夜の、星の光のそれならで、その名も高き經堂の、五重
の塔の九輪まで、心ことばに及ばれず、さればこれより島廻り、鳥
居の洲より舟に乗り、纜ときて押出し、櫓拍子揃へて、はやる小歌
でおもしろや、春は梅に鶯、夏は卯の花飛ぶ螢、秋は紅葉に鹿の聲
小浦をさきに有の浦、いその松風長濱の、ゑびすの宮を伏し拜み、
呑めや歌へやさんぐと、聖崎をも松の浦、鼻は鼓の浦なれば、鷹
の巢すぎて申すなる、なみ腰細や青海苔の、沖には小き海人小舟、
釣垂れあそぶおもしろや、浪も静かに宮人の、ご鳥招く笛の音に、
養父^{やぶさき}崎見ればありがたや、供へ置いたる黍^{しとぎ}をば、二つ連れたるご鳥
が、さも嬉しげにかいばみて、彌山^{みせん}をさして飛び行けば、願主舟子
に至るまで、諸願成就とことほぎて、舟を早めて押す程に、革籠崎
をも押廻り、山白濱も過ぎゆきて、これより須屋へ程近し、間で慰
みたまへやと、名所古蹟を語る間に、ひらねを過ぎて須屋の浦、抛
つ餅のいはれをば、御床^{みとこ}に在りし古の、由來を聞けばありがたや、
内侍岩をも過行きて、これよりすぐに大元の、大明神を伏し拜む、
もはや下向も致すべし、

又此頃よりミカド踊といふ舞踏始りたりとぞ。京都の都踊の類なるべ
し。因みに、肥後國五家莊の盆踊歌の一を記さん。

音に聞えし参りどころ、安藝の國宮島参り、宮島参りの景にこそ、

参りて見ればやら見事、うしろに高き山あり、前の欄干に海あり、
海の中に波あり、波に權現お立ちあり、權現よりも日表^{ひおもて}に、五葉の
松こそ見て來たよ、神の植木かお手松か、お手松ならば歌をかきゆ
し、歌か詩により聞かしゆし、空飛ぶ鳥に結ばせて、思ふ君に説か
しゆし、

五家には平氏の後裔多しといへば、嚴島参詣の歌を傳ふるも、所以あ
るが如し。この歌は、神踊^{かみおどり}の歌といひ、四節の歌とて、四季の簡單な
る歌の次に、歌ひ踊るとなり。

嚴島に關して忘るべからざる參考書籍は凡そ左記の如し。

(一) 嚴島道芝^{みづは}の記

和本八冊、廣島の人、小島常也著、元祿十年自序、同十五年版、
圖畫多く、記事は平假字交り文にてやゝ精細なり。

(二) 嚴島圖會

和本十冊、廣島の人、岡田清著、廣島の土、賴杏坪^{たうな}惟柔、同加藤
棕廬^{かげつ}景續、周防の人、田中芳樹校訂、天保六年、久我^{こが}内大臣通明
の序、同七年、清の序、同十二年、廣島の土、吉村廣胖の跋、廣
胖の實兄、澤三石^{さんせき}喬の書。前編五冊、後編五冊とす。後編五冊は、
寶物の圖譜にして、卷頭に、賴山陽^{のぼる}襄の詩を、その子聿庵^{いつあん}元協臨
書したり。挿圖は土佐光文、狩野晴川養信、同探信守道、同探淵
守眞、中井藍江、吉村蘭陵、松村景文等、京阪江戸諸名家の筆に
成り、百花闔妍の趣あり、文章も亦流麗にして一讀の値あり、嚴

島神社の藏版なれば、希望によりては、印刷に附せらるべし。

(三) 藝藩通志

廣島藩主、淺野齊賢の命によりて、賴杏坪なまき惟柔總裁して編著せし所、文政八年に成れり。卷頭に、杏坪の序あり。寫本百五十九卷。近時印刷に附し始めたり。卷十三より三十二までは嚴島の記事にて、活版本第一冊に収めらる。その中卷十八より二十三までは古文書、卷二十四、五は寶器の模寫、卷二十六より三十二までは藝文なり。この書に収めたる古文書は、明治二十五年三月類焼して原本を失せるものあり。

(四) 嚴島繪馬鑑

和本五冊、千樹園藤彦輯、天保元年、祠宮野坂梅園元貞の序、同二年、賴杏坪惟柔及び著者の序、同三年、日野前權大納言資愛の序。神社に奉納したる扁額の中に就きて、名工の筆に成れるものを縮寫して、説明を加へたるものなり。

(五) 房顯記

和本一冊、棚守房顯著、著者の後裔、野坂元隆君の家に藏す。「當島往古より之儀覺え次第跡を先へ書置なり、向後の事彌書記可置、定てシドロ成べし、後見御方々可預御分別者なり、天正八年後三月上旬、棚守左近將監房顯朝臣、八十六歳（花押）」の跋あり。村田良穗の修補したるものあり。國書刊行會發行『續々群書類從』第四、史傳部に収めらる。嚴島草創につきては『平家物語』

の傳をその儘にうけつぎたる嫌あれど、著者と同時代なる史實に就きては、信憑すべきもの甚だ多く、嚴島のみならず、中國史の貴重なる史料なり。房顯手記ともいふ。

(六) 嚴島神社文書

嚴島神社にては『御判物帖』と名づく。國寶たり。その目錄は、この書の卷尾に在り。

(七) 野坂文書

(八) 大願寺文書

(九) 史徵墨寶第二編考證

和本三冊 帝國大學編年史編纂掛より明治二十二年十二月刊行せしもの、歷史上貴重なる墨蹟の寫眞模本を集めて史徵墨寶と名づけ、これに考證を附したり。第一卷には、清盛願文、同墨蹟につきて精細なる解釋あるのみならず、古來清盛につきて下されたる人物論に反對して立てたる斬新なる史論もあり。

(十) 高倉院嚴島御幸記

土御門内大臣通親著、治承四年三月十九日、京都より發駕、福原より海路二十六日嚴島に着御、御在島三日にして、四月九日、還幸ありし紀行なり。假名文にて『群書類從』に収めらる。

(十一) 鹿苑院嚴島詣記

九州探題、今川貞世入道了俊著。北朝康應元年三月四日、左大臣足利義滿、京を出で、兵庫より海路、十日嚴島に着岸、翌日社參

して、周防に至り、京にかへりたることを記るせり。これまた假名文にて、『群書類從』に収めあり。

(三)道ゆきぶり

今川了俊著。二月二十日京を發し、陸路を経て、九月十九日、藝州佐西の浦につき、二十日嚴島に參拜して、また陸路を採り、十一月二十九日赤間の關に着きたる、假名文の紀行にして、『群書類從』に在り。

(四)九州道の記

細川藤孝著。天正十五年三月、關白豐臣秀吉九州島津攻めの時、藤孝の子、長岡忠興等從軍せり。藤孝は四月二十一日、丹後田邊城を發し、海路筑前に至りて秀吉に謁し、歸途山口に赴き、また船にて七月二十三日難波に着したる紀行なり。嚴島には七月十二日に來りて十五日に出帆したり。この書も亦『群書類從』に在り。

(五)九州下向記

是齋重鑑著。慶長三年、石田三成、太閤秀吉の命によりて博多に下りたる時に隨行したる人の紀行なり。『續々群書類從』記録部に収む。五月二十九日京を出發し、伏見より大阪に下り、それより海路六月八日嚴島に着岸、翌日寶物拜觀、十日玖波より陸路十六日博多に着、五日博多を出發し、海路飾磨に上陸、十五日伏見にかへりたり。

(六)有方錄

廣瀬蒙齋が寛政八年の漢文紀行なり。蒙齋、名は典、字は以寧、白河侯松平氏の臣、後主家に從ひて桑名に移れり。

(七)としなみ草

寫本二十卷、僧似雲著。似雲は廣島に生れ、武者小路實蔭の門に入りて和歌を學び、深く僧西行を慕ひたり。文化元年、京都にて寂しぬ。この書、享保年中の詠歌を撰集せしものなり。

(八)嚴島御本地

假字文にて大明神の垂跡、足曳宮の本地佛は^{ほんぢがう}大日如來、客人宮の本地佛は^{ひじりのみや}毘沙門天、瀧宮の本地佛は^{びじりのみや}千手觀音、聖宮の本地佛は不動明王、荒胡子は佐伯藏本、速田杜は^{いかりす}五鳥なり等と、『長門本平家物語』に基きて、更に佛説を混じたる俗縁起なり。終に、保元二年三月十六日、清盛この社を建て、治承元年に此縁起を寶殿に奉納したるよし記るせど、固より毫末の信ををくべきものに非ずとす。『續群書類從』神祇部に収めたり。

嚴島神社

國幣中社嚴島神社は、嚴島町の南部、御笠濱に在り。創建の年月は詳かならざれども、弘仁二年七月、名神例幣に預りたること『類聚國史』に見え、貞觀元年正月二十七日、伊都岐島神を正五位下より從四位下に進め、同九年十月十三日、更に從四位上に進められたること『三代實錄』に見え、『延喜式』神名帳には、この社、名神大社と記るされたり。されば早くより此島に鎮り座し、こと明白なり。『嚴島圖會』に神階のことを記して、「後ついに正一位にすゝみたまへり」とあるは疑はし。そは『房顯手記』に「聖護院殿〇道 朝山日乘上人在島の節、被仰御事に、當社大明神は未御位付御神なれば、天下へ言上理り、正一位の上に可申調との仰共候ひき」とあるにても、未だ正一位には進みたまはざりしなり。彼の安藝國豐田郡南方村、樂音寺舊藏の『官社神名帖』によりて考ふれば、二位三位などやうに見ゆれども、これは京都朝廷の授位ならねば、こゝに云ふ限りにはあらじ。

祭神は、神名帳によれば一座なり。『一宮記』に、天照大神が高天原にて、素戔鳴尊と誓ひたまひし時に生みたまひし、三女神の内なる市杵島姫神と云へるぞ、極めて尊き傳なるべき。卜部兼俱の『神名帳頭註』にも同じさまに云へり。然るに、下關市、阿彌陀寺の所藏なる、所謂『長門本平家物語』には、この社の草創につきて、左の如くいへり。

嚴島大明神と申は、旅の神にまします、佛法興行のあるじ、慈悲

第一の明神なり、娑竭羅龍王の娘、八歳の童女には妹、神功皇后にも妹、淀姫には姉なり、百王を守護し、密教を渡さん謀に、皇城を近くとおぼして、九州より寄給へり、その年記には、推古天皇の御宇、端政五年、癸丑九月十三日、播磨國印南野に七聲鳴く鹿あり、御門觀覽あらばやと綸言あり、佐伯藏本、綸言を承て、河内國柿明神の檀を取て弓に作りて、いなみ野に分入て、件の鹿を射取て見參に入、此鹿金色の鹿にて九色の鹿なり、公卿僉議ありて、むかし金色の鹿ありき、是權者也といへり、しかれば權者を殺害の輩罪科ふかしとて、安藝國ささら濱に流さる、藏本飢をやすめんがため、つれづれをなぐさまんれうにやありけん、あみ舟つり舟に乗などして、此浦々を傳ひあるく所に、或日午の時ばかりに、おきの方を見れば、くれなるの帆をひきたる大船一艘出來、近づくを見れば船にはあらず、瑠璃のつぽにありき、ぬさをつけて順風にまかせ、佐伯が舟に寄せたり、いかにと見る所に、壺の中よりめでたき貴女の十二重に成見え給へるが、我は是西の國にありつるが、思ふ心ある故に、はるかに遠旅せり、(中略)われ此所に住まんと思ふ、しかるべくば、汝先達として此島を見せよと仰られければ、藏本仰に隨ひて島廻す、あをこげ、むかふ、ありの浦、いしま、よぶへ、こもりの浦、三笠の濱、此所々を御覽するに、中にもこもりの浦みかさの濱といふ所を御らんじて、あらいつくしと仰られたりしをもて、いつくしまと號す、(中

略）藏本に仰られけるは、とくく御殿十七間、廻廊百八十間造進し、我を入れ参らせよとありければ、仰に隨ひて、かり殿を造りて入れ参らせんとす、始めは一身にてましくけるが、後には三十三所にて入らせ給ふ、（中略）藏本上洛して仔細を申上ぐ、怪をなさるゝ所に、仰られし如く大きな光三つ、御座の茵の上にさす、驚きて神領四十八箇所を寄せらる、藏本下向して彼神に宮仕へしき、今の神主是也、（中略）弘法生れ給て今此眞言を傳へたまふ、御入唐の時は、先ず嚴島に詣で、七日参籠ありて、願くは我密宗を傳へんと思ふ心ざし懇切なり、（中略）大明神新に御對面あて我神武天皇御代のはじめに、供御の峰なるが故に、かまど山に居すといへども、是を去つて此島にうつりたること、しかしながらこの法を興行のためなり、とくく御入唐あるべし、我現じて力をそへ奉るべしと、（下略）

この書は、鎌倉時代の初に成りたる作物語なるが、こゝに引ける條は、眞言僧などの思想にして、迷惑甚多し。

佐伯藏本配流の説話は、『日本書紀』仁德天皇三十八年秋七月の條に見ゆる、猪名縣の佐伯部を安藝淳田に移されたるに基くならむ。其大意を云はゞ、天皇皇后と避暑したまひし時、毎夜兎餓野に鳴く鹿の聲を聞き、可憐の情を起したまひしに、その聲やみたる翌朝、猪名縣の佐伯部より牡鹿の肉を獻りしかば、佐伯部を皇居の附近に置くことを好みたまはず、よつてこれを淳田に移したまひしとなり。但、攝津兎

餓野を播磨印南野とし、安藝淳田をさゝら濱とし、仁德天皇の御宇を推古天皇の朝としたるを異にするのみ。かの藏本といふもの、假に論言を奉りたりとせば、佐伯部の統領としてカバネを有せしことは勿論にて、よしや權者を射たる罪ありたりとて、無殘なる配流に處せられんことは思ひもよらず。貴女の服裝を十二一重などいへるも、故實に暗き人の筆と知られたり。三十三所といへるは、本地を觀世音菩薩といへるより起れるなり。弘法大師を引き出でたるは、その俗姓佐伯氏なれば、本實讃岐國ながら、因縁ありげにも聞ゆれど、大師が嚴島に來りしこと、年譜にも行狀にも確かならずとす。

實に、市杵島姫神は、『古事記』『日本書紀』にもあるが如く、高天原の御誓の時、天照大神の生みたまひし、田心姫、市杵島姫、湍津姫とて三女神あまし、内の一柱なり。『日本書紀』の一書に、この三女神は、葦原中國の宇佐島に降り居らしめたまへり、今、海北の道中に在りて、道主貴と呼ばれたまふこと、及び天照大神が、三女神を筑紫に降らしめたまふ時、道中に降り居て、天孫を助け奉るべしとのたまひしこと等を載せたり。星野恒、菅政友兩氏の説に、宇佐島は、『三國史記』新羅智證王十三年に見ゆる于山國、一名鬱陵島と云ひ、我邦にて竹島といふに當るとなり。三女神が、天孫降臨に係して、鬱陵島に下りたまひ、後、筑紫に徙りまして宗像に祀られたまひしことは、誠に深奥の理ありといふべし。然るに『古事記』と『日本書紀』とは、やゝ傳を異にせる所あり。『古事記』田心姫命は宗像の奥津宮に座し、

市杵島姫命は中津宮に座し、湍津姫命は邊津宮に座すとあれども、『日本書紀』の一書には、遠瀛には市杵島姫命、中瀛には田心姫命、海邊には湍津姫命座すといへるもあり。本居宣長の『古事記傳』に、奥津宮または遠瀛は、今、奥島といふ島にて、大島の西北四十八里、また恩賀島ともいふ、中津宮または中瀛は、今、大島といふ島にて、神湊といふ所より三里北の海中に在り、邊津宮または海邊は、今、田島といふ、或は此御社、古は神湊といふ海邊に座し、を、後に今の地に移し奉れりともいへりとやうに記るせり。彼の宗像神社は、『延喜式』神名帳にも、三座、并名神大とありて、傳の相違は暫く措き、宗像郡の北部と、海上の大島と、更に遠く對馬と馬關海峡との間に當れる沖島の三社の總稱なることは、何の疑も無く、かゝる地に祀られたまふことゝ、彼の鬱陵島に下りたまひしことゝを靜觀せば、神徳の尋常ならざること窺ひ奉るべきに非ずや。

嚴島神社は、平清盛の盛時に顯れたり。清盛が神社に納れたる願文に、「弟子本有『因緣』、專致『欽仰』、利生揭焉、久保『家門之福緣』、夢感無誤、早驗『子弟之榮華』、」といひ、「又往年之比、有『一沙門』、相語弟子曰、願『菩提心』之者、祈『請此社』、必有『發得』、自聞『斯言』、偏以信受」といへるを見れば、嘗ては夢想もあり、また高僧の説をも聞きて崇敬の念を發したるなり。然るに『長門本平家物語』には、

平家嚴島を信じたまひける事は、鳥羽院の御宇に、清盛安藝守たりし時、彼國をもて、高野の大塔破壊したりけるを造營すべしと、

院より仰下されたりければ、(中略)六ヶ年に造營せられにけり、入道高野に詣で給ひて供養を遂げたまふ時、八十有餘の老僧、かうべには雪に似たる白髪をいたゞき、額には四海の浪をたゞみ、腰はふたへにして杖にすがりたるが一人出來(中略)のたまひけるは、高野の大塔造營したまひつること返々貴しく、但又仔細のあらんずるぞ、越前國氣比の社は金剛界の神なり(中略)安藝國嚴島の社は胎藏界の神なり、この二神は胎金兩部の垂跡なり、嚴島の社破壊してなきが如くなり、わどの造進し給へ、造進しつるものならば、官位に於ては肩を并ぶる人あるまじきぞ(中略)さて下向の後清盛院參して、大師しめしたまひつることをありのまゝに奏聞せられたりければ、任をのべて修造すべしとて、彼嚴島を修造せらる、社々をつくりかへ、鳥居をたてかへ、百廿間の廻廊をつくる、修造功終りて、入道嚴島へ詣でたまへり、遷宮したまひたりけるに、大明神内侍につきて託宣あり、汝しれりや、高野弘法を以て告げしめし事はいかに、修造事終ること返々目出たし、一期に於ては我まばるべし(下略)

とあり、『保曆間記』にも同じやうに見え、『嚴島圖會』もこの意を承けて文を爲り、その他嚴島神社の事を云ふもの、概ね『平家物語』に據らざるは無し。『史微墨寶考證』に、この文を評して、「是は仁安の造營を混じたるものにして、胎藏界の垂迹は、高倉帝中宮御産の祈によりて傳會したるなり、平家物語は、彼是を閭巷に得て捏造したる

なり、大抵軍談小説の似て非なるは、率ね此類なり」といへり。

上世に於ける神社の結構は果して如何なりしか、これを證明する材料無し。前に引ける『平家物語』の文は取るに足らず。清盛の願文に

「謂_二其結構、亦省_三金殿玉樓之挿_二崑閭之間_一とあれども、明瞭を缺

げり。此願文は長寛二年の作なるが、それより五年を経て、仁安三年

に至りて、宮殿成就したれば、金殿玉樓と云へるは、改造中の光景な

りしならんといふ説あり。仁安の造營は、神主佐伯景弘の解ありて、

これを知ることを得べし。この解文の原書は傳はらされども、『藝藩通

志』に載する嚴島文書、及び『史料通信叢誌』によりてその大意を窺

ふことを得。景弘は、初に伊勢の多度社、駿河の淺間社、常陸の鹿島

社、下總の香取社、越前の氣比社、出雲の杵築社、備中の吉備津宮、

紀伊の日前國懸の宮、熊野新宮、丹生社等が、皆其國の守、介の重任

の功によりて造營せられたる例を列舉し、次に嚴島社の本宮三十七宇、

外宮十九宇の目を挙げ、佐伯鞍職の裔孫として、代々神主職たるを以

て、私力を勵まして修造し來りしことを述べ、將來破損の際は、特に

宣旨を下し、安藝國司の重任を許して、これを造營せんことを請ひた

るなり。こゝに本宮とあるは、嚴島に在る宮殿にして、外宮とあるは、

佐伯郡地御前村の海濱に在る別宮なり。

本宮分 三十七宇 間數三百間

九間二面檜皮葺寶殿一字

五間二面同寶殿一字

二間一面同小社二字 號_二瀧宮_一

一間一面同小社一字 號_二大伴_一

拔殿間同小社二字 號_二江比須_一

八間二面二棟同拜殿一字

六間一面同拜殿一字

六間三面同舞殿二字

七間三面同下居屋一字

二間二面下居副屋一字

三間一面同侍屋一字

一間同釣殿一字

六間二面同粥座屋一字

六間二面參詣宿屋一字

五間二面同御供所屋一字

六間二面同釜神殿屋一字

八間一面同朝座屋一字

五間一面同侍屋一字

五間二面同御讀經所屋一字

五間二面同經藏一字

百十三間同廻廊一字

同四足一字

同鐘樓一字

五間一面同御廐一字

三間二面瓦葺寶藏一字

□間二面萱葺御倉一字

五間二面板葺膳所屋一字

屏門一字

屏二十七間

六間屏葺廊一字

玉垣三十五間

平門二字

五間二面大伴社拜殿一字

七間四面萱葺屋一字四面庇比皮葺

七間小舎人所屋一字

七間曲掌所屋一字

鳥居四基

外宮分 十九字 間数七十七間

六間一面檜皮葺寶殿一字

三間一面同寶殿一字

三間一面同棟所寶殿一字

五間一面二棟同拜殿一字

三間同拜殿一字

五間四面同神宮寺一字

三間四面同法華三昧堂一字

二間二面同廊一字

五間二面板葺舞殿一字

三間同侍屋一字

三間同曲掌所屋一字

十間同御廐一字

三間同小舎人所屋一字

三間二面同御讀經所屋一字

三間同釜神殿屋一字

二間二面同御讀經所屋一字

七間二面同廳屋一字

三間同御供所屋一字

五間二面同舞殿一字

鳥居一基

解文に、「不_レ愆_二其基趾_一、尚立_二此海濱_一、然間當_レ波易_レ破、待_レ風不_レ全_一」と云へるを見れば、古來海濱に在りて、仁安の當時は大小三十餘字、廻廊を以て連絡したることを想像せしめ、又「神殿之外、元是爲_二板葺_一、今皆改_二檜皮_一、加_レ之神殿舎屋、或増_二間數_一、或多_二新造_一、以_二金銅_一爲_二金物_一、施_二華麗_一加_二莊嚴_一」とあるに依て、規模は擴張せられ、裝飾は充實せられて、神社の面目を整頓し、範を後世に垂れたることをも思考せしむ。

さて承安二年には、清盛の女徳子^{じゅだう}入内につき、當時在京の神主景弘を嚴島神社に遣はして、御衣を奉納したり。この事具に『藝藩通志』嚴島文書同年二月十日の奉納日記に見ゆ。その前後數年間、幣帛獻納のことも同文書に在り。同年、僧都樂、勅を奉じて佛舍利を奉納しぬ。この事『集古文書』、同年二月二十八日の太政官符に見ゆ。加之、安元三年には後白河法皇、建春門院と共に嚴島に御幸ありき、この事は『玉葉』『百鍊抄』等に見え、三月十六日、京都法住寺より御發駕、清盛の福原別業に御枉駕、海路御社参ありて、さて四月九日に御還宮ありたり。『玉葉』に「件社此七八年以來靈驗殊勝、入道相國之一家、殊以信仰、仍所參給也」とあるは當時の實情なり。『源平盛衰記』によれば、法皇は三月二十六日御奉幣、東大寺別當法印顯慧を導師として御經供養あり、女院は翌日御奉幣、御經供養あり、女院の御願文は右大辨藤原俊經の書なりとて、その全文を載せたり。

治承三年、この社を二十二社に列せんとの朝議起り、右大臣九條兼實、大外記清原頼業等、勅問によりて僉議あり、二月と十一月との上の申の日を祭祀の式日とすることに定められたる旨『百鍊抄』に見ゆ。『玉葉』には、二季の祭には内藏寮の幣を奉ることゝ爲し、この度は金銀幣を加へ奉ることゝして、三月二十六日、左近衛中將平重衡を奉幣使として發遣せられたることを記るして、「去年叡慮思食事相叶之故、有此報賽」とあり。二十七日には、右近衛中將近衛基通、左近衛大將徳大寺實定、權大納言三條實房、同滋野井實國、權中納言徳大

寺實家等の參詣あり、六月には前太政大臣花山院忠雅も社参したり。『藝藩通志』嚴島文書、治承三年十二月二十七日、權中納言平頼盛、安藝國安麻^{あま}庄所當奉免狀に、「是以凌千萬里波濤、及二十度參詣、丹心是深、玄應何疑」の文あれば、その崇敬も亦尋常にはあらじ。安麻御庄は、八條院の莊園にして、頼盛はその領主なれば、年貢は院廳より高野山寶塔院に納れ、その他の地利は頼盛の収入たりしを、こゝに嚴島神社に奉納したりしなり。御庄は今の江田島を始め傍近の諸島及び對岸に亘りたる莊園なり。

治承四年、高倉上皇御社参あり、三月十九日御出發、四月九日御還幸あらせられたり。この事は、『山槐記』、『百鍊抄』、『玉葉』等に見え、土御門通親の記るせし『御幸記』に詳しく見えたり。供奉は、權大納言四條隆季、同滋野井實國、前權大納言五條邦綱、前右近衛大將平宗盛、左近衛中將土御門通親、同四條隆房等なり。二十六日、先づ客人社^{まうどのやしろ}に御參、御神樂あり、次いで大宮に御參、宸筆の金泥御經の御供養あり、導師は前權僧正公顯なり、こゝにても亦御神樂ありき。安藝守菅原在經、神主佐伯景弘等、位一階を進められ、在經は院昇殿を許されぬ。二十七日、上皇布の御淨衣にて御社参、御舞樂あり、終宵御祈念、御神樂あり、翌二十八日、また御社参ありて、還幸の御船を出させ給ひぬ。誠に此御幸は、御讓位後初めての御幸なりければ、京人の耳目を聳動したりしと見えて、『百鍊抄』に、「脱屣之後、未^な幸^に他社、最前御幸當社、人以成奇、然而有殊御願之上、入道大相國

申行之故也」と記るされたり。九月二十一日上皇再び京都をいでまして嚴島に御幸ありしこと、『玉葉』、『百鍊抄』等に見えたれども、この度は詳細を得ず、唯御願文は宸作にて、攝政内大臣基通の清書なりしこと『古今著聞集』に在るのみ。

清盛が、かくの如く嚴島神社を崇敬したるは、固より祈願圓滿の故にもよることながら、亦他に理由のあることなり。『史微墨寶考證』の論次の如し。

(上略) 今其經歷を綜覈すれば、保元に源氏を挫き、播磨守より太宰大貳に進み、一族平家貞を遣りて治めしむ、此時は太宰權帥藤原隆家が女眞を破り卻けしより百五十餘年を経て、太宰府既に荒廢せり、家貞の清盛代官となりて九州を鎮撫せしは、後世鎮西奉行の起りにて、太宰府是より一變す、時に筑前は今津を外舶出入の港とす、僧榮西の記に徴すべし、薩摩坊津は藤原氏の貿易津なり、島津氏文書に見ゆ、兵庫は古來の要港なり、清盛大土木を興して經島を築く、山槐記に見ゆ、終に福原遷都を建議せり、嚴島は兵庫筑紫の中間に在りて、安藝に要港多し、前には女眞の變あり、後には蒙古の難あり、當時外國の形勢忽にすべからず、清盛音戸峽を開鑿して、藝海の航路を便にし、嚴島詣に託して、法皇の遠幸を促す、其の深謀あることを窺ひ知るべし、清盛大果斷を以て藤原氏及南都北嶺の私權を挫き、積弊を一掃せんとして、其志終に果さず、平氏隨て亡滅したれば、其行跡は公卿僧侶源氏

諸仇人の傳ふる所に出で、口を極めて其暴を謗ると雖も、事實を尋繹すれば、活眼の舉動多し、其所領の伊勢熊野吉野諸郡郷は、後に南朝六十年の根本となる、亦由なしとせざるなり。

平家滅亡後も、嚴島神社は衰微に傾くこと無かりき。これ源賴朝が、神佛を崇敬したること勿論ながら、神主景弘が周旋も與りて力ありしならん。壇浦の役に、寶劔海に入りし時、景弘は賴朝の命によりて、神前に祈請し、また海人をしてこれを尋ねしめたること『吾妻鏡』文治三年六月三日の條に見えなり。文治五年、賴朝が陸奥の藤原泰衡を討たんとせし時、安藝國内部御庄に在る社人清元所領田畠及び在家の雜役を免じ、寶前に於て神樂を奏し、戰勝を祈らしめたること『藝藩通志』嚴島文書に見えたり。内部は、今の高田郡高原村の邊なり。

可_三早免_三除清元所領田畠并在家雜事_三事

右件以_三雜事_一、伊津岐島大明神御前令_三勤_三仕御神樂、鎌倉殿奥迫合之間、御祈無_三退轉_一可_レ奉_レ申也、且清元依_レ爲_三彼社之神官_一、令_三免_三除即名田在家役萬雜事_一、付_三仰御祈禱所_一也、但於_三官物_一者、本田收制乃米四斗、新作田乃米三斗、令_三辦_三濟御庄_一、至_三千萬雜事_一者、令_三辦除永年間_一、本家領所安穩泰平、子孫繁昌、朝見高官、庄内興復之由、可_レ奉_レ祈者也、仍奉免如_レ件、宣_三承知依_レ件勤_一之、故下、

文治五年六月 日

從五位源朝臣

かくの如く、鎌倉より遙に懇祈を籠めたるは、信仰の篤きことを表白せるものなり。

神主景弘の子に左兵衛尉景信ありしかど、父の職を襲がずして、周防前司親實之に代りたりき。『房顯記』に、「源氏ノ代トナル、先神主佐伯景廣斷絶ノ間、鎌倉ヨリ神主職ヲ改ラル、齋院次官親吉ノ次男、親實神主職ヲ給ハリ下向ス」とあり。こゝに親吉とあるは、鎌倉幕府の要職たりし、中原親能入道寂忍にして、子なかりし故、大友能成の子、能直を養ひしが、能直は材幹ありて、頼朝に愛せられ、鎮西奉行となりて、後本姓に復したり。『尊卑分脈』を按ずるに能直第三人ありて、季を親實とす、『吾妻鏡』嘉祿二年十月の條に、三條左近大夫將監親實あり、同年十二月以後、周防前司親實ありて、寺社などの奉行を爲せり、寛元三年三月の條に美濃前司親實同年七月の條に、讃岐守親實あり。是等は皆同人にや、周防前司親實が、嚴島神社に關係したるは何時頃よりなるか詳ならず、承久年間などと云ふものあれども證憑なし。但その安藝守護となりしは、嘉禎元年五月九日なれば、後に云ふ社殿造營に關聯して來任したりしには非ずやと思はる。

仁安の神殿は三十九年を経て、建永二年即ち承元元年七月三日に炎上しぬ。よりにて官使下向あり、安藝國を神社に寄せて、造營を行はしめ、九年を経て工事成就したれば、建保三年十二月十九日に遷宮ありき。然るに八年を経て、貞應二年十二月二日また回祿しなければ、翌年

九月、安藝國を以て造營せしめられしに、國司更に土木の企なくして、空しく十二年を過しぬ。乃ち嘉禎元年三月二十日、安藝國務を社家に付し、六年の收入を以て造營せしめ、十二月九日より翌二年四月四日に至りて上梁、外宮も亦十二月十四日より始めて、その二十四日に上梁したるにより、外宮は嘉禎二年十月十三日に、内宮は仁治二年七月十七日に、各遷宮を行ひたれども、工事は未だ全く成りしに非ず。よつて寛元元年十一月、安藝國井原村を神社の全領地として、竣功を期せしめたり。此間の事情は、『藝藩通志』に収めたる、仁治二年四月二十六日、神官等愁狀及び寛元元年十一月、國宣に詳かなり。

造畢殿舎

内宮分

大宮御方

御殿一字 九間二面

樓臺一字

三棟拜殿一字 九間四面

秋殿屋一字 在「上下庇」 五間三面

樂屋一字 五間一面

戎寶殿一字 一間二面

同拜殿一字 三間

御供屋一字 三間二面

同平橋二十八間

平舞臺百二十間

四足一字

唐門一字

築垣五間

屏二十三間

廻廊九十三間

朝座屋一字 七間二面

客人御方

御殿一字 六間二面

樓臺一字

拜殿一字 七間三面

秋殿屋一字 在上下此號舞臺 三間三面

廻廊二十三間

粥座屋一字 五間二面

屏二十三間

瀧宮寶殿二字上下分各一間二面

山王社一字 一間二面

大伴社一字 一間二面

已上殿舎廻廊皆以檜皮葺之、

竈殿一字 五間一面板葺

御倉一字 五間一面板葺

平門一字

築垣二十間

大鳥居一基

外宮社

大宮御殿一字 六間一面

客人御殿一字 三間一面

兩御殿樓臺二字

三棟拜殿屋一字 十一間二面

戎寶殿一字

已上檜皮葺

御供屋一字 三間一面

戎拜殿一字 三間一面

樂屋一字 三間一面

已上板葺

未造殿舎等

内宮分

若宮寶殿一字 一間一面檜皮葺

山王拜殿一字 五間二面檜皮葺

同釘貫三十二間

同鳥居一基

朝座侍屋一字 三間二面檜皮葺

唐垣三十六間

夏堂一字 三間二面檜皮葺

常行堂一字 三間四面檜皮葺

山臥床一字 七間一面檜皮葺

鐘樓一字 檜皮葺

二階樓門一字 檜皮葺

有浦大鳥居一基

御廨一字 五間一面

反橋二十六間

平橋八間

瀧宮大將軍寶殿一字 一間二面檜皮葺

同拜殿二字 各三間二面檜皮葺

同廻廊十二間 檜皮葺

外宮分

宿院殿御殿一字 五間一面檜皮葺

同拜殿一字 五間二面板葺

廳屋一字 十二間板葺

御讀經所一字 三間四面檜皮葺

神宮寺一字 五間四面檜皮葺

大鳥居一基

以上は仁治二年の状態なりき。今、試みに内宮のみに就いて云はゞ、

寛元元年まで二年間に、反橋二十六間、平橋八間、夏堂一字、朝座侍屋一字、廨一字出来したり。其他の殿舎は未だ成效の時日を知らずとす。

更に、仁治、寛元の建築と、前に挙げたる仁安の建築とを比較し、更に野坂氏に傳はれる、元和九年十月十八日の奥書ある『宮島社堂塔付立下書』を参考するに、左の數件を認むべきが如し。

(一)本社即ち内宮はこれを左の二大部に分ち得ること、

一、大宮

二、客神宮

(二)大宮及び客神宮の主要部は、寶殿ほうでん、拜殿はいでん、栱殿はろひでん、露臺ろたいにして、大幾多の附屬部ありしこと、

一、寶殿

大宮の寶殿は、仁安、仁治共に九間二面にして客神宮の寶殿は、仁安に五間二面なりしが、仁治には六間二面となれり、元和には大御前御寶殿面九間、つま四間半、但九尺間、客人御前御寶殿面六間、但八尺間、つま五間、但六尺間とあり、

二、拜殿

大宮の拜殿は、仁安に八間二面にて、二棟拜殿とあれども、仁治には九間四面となりて三棟拜殿といへり、客神宮の拜殿は、仁安に六間一面、仁治に七間三面とあり、

元和には大御前三むね、面十一間、但九尺間、入六間、但六尺五寸間、但御つばね左右有、但九尺間二間、入六間、六尺五寸間、客人御前三むね、面拾間、但八尺間、つま三間五尺、但六尺五寸間とあり、

三、秋殿

但、「秋殿間檜皮葺小社一字、號_二江比須_一」の文は疑無きに非ず。何となれば、其前後皆何間何面と記せるに、此小社のみは秋殿間とのみにて寸法を云はざるは例に違へるを以てなり。恐らくは秋殿間の三字は後人の誤寫に出でしならむ。原書焼失して之を正すこと能はざるを憾むのみ。又案ずるに、仁安には正確に秋殿の存在を記さざれど、拜殿の次に、六間三面の舞殿二字とあるは、本社と客神社との秋殿のことなるべし。仁治に大宮御方、秋殿屋二字、在_二上下庇_一、五間三面客人御方、秋殿屋一字、在_二上下庇_一號_二舞臺_一、三間三面とあるはその證なりとす。されば秋殿は、仁安の頃は舞殿又は舞臺と稱せられたること明白なり。元和に大御前御秋殿面五間半、入八間半、客人御方くみ入、面四間、但八尺間、入四間半とあり、

四、露臺

仁治に大宮及び、客神宮ともに樓臺あり、寛元には露臺とあり、樓臺と露臺とは、字義同じからざれども、其實

(三)大宮の附屬部

一、舞臺 樂房

は相違なかるべし、元和には御寶殿と三むねとの間に廊臺あり、大御前廊臺、面二間、いり貳間半、但九尺間、客人御前ろうたい、面貳間、入貳間半、但六尺五寸間とあり。『大内裏圖』を按ずるに、紫宸殿の北簀子と、仁壽殿の南簀子との間の渡殿と渡殿との間に露臺あり、仁壽殿の北簀子と承香殿の南簀子との間の渡殿と渡殿との間にもあり。山岡俊明の『類聚名物考』に覆蓋なき臺をいふとあり。實にもこの露臺は渡殿と渡殿との間に在れば、渡殿、即歩廊とは別にして、雨ざらしの板敷と見えたり。神社の露臺は、今、幣殿といふに當る。幣殿は、其形式に於て渡殿の如きも、尚露臺の發達して、屋を有するに至りたるものなるべし、

仁安の頃は、今の秋殿を舞殿として舞樂に用ゐたりしが、仁治に至りて別に樂屋一字五間一面、平舞臺百二十間の文を見るに至りたり。平舞臺は寛元には百二十四間とあり、暦仁の未造注文によれば、平舞臺にも高欄ありしものと見えて、高欄百間云々とあり、元和には平舞臺、坪數百六十五坪、高舞臺、面三間、入三間半、四方らんかん有、前後木き橋有、樂屋、面五間、入二間二字とあり

て、全く今日の制なり、『一遍聖繪』に圖示せる社頭の規模は、今日とは大いに趣を異にし、廻廊、寶殿、拜殿はあれども萩殿は無く、廻廊拜殿の左右より起りて、方形を爲し、正面に樓門の如きものありて、樓門と拜殿との中間に今の高舞臺の如きものありて、前後に橋ありて、これを連絡し、何れも皆露天にして高欄を施し、妓女四人高舞臺に在り、樂人は廻廊に在れども、此圖は信をおくに足らざるものならむ。

二、廻廊

廻廊は、仁安に百十三間とあり、仁治には大宮に九十三間、客神宮に二十三間とあれば合計百十六間なり、寛元には百八十間とあり、暦仁の未造注進には百八十間の内、九十九間未造とありて、高欄もありしと見ゆ、『一遍聖繪』の廻廊は、今日のと規模を同うせざれど、檜皮葺にして、高欄を施したり、元和には、廻廊百八間、但八尺間、は一丈三尺二寸とあり、

三、玉垣

仁安に玉垣三十五間あり、仁治、寛元に、唐垣三十六間ありて異同を知らず、『野坂文書』嘉禎ごろと思ほしきもの、斷簡に、樓臺、唐垣の文あるを見れば、彼の幣殿の左右などの牆屏を唐垣と稱したること及び、その唐垣に

は、鴨居、敷居等ありしことを知る、元和に瑞垣十七間とあるはこれか、

四、透廊

寛元に透廊二字あり、

五、屏

仁安に二十七間あり、仁治には大宮に二十三間、客神宮に二十三間あれば、合計四十六間なり、寛元にも四十六間とあれば、仁治と符合す、元和には總廻いがき百六十七間とあれども前述のものと異同を判じがたし、

六、築垣

仁治には大宮に五本、客神宮に二十本とあり、寛元に二十五本とあるはこれと同じ、

七、四足門

仁安に四足門一字あり、仁治には大宮に四足一字とあり、元和に、あけずの門、二間四方、但八尺間とあり、今本社寶殿の後方に四脚造の不明門あり、これか、

八、平門

仁安に平門二字あり、仁治に大宮唐門一字あり、異同を知らず、改築もせしにや、

九、朝座屋

仁安に朝座屋五間二面一字、同侍屋五間一面一字あり、

- 仁治には七間二面となり、侍屋は三間二面となりたり、
 元和には客人御前淺座、面八間、つま四間、但八尺間、
 同上段面二間、つま三間とあり、位置變更したりしにや、
 十、鳥居

仁安に四基あれども、何れに屬するかを知らず、仁治に
 有浦大鳥居一基、客人宮一基、山王社一基あり、有浦大
 鳥居始めてこゝに見ゆ、然れども、既に神社あれば、鳥
 居必ず在るべく、唯その位置大小を詳かにせざるを憾む
 のみ、『一遍聖繪』本社正面海中に神明造に額うちたる
 鳥居をゑがけり、今の四脚造と異れり、

(四) 客神宮の附屬部

- 一、廻廊
 二、玉垣
 元和に、客人御前にたまかき三十間、但七尺間とあり、
 三、透廊
 四、屏
 五、築垣
 六、平門
 七、粥座屋

仁安に六間二面一字あり、仁治に客人宮には五間二面一
 字あり、元和には客人御方粥座屋一字、五間二面とあり、

- 今亡びてその位置を失ふ、
 八、竈殿

仁安に釜神殿六間二面一字、仁治に竈殿五間一面一字、
 客神宮に屬せり、

- 九、倉

仁安に二間一字あり、仁治に五間一面一字客神宮に屬せ
 り、

- 十、鳥居

仁治に鳥居一基あり、仁安にもありしならん、近世なし、

(五) 其他の附屬部

- 一、釣殿
 仁安に一間一字あり、仁治以降所見なし、
 二、御供所
 仁安に五間二面一字あり、仁治には三間二面一字、同平
 橋二十八間あれば、平橋を経て御供を運びたりしにや、
 寛元に御供所二字とあるは、一つは客神宮に屬したりし
 か、又平橋もあり、元和には御供屋、面五間、つま三間
 とあり、『嚴島圖會』第二に圖あり、
 三、參詣宿屋

仁安に六間二面一字あり、

- 四、讀經屋

仁安に五間二面一字あり、

五、經藏

仁安に五間二面一字あり、元和に、論藏面五間三尺、入五間四尺、同門面一丈、輪藏、四間四面、いがき四十間あるは、天文十一年、大内氏の造進せしを云ふなり、

六、鐘樓

仁安に一字あり、仁治同じ、元和に鐘つき堂二字あり、一字は二間四方、但大かね有、一字は九尺四方なり、元和の二字は『嚴島圖會』卷二の圖の如く、一は寶庫の東方丘上に、一は本社寶殿の北畔に在りしなるべく、後者には大内義隆寄進の鐘を懸けたりといふ、今は共に無し、仁安、仁治には那邊に在りしか、

七、厩

仁安に五間二面一字あり、仁治に一字と記す、近世多寶塔の丘下に置く『嚴島圖會』卷三に圖あり、今は無し、

八、寶藏

仁安に三間二面一字あり、元和に、御寶藏、面四間二尺八寸、つま三間半、但六尺五寸間、四方伊垣有、門有とあり、今、御手洗川の左岸に在り、『嚴島圖會』卷六に圖あり、

九、夏堂

仁治に夏堂、三間一字あり、『道芝記』に、大宮御前の後

の方にて、たつみ向なり、毎年卯月八日より櫓を摘故に夏堂といふなり、堂中に十一面觀世音を安置して、大明神の御本地と云り、總瑞籬三十五丈とあり、同書及び『嚴島圖會』卷二に圖あり、本地堂ともいふ、『房顯記』に、天文十年五月洪水にて山河崩れ、社頭砂利に埋れたるこ

十、常行堂

仁治に三間四面一字あり、

十一、山臥床

仁治に一字あり、元和には、山王社の附屬として、山臥長床一字、三間四面あり、『道芝記』卷二に、いにしへ夏堂の邊に有けるよしとあるは如何、

十二、二階樓門

仁治に一字あり、元和に不明門の次に二階總門一字とあれば、大宮の邊にもありしが、今その所を失す、『一遍聖繪』に、神社の正面廻廊に樓門の如きものあり、

十三、反橋

仁治に反橋二十六間あり、元和に、そりはし、ひろさ二間、但八尺間、長十一間あり、これは弘治三年の擬寶珠

あるものなり、今の反橋は長十一間三尺に過ぎず、古今位置を異にするか、將地形變りたるにや、

十四、平橋

仁治に平橋八間あり、元和に平橋、ひろき二間、長さ十九間、上水橋二間に三間あり、今、本社寶殿の南側に在るを長橋といひ、拜殿の左右に揚水橋と云ふもあり、元和にすちかい橋、廻廊詰橋あり、これは、今共に御手洗川に架けたる橋に當るか、

(六)附屬の神社

一、瀧宮

仁安に、二字各二間一面、仁治に寶殿二字、上下分各一間二面、及大將軍寶殿一字、一間二面、同拜殿二字、各三間二面、同廻廊十二間あり、『野坂文書』嘉禎五年正月の裏書ある斷簡に、瀧客人宮拜殿色目と外題を付して「クマノ岡客人宮御拜殿」云々と書せるを見れば、瀧宮は即ち隈岡宮なることを知る、元和に、瀧宮、面五尺、脇七尺、此上や五尺間三間四方、同拜殿、面五間、但六尺間、つま二間、廻廊十二間あり、白糸瀧の邊にあるを以て瀧宮と云ふ、『嚴島圖會』卷四に圖あり、

二、大伴宮

仁安に一間一面一字、拜殿五間二面一字あり、仁治に一

間二面一字あり、

三、江比須社

仁安に祓殿間檜皮葺小社一字、號「江比須」と有は、前に云へるが如く誤脱あるべきか、仁治に戎寶殿一字、一間二面、同拜殿一字、三間とあるに當るなり。寛元に拜殿二字とある二は一の誤寫か。元和に冲夷二字、各二間四方、但内に社有之とあるは、今の門客社の事にしてこれとは別なるが如し。これなるべしと思はるゝは、荒夷堂内社有、面六間一尺、いり六間、但六尺間、同鳥居、面一丈とあるものなり。

四、若宮

仁治に寶殿、一間一面、一字あり、

五、山王社

仁治に山王社、一間二面一字、同拜殿五間二面一字、同釘貫三十二間、同鳥居一基とあり、元和には三王三社、左宮、面七尺、つま六尺五寸、中宮面五尺、つま七尺、右宮面七尺、つま六尺五寸、同拜殿面五間、つま四間、但八尺間、同いかき四十八間、但六尺間、山伏長床一字、三間四面あり、今の三翁社はなり、

以上を通覽する時は、社殿の規模も構造も時代によりて沿革あることを知るに足らん。

仁治より三十年許を経て、文永七年正月、神社焼亡のよし、『一代要記』に見ゆ。その文は「正月二日、寅刻、安藝齋島社壇悉以焼失了、往昔以來、未有此災、人皆謂神火、可驚可怪、」とあるのみにて、他にこれを證するもの無れば、火災の實否、再建の年代等、如何とも定め難し。『一遍聖繪』によれば、僧一遍が嚴島に詣でたるは、弘安元年秋と、同十年秋との兩度にて、十年には、内侍等皈依し、臨時の祭禮を行ひて、伎女の舞を奏したりとあり。同書に社頭の圖ありて、殿舎の布置今日と同じからざるを見る。野坂氏所藏『いつくしま大鳥居の日記』は、天文六年正月十八日、刑部大輔景教の記したりといふものゝ寫本なるが、この記によれば、正中二年六月二十五日、大風ありて、大鳥居内外に倒れ、夷兩社、左右樂房、平舞臺共に破壊したりとあれば、正中の頃は今日の如く、平舞臺の邊に夷社、樂房左右對立したりしにや。鎌倉將軍家代々篤く嚴島神社を信仰し、藤原賴經、同賴嗣、惟康親王等より奉納ありし兵庫鎖太刀、長覆輪太刀、今傳はりて國寶となりたり。

建武三年五月一日、足利尊氏造營料として、安藝國賀茂郡造果保を寄せ、貞和四年八月二十六日、廻廊等造營料として、佐伯郡己斐村を寄せたり。『藝藩通志』嚴島文書の中にその寄進狀あり。『太平記』に、建武三年四月二十八日、尊氏周防笠戸より船を出して、五月一日、嚴島に着し、三日參籠せしに、結願の日に至りて、三寶院僧正賢俊、持明院の院宣を奉じて京より下着し、尊氏は、六日に嚴島を發して、備

後朝に向ひたりとあり。賢俊が院宣を尊氏に傳へたること、『梅松論』には、尊氏が西海に奔りたる途中、輓に泊したる時に繋け、その東上の時、嚴島に碇泊したることも、同書には見えず、輓着船の日も二書異同あり。寄進狀を以て考ふれば、嚴島に上陸したるは事實に近しいふべし。

康安二年正月一日遷宮の棟札、今、野坂氏に藏す。この棟札は、明治十四年、客神宮の修繕落成し、七月九日遷宮の時に發見する所といふ、神主下野守佐伯親直、棚守佐伯元久等の歷名あり。よりて考ふるに、その頃神社造營のことありしなり。永徳元年七月一日、周防の大内義弘、造營料として、安藝國賀茂郡志芳庄の内を寄進したり。このことも『藝藩通志』嚴島文書に見ゆ。康應元年三月十一日、北朝の左大臣足利義滿の社參ありて、斯波義重、細川賴之入道常久、同賴元、同氏春、古山滿藤、畠山基國、山名滿幸、土岐島田滿貞、今川貞世入道了俊、同氏兼、同仲秋、同範氏等扈從したり。この事『鹿苑院嚴島詣記』に詳かなり。

室町時代に於ては、幕府の紀綱漸く亂れて、社領も不知行多く、安藝五龍山の宍戸氏は、高田原を、高屋の平賀氏は造果保を、志和の天野氏は志芳庄を、郡山の毛利氏は、上竹仁、小山等を押領せしこと、『藝藩通志』嚴島文書中なる寶徳二年四月、神主掃部助教親の訴狀に見えたり。加之、嚴島神主も亦祭祀を專業とせせて、廿日市の櫻尾館に據りて兵備を修むることゝはなりぬ。

永正五年、前將軍義植、大内義興に助けられて京都に還りし時、神主四郎興親も、中國九州の諸侯と共に隨行したりしが、その年の末京都に客死して、神主職再び斷絶に及びたり。

こゝに於て、小方加賀守の黨は櫻尾に據り、友田上野介興藤の黨は藤懸に據りて、神主職たらんことを争ひ、義興この機に乗じて兵を加へ神領を取りて、戌を櫻尾、己斐、石道の三城に置きたり。安藝銀山城主武田光和、興藤を助けて、大内氏の兵を破り、大永三年閏四月、興藤を櫻尾に置きしかば、これより興藤と大内氏との戦争始り、大内氏の將陶興房來りて大野の門山に陣し、友田を攻め、弘中武長は水軍を率ゐて嚴島に來り興藤の兵を逐ひ、廿日市を奪ひ、五日市を焼き、興房は大野城を取りて、岩戸山に陣じ、吉見頼興等は篠尾山に陣し、義興も嚴島に來りて軍を監し、大永四年七月十日、終に櫻尾城を陥れたり。義興は翌年正月二十八日、神社に參拜し、義弘、孝弘、政弘三代の舊例によりて寄進を爲し、尋いで安藝を徇へ、また興房等を遣りて備後に入らしめしかど、享祿元年七月病にかゝりしかば、諸將嚴島に集りて班軍を議し、義興をして山口にかへらしめたり。

今、加藤清正を祀りて寶山神社といふ所の、多寶塔婆は、『嚴島圖會』に、大永三年癸未六月建立との傳説を擧げたり。但、その證憑は明かならず。文政九年十月、大願寺院代、金剛院僧知等が塔婆より發見したりとて、廣島月光山明星院僧高誠の記文ある靈牌一枚、現に大願寺に襲藏す。靈牌は素朴なる杉板にして、中央に多寶塔開山周歡知藏禪

師、左右に尊海、道本等の名を列記して、その忌日を裏面に注記したり。周歡の忌日は、大永四年十二月廿五日なり。この靈牌の發見は、この塔婆の開基が周歡といへる禪僧なりしことを證明するものなり。大永三年草創の傳説、若し眞ならば、周歡僧晩年の事業なりしなり。これより先、友田興藤は、第四郎廣就を養ひて嗣となせり。享祿三年十二月十三日、廣就初めて嚴島に來り、尋いで山口に赴きて、大内義隆に謁見したり。五層塔婆は、天文二年、興藤、廣就等の修造せしものと見えて、露盤に彫銘ありと聞けり。

かくて神主は大内氏に對して無事を装ひしかども、天文九年九月、出雲の尼子晴久が大兵を率ゐて安藝に入り、吉田の郡山城を圍むに及びて、興藤は、大内氏に反して滅亡を招くに至りぬ。この際神社の柵守職に佐伯房顯といふものあり、玖珂の陣に至りて、義隆に謁し、義隆の爲めに陣中祈禱を爲し、義隆も、定燈を獻じ、氷上山眞如坊をして社參せしめ、御供料十二貫文を附し、弘中正長を名代として社參せしめぬ。房顯は、また陶隆房の紹介によりて密使を遣はして毛利元就に戰勝祈願の卷數を進めたり。大内、毛利二氏が、相次いで嚴島神社を保護したるは、實に房顯の盡力に基くなり。天文十年正月十二日、興藤、伊豫の能島、來島海賊船を以て嚴島を取りしかば、十五日、黒川隆尚、大内氏の水軍に將として嚴島に來り、兩軍大島居沖に會戦せしに、興藤の兵悉く廿日市に奔りて、嚴島又大内氏に入りぬ。房顯その子元行と大野沖に至りて隆尚を迎へ、また岩國に至りて義隆に謁

せり。義隆によつて弘中正長を名代として社參せしめ、房顯を徴して、大内氏の御師職に補し、所領を與へ、尋いで兵を發して櫻尾に迫りしに、尼子氏の兵は、去年十二月大敗して吉田より退きしかば、興藤は孤軍支えがたく、四月五日城を火きて自殺し、廣就は走つて五日市城に入りしかど、大内氏の兵に迫まれ、同月八日、亦自殺して神主家こゝに滅亡したりき。

『野坂文書』三月十日付、小原隆言外二人より嚴島社家三方に宛てたる書狀によれば、天文九年以來、大内氏より神主職を定めたること、その神主は景教といひし人なることを知る。然れどもこの景教は嚴島に在住せずして、實權は房顯にありしが如く、社家その來島を待たずして、正月五日、天下太平の大祭を行ひたること、同じ書狀に見ゆ。同家文書、龍崎隆輔外一人、閏七月十五日付の書狀に、神主景教能島在城の文などもあり。また上卿修理景教書狀四通あり、田親尊の女儀との爭論、津和野行、遁世などの文あるを見れば、この神主景教は、上卿たりし人にて、興藤が叛復定めなき故、大内氏の力にて一旦は神主となりしかど、事情ありて嚴島に止ることすら能はざりしものならん。

天文十年四月十八日、大内義隆社參あり、舊例の如く、經會、舞樂を施行せしめ、五月五日には、端午の神事料を寄せ、部將等をして流鏑馬を行はしめ、義子恒持をしてこれを見せしめ、七日、また社參ありき。翌月、大内氏の兵銀山城を陥れ、武田家の重寶たりし、其祖義

光の甲冑を得てこれを奉納せり。義隆尋いで陣を銀山に移し、かば、房顯赴き賀し、命によりて佐東官幣社の事を掌りたり。『野坂文書』天文十年七月五日、下安官幣御前宮司職補任あり。官幣社は、今、安佐軍祇園村大字南下安に在る村社、安藝津彦神社なり。官幣社の嚴島神社に隸屬せしことこゝに始る歟。六月、義隆又佐伯郡山里四郷を寄附し、廿日市の地頭錢三十五貫文を轉經料として奉納せり。この頃、吉田神主卜部兼右、京都より義隆の安藝三入の陣に來り、また嚴島に來りて、神道を傳授したりき。

天文十一年、義隆長門國普光王寺の經藏を社畔に移し建て、之を轉法輪藏と云ひしとぞ。『嚴島圖會』によれば、これより先、天文五年、大願寺僧道本、一切經の不備を歎じて、これを海外に求めんとせしかど、果さざりしかば、義隆に請ひ、僧尊海をして、義隆の書を携へて朝鮮に航せしめたるに、彼邦戰亂を経たるのみならず、近來釋教を尚ばざるによりて、手を空うして歸朝せしかば、こゝに及びたるなり。

大願寺所藏の野立屏風裏張に、尊海の紀行あり。經卷も舊普光王寺の者にして、一は未版、一は朝鮮版なりとぞ。同書に當時朝鮮との往復文書を載せたり。義隆の書は天文五年二月にして、彼國の復書は嘉靖十八年即ち我天文八年の九月付なり。

義隆が、又尊海の請ひを容れて、天文十六年、有浦大島居を再建し、奏請して後奈良天皇の勅額を拜受したる、天文十年より十九年まで二十年間、太刀神馬の進獻二十餘回に及びたる、一年三回の管絃經を再

興したる、神官、内侍、伶人を扶助し、舞樂裝束を新調したる等、皆文書の證明する所なり。

弘治元年の役には、社内鮮血に汚れたればとて、毛利元就は翌二年六月、廻廊の床板を改造したりき。永祿元年、元就石見に入りて、溫湯城主小笠原長雄を攻め降しぬ。『野坂文書』永祿二年六月十七日、房顯願書案あり。その大要は、元就、隆元等の武運長久當敵退治を祈りて、本式の社參、御供、島廻、湯立等の執行を請ひたるなり。既にして元就は出雲に入りて尼子氏を攻め、隆元を周防に置きて、大友氏に備へしめしが、永祿六年、將軍義輝、聖護院准后道澄を毛利氏に遣はして大友氏と和せしめ、出雲富田^{とだ}月山城は永祿九年に陥りて、毛利氏は中國の覇權を握ることゝはなりたり。毛利氏が、房顯の請ひを聽きて、嚴島神社を保護したることも實に著明にして、『房顯記』にも、元就が、防長より歸陣の時の事を敘して、「去程に於^お當社^{あた}萬部御經有、元就對^{たい}房顯^{ほうけん}被^ひ仰渡^{おうえり}けるは、當社の御事不^ふ及^{およ}申、從前之分在領地等寄進申云々」と云ひ、又、「或時隆元公房顯を召れ、島中往古社頭其外神事祭禮等近年斷絶の所を可^か致^ち言^ご上^{じやう}の通被^{とふ}仰出^{おうえり}」と云へり。

永祿十二年正月二十四日、備後吉舎の豪族、和智眞春兄弟、毛利氏の爲めに嚴島の社頭に殺されたることあり。大願寺前住圓海等謀りて、眞春の佩刀を沽り、豐後國吉祥寺の古鐘を購ひて、これを安藝玖波の栖雲院に寄附したり。この鐘、今、高田郡小田村大字高田原の高林坊に傳はれり。毛利氏はこゝに於て社壇を新たにし、卜部兼右を京都よ

り迎へて遷宮を行はんとせしに、元龜二年、元就薨去ありしかど諸事澁滞なく、同年十二月二十七日に式を終へたり。遷宮師は兼右、副掌佐伯政久、上卿源景隆、棚守大江房顯、客神宮棚守佐伯親尊^{ちかたか}、輝元名代桂元重、吉川元春名代桂越中守、小早川隆景名代栗屋十郎左衛門なり。翌日、遷宮供養ありて、舞樂ありき。遷宮の陣列式一冊、野坂氏に在り、寛永十五年、満願寺僧深海の筆寫に係る。この書、房顯の姓を大江と記るせるは毛利氏より許されたるなり。

反橋は、弘治三年卯月、元就、隆元の再造にして、當時の擬寶珠今に傳はる。大鳥居も永祿四年十月、二人の再建なり。大黒社は、『野坂文書』弘中正長より房顯に與へたる卯月廿八日付書狀に、「大黒棚守忠泰云々」の文あれば、大内氏以前既に存在せること明かなれど、天神堂は毛利氏の造進なり。天神堂は毎月連歌の興行ありし故に連歌堂ともいふ。連歌は早くより興行ありて、『陰德太平記』にも、天文二十年五月九日、大内義隆、三條西公條、里村昌休等を伴ひ、嚴島寶前に於て千句を興行し、田親尊^{でんちかたか}等も同席したりとて、その第三句までを載せたり。天文二十年五月は、義隆自滅と程遠からねば、聊疑なきには非ず。されども、『房顯記』にも、義隆の命にて、四月十五日より八月十五日まで萬句、八月十八日より十一月まで萬句と、三四年間に二回舉行し、京都の連歌師なども參會し、親尊も加はりたりとあり。この書には、惜いかな年紀無れば、明かには云ひ難けれど、『陰德太平記』のとは卷頭も異り、月日も同じからざれば、全く格別の事にてもあるか。

『房顯記』には、朝座屋にて連歌の興行ありしことを述べ、また「去る程に尼子出張の御立願哉覽、棚守房顯を備後の中山へ召さるゝの間（中略）天神堂を立られ、會所を被_レ仰付、月次の連歌興行申べし云々」とあるを見れば、義隆の頃は、未だこの天神堂無かりし故、朝座屋を用ゐたるにてもあるべし。尼子出張の年代につきては未だ詳を得ず。

元就が出雲出陣は永祿二年なるが、『藝藩通志』に、天神堂は元龜三年、隆元勦建と記るせるは、輝元が山中幸盛を攻めんとて出雲に向ひしことに考定したるに基くか。旁證を得ざれば決し難し。能舞臺及びその附屬建造物も亦毛利氏の寄進ならん。かく云ふ理由は、『房顯記』に、「昔觀世大夫下向の時は、高舞臺にて仕ると云へども、見物所も無れば、今度は江の中にて舞臺を張らせ申付る、神前にて九番仕る、其の以後棚守於_二宿所_一舞臺を張らせ、十一番仕るなり、其時の見物、聖護院殿、飛鳥井殿、御兩所御見物なり云々」とあれば、觀世初度の下向には、未だ能舞臺の設けなく、高舞臺に於て興行せしに、再度には、新たに能舞臺を江上に造りたりと見え、その江の中と云へるが、やがて現今の位置に相當すべければなり。殊に聖護院准后道澄、飛鳥井雅教等在島の間の事なれば、毛利元就の晩年なること疑なし。

毛利元就は、『房顯記』に、大内輝弘周防亂入一件の落着せし後、輝元、隆景、元秋、元清と共に社參したることを記るして、「五日在島在り、御兄弟衆何れも棚守所御宿也、小早川殿は竹林御宿なり、吉川殿は陸路を直に御歸陣なり」とあり。これ、永祿十二年十月のこと、見

ゆ。この役に、元春は、父元就より嚴島産の竹にて造れる幡竿を授けられ、後、天正十年、家子元長に譲るに當りて、これを傳家の文書と共に譲與したること、具さに讓_レ狀及び『毛利家日記』に見ゆ。この讓狀の添狀は、吉川男爵家の所藏とて、『史徵墨寶』第二編に載せたり。その文中にも「元就様御讓被_二下候御幡竿_一」竹者從嚴島被_二仰請_一候、度々元就様被_レ得_二戰利_一候、某給候而以來之儀者、御存知之前に候」とあるが如く、元就が神地の竹を以て幡竿を造り、戰勝の吉瑞を驗したるは、亦以て敬神の一端を窺ふに足らん。

『藝藩通志』嚴島文書に、天正十年七月十三日の輝元寄進狀あり。是備中高松の對陣より還りたる後、報賽の爲め周防國玖珂本郷三十石を寄進したるものにして、當時、毛利方に不利なりしは事實なれば、文中に在るが如く大利にては無かりしかど、羽柴秀吉と和睦したるが爲め、戰爭とならざりしを、神威に歸して、こゝに及びたるなり。

嚴島

今度東口、雖_レ相_二向大軍_一、依_レ不_レ淺大明神之加護、不_レ及_二干戈鉾_一、思外得_二大利_一、令_二歸陣_一候、然間防州玖珂郡本郷南方之内參拾石之地、令_二神納_一候、彌奉_二仰_一武運長久之冥加_一者也、仍寄進狀如件、

天正十年壬午夷則十三日

從五位下行右馬頭輝元

棚守左近大夫殿

また信長の非命の最期をば神慮に歸して、感謝の意を表したる、吉川

元春、及び穗田元清の書狀數通『野坂文書』中に在り。『輝元上洛記』に、輝元は天正十六年七月八日、草津より海を渡りて社參して、即日
上洛の途に就きたりとあり。

神社の結構の、つぎ／＼に複雑になりたると共に、その北方丘上、
五層塔婆の邊に一大建築を見ることがなりぬ。これを大經堂と爲す。
この堂は、他の諸建築とは全くその趣を異にし、美術的の技巧を有せ
ざれども、雄大の風姿、能く前代優麗の殿舎廊廡を壓する感あり。こ
の大經堂は、『藝藩通志』嚴島文書、天正十五年二月十八日、安國寺惠
瓊より、大願寺に宛てたる書狀によりて關白豐臣秀吉の創建たること
を知るべく、輝元も亦令を下して、領内の神地に雜役を免じて役を助
けしめたり。

當島一建立從「關白様」被「仰出」愛許御見廻候、然ば塔岡に經堂御
立候て、一月に一度の千部經被「讀誦」度由候、則一萬石急度可「有」
御渡之由御詮候、左候者、申談、島中へも此由可「被」仰渡候、
恐々謹言、

天正十五年二月十八日

安國寺惠瓊

大願寺御同宿中

陶入道敗亡の舊蹟は清められ夷げられて、この修善の大殿堂は造營せ
られぬ。傳へ云ふ、秀吉の薩摩を討ちし途中、社參して戰捷を祈り、
歸途報賽の爲めに、この工を起さしめたりと。然れども秀吉は三月朔
日を以て大阪城を發し、山陽道を西下して九州に向ひ、その薩摩の水

引に於て島津義久の降を納れたるは五月八日の事たり。されば二月十
八日は秀吉が山陽進軍の途中に在る時なり。果して然らば報賽の爲め
には非ずして、戰捷祈念の爲めと云ふに至當とす。『嚴島圖會』に、こ
の文書を引きたれども、少しく出入あり、塔岡にの三字を寶塔并にの
四字と爲せるは、不審なきを得ず。此邊一帯を龜居山と云ふ。龜居山
は大願寺の山號にして、山麓の金剛院は大願寺の院代たりしことを考
ふるに、大願寺は、もとの丘邊に在りしを、神社の南方海邊に移し
たるにはあらずやと思はる。『藝藩通志』嚴島文書、天文二十年正月廿
六日、大願寺僧圓海より杉民部入道に宛てたる社領目錄の内に、「前大
願寺屋敷、百姓十五人居住」と見ゆれば、今の地即ち熊毛洲に移りた
るは其以前なりしか。『藝藩通志』嚴島文書、天正十五年秀吉の禁制を
載せたり。此文書、今も神庫に存して國寶たり。これ九州出陣につき
ては、大軍の往來はげしく、萬一にも神地を汚す輩のありてはとの用
意に出でたるなり。

禁制 安藝國嚴島社境内

一軍勢甲乙人等亂妨狼藉事

一陳取事

一剪「採竹木」事

一右條々若違犯族於「有」之者、速可「被」處「嚴科」由候也

天正十五年正月 日

(朱印)

毛利氏時代の社領は、社家、内侍、供僧、及び大願寺を併せて五千

百十一石餘、淺野氏の頃は、福島氏の制によりて御祭科七百三十五石、社家、供僧、内侍等の扶助米千九十一石にして、造營修補等はすべて此外に藩費を支出したりとなり。寛永八年八月、前將軍秀忠病みし時、藩は社人に命じて其快癒を祈らしめ、將軍家光及藩侯淺野長晟の名代渡島して奉幣したりき。明暦二年、將軍家綱の痘瘡に罹りし時にも、藩命にて祈禱を行ひ、將軍吉宗の厄年にも同じ藩命ありたり。是等の事は、すべて野坂氏所藏の記録に詳かなり。

本社の祭神は、前既に云へるが如く、市杵島姫命一座なりしに、『古事類苑』に引ける嚴島文書には、仁安二年六月十五日、散位源賴信と云ふ者、清盛の壽命長遠を祈らん爲め、養父成孝より傳領せる安藝國高田郡三田郷を一宮神主佐伯弘景に譲りたりとありて、その書に一宮權現卅三社とあり、上に引ける仁安の古文書には寶殿二字、瀧宮、大伴社、江比須社各一字あり、仁治のにも御殿、客人御方御殿、瀧宮寶殿、同大將軍寶殿、山王社、大伴社、戎寶殿各一字ありて、仁安の寶殿二字は、仁治の御殿及び客人御方御殿に當る。野坂氏所藏、嘉禎二年具注曆裏書の同三年注文案の初に、玉殿十一所の莊嚴具に、御簾十一間、大宮六間、客人宮五間とあるは、本社寶殿には玉殿六宇、客神宮寶殿には玉殿五宇とありしことの旁證とはなるまじきか。『道芝記』に、大宮御本社六座、三女神田心姫命、市杵島姫命、湍津姫命、相殿國常立尊、天照大神、素戔鳴尊、客人御社五座、天忍穗耳命、天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野櫛樟日命とし、或説として、御本

社六座は三女神の外に、素戔鳴尊、活津彦根命、熊野櫛樟日命を擧げ、その他の五神を客神社の祭神なりと云ひ、又假名縁起に在りて、大兄客人、今客人、隈岡客人、興雄客人、大宮、中宮、聖御前の名を掲げ、さて「その餘、假名縁起の類多し、ともに左道のことなり」と云へり。

然るに、『藝藩通志』所載の『樂音寺神名帖』に、天津宗方明神とあるは、やがて嚴島の神にして、其他、大江客人明神、今客人明神、隈岡客人明神、建雄客人明神等と、客人の名を負へる神ありて、假名縁起と同様なるのみならず、『藝藩通志』に、「安元二年、客神宮に上る國主祝文に、これ等四神の御名あり、其他古き祝文に、四所客神とあり、『嚴島御衣奉獻記』にも、客神社に進むる御衣の箱に、大兄客人宮、隈岡客人宮と記るせるよしなれば、客神社には、素戔鳴尊の五男神の祀られたまふといふことの如何と訝からるゝ心地す。『藝藩通志』にも「客神宮五座の外に、四所客神も同殿にますにや、四所客神と稱するを見れば、其社はもと別に在るを當島客神宮にて、これを祭るに似たり」と疑へり。また『樂音寺神名帖』の聖御子明神は、假名縁起の聖御前に當り、宗方小專明神は、『三代實錄』に見えたり。

『御衣奉獻記』は、寶曆十二年極月二十八日、棚守元彌、祝師久得の手に成りたるものにて、年代は後れたれども、毎年正月元日の未明に行はるゝ御衣進獻の舊儀を記したるものにて古意多しとす。此書によれば、御衣はすべて五着にて、大宮には三着、客神社には二着奉る、

客神社のは御身丈各二尺、大宮のは大宮四尺九寸、中御前三尺三寸、若宮二尺九寸とあり。かく寸法に大小あるは注目すべきに似たり。大宮の市杵島姫命にますことは勿論なるが、中御前、若宮とは果して如何なる神に居ますか。『三代實錄』貞觀元年三月廿六日、正六位上、伊都岐島中子天神に従五位下を授くところあるは、若しはこの中御前には非ずや。中子といふ語は、齋宮の忌語に佛の異名とあれど、こゝなるはそれとは別義にて、伯仲叔の仲のこゝろにもやあらん。今、國寶となりたる饒劍箱一個、唐櫃二合は、壽永二年三月二十日、神主景弘の調進にして、蓋裏に朱欸あり、饒劍には、大宮、唐櫃には、客人宮、中宮とあり。この中宮も中子天神に當れるにや。また伊都岐島神が從四位上に進みたまひしと同じ日に、伊都岐島宗形小專神、正六位上より從五位下に進みましき。この小專の語は、或は貴女の幼少なるを指せるか。位階も三神の内にて最も遅く從五位下に叙せられたまひしを察するに、或いは彼の若宮といふには當らずや。この若宮は、仁治、寛文の古文書に見えたる若宮なるべく、もとは一間一面の寶殿の別に在りしを、何時の程にか、大宮の寶殿の内に合祀されたまひしに似たり。かくの如く嚴島神社には、市杵島姫命の外に、中子天神、宗方小專神と次々に祀られまして、中御前と云ひ、若宮と云ひ、清和天皇の朝、并に叙位の事ありしを見れば、この三神は甚深き御縁の神にて、殊にその一柱の宗方と云ふ名を冠したまふを以てしても、この三神の、尚宗像三女神にまじゝこと大略推測せらるべきが如し。『藝藩通志』に本

社正殿三座として三女神を擧げたるも據あるべく、『道芝記』にも同じ趣なり。但、相殿の諸神は未詳に屬す。

上に擧げたる『仮名縁起』、『樂音寺神名帖』の類の中世以後僧徒の手に成りたることは勿論にして、客人、聖御子等の名稱は、近江日吉神社を聯想することを禁ぜざらしむ。日吉神社の祭神は大山咋神おほやまがひなること明白なれど、僧最澄出て後は、大己貴神をも祀りて、天台擁護の山王權現と稱し、大宮、二宮、聖眞子、八王子、客人、十禪師、三宮など、名づけて、大宮は大己貴神、二宮は國常立尊、聖眞子は天忍穗耳尊、八王子は國狹穗尊、客人は伊弉冉尊、十禪師は瓊々杵尊、三宮は天照大神を祀れりといふ。『樂音寺神名帖』の聖眞子明神は、日吉の聖眞子と同くば天忍穗耳尊にして、嚴島の客神社に座す神なり、國常立尊、天照大神は、嚴島の本社に座し、大己貴神は嚴島の攝社大國社に座す。これ或は偶然ならんも、姑く記して後勘に備ふ。嚴島に山王社あるも亦注意すべく、嚴島神社は嘗て天台僧の習合を経たるものかとも思はる。

神佛混淆の際、嚴島の神は、觀世音菩薩として、辨財天女として崇拜せられたることありき。清盛の願文にも、「相傳云、當社は觀世音菩薩之化現也」と云へり。『藝備國郡志』に「本社五座與客人宮六座合十一之數、牽強附會、以爲本地十一面觀音之證」といひて、座主は水精寺を建て、本願は大願寺を建て、供僧各寺院を構へ、神地神物を掠め、社司社家を壓することを歎けり。『藝藩通志』藝文、僧萬念が、

永祿年中豊後に使せし途中、嚴島に來りて辨財天女の靈廟を拜したる時の七言絶句一首を収めたるも、やがて嚴島神社に參拜したるなり。唯僧侶のみならず、儒者も亦往々佛説に基きて、文を作り詩を賦し、敢て怪むもの無かりき。

明治元年三月二十八日、佛語を以て神號と爲すこと、佛像を神體となすことを禁じ、十月十八日、佛寺に神祇を合祀することを禁じたれば、神佛混淆の風これより一變し、權現、菩薩の神號は廢れ、本地佛は破却せられ、仁王門は隨身門と變じたりき。嚴島神社に於ても、本地堂、經藏等は破却せられ、大聖院、大願寺、諸供僧等は祭事に關係するのと無く、面目爲めに一新せり。明治四年六月、國幣中社に列せられたり。

明治十八年八月十一日、天皇陛下（天照）嚴島に行幸あらせられ、侍從子爵西四辻公業を勅使として幣帛を奉らしめ給ひ、特旨を以て補葺の費を下し、宮司淺野忠に謁を賜はりぬ。二十七年に、清國と事ありて、大本營を廣島に進めたまひし時、皇后陛下には二十八年四月十二日に、皇太子殿下は二十七年十一月廿二日に、各參拜あらせられたり。皇族にては、二十三年五月には有栖川宮熾仁親王、三十七年三月三日には久邇宮邦彥王、同月九日には北白川宮（今の竹田宮）恒久王、四月六日には、伏見宮貞愛親王、十一月十三日及び三十九年十一月十九日には、有栖川宮威仁親王、四十年四月十日には久邇宮邦彥王妃倪子、久邇宮多嘉王、同妃靜子、十二月六日には閑院宮載仁親王、四十一年三

月二十日には有栖川宮實枝子女王、八月十三日には韓國皇太子等諸殿下の參拜あり、華族にては公爵毛利元昭、侯爵淺野長勲、同細川護成、同（後の公爵）伊藤博文、伯爵（今の侯爵）桂太郎、子爵杉孫七郎、同曾禰荒助等枚舉に遑あらず、殊に伊藤公爵は信仰最も厚く、その初めて韓國統監の任に赴きし時、三十九年二月二十四日、屬僚を隨へて幣帛を奉り、祝詞（のりと）を奏し、日韓新協約の復命を終へて、再び任に歸りし時も、四十年九月三十日、正式の參拜を爲して冥助を謝し奉りしといふ。

明治三十七八年の役に當り、將校兵士の戰に臨むに先ち、本社に參拜し、大捷を祈りたるもの無慮四十萬人の多きに及び、將校五千人の名簿、積んで三箇の大冊を爲せり。凱旋の途次、報賽せしものも十萬餘人ありしとぞ。

神社寶物の大部は、明治三十年十二月と三十二年八月とに國寶となりて、既に修繕を卒へ、社殿等も、三十二年四月、特別保護建造物となり、三十四年一月より工區を五分して、修營の工を起し、本社は三十六年十一月八日に、客神社は四十年三月二十八日に、各遷宮を爲し、目下第四工區の工事に着手せり。其竣工は、明治四十四年中なるべし。今の本社及び攝社客神社は寶殿、幣殿、拜殿、秋殿等より成れり。

建築學者某氏の説を聞くに、本社祓殿の幕股は、藤原時代のものに似たり、三斗は、平氏時代の特色を帶ぶ、極割の無きことも、鎌倉以前のものたる證なり、拜殿の幕股は、鎌倉時代に近きものなり、拜殿及

寶殿の斗組は、後世のものならん、客神社幣殿の簀股は、鎌倉時代に近きものなり、其他、斗の高きこと、肘木の低きこと、簀股の形状、虹梁の低きこと、軒の段違なること等は、平氏時代の特色をあらはせり、されば、本社も客神社も、形式上、全體としては、平氏時代のものにて、後世の修補加はり、其修補たるや、客神社に少くして、却つて本社に多きものなりと云へり。其平面圖は、寶殿、拜殿は相平行し、幣殿、秋殿はこれを貫きて千字形を爲せり。

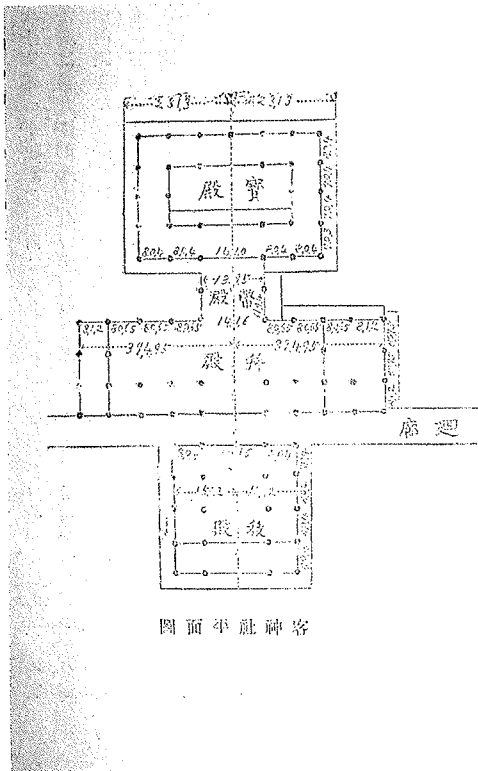
本社に就いて考ふるに、寶殿は九間にして、その柱間の心の距離は、これを左方より調査するに第一、二、三、四の間は、各八尺三寸五分、五、六の間は合せて一丈八尺二寸、第七、八の間は各八尺九寸四分、第九の間は九尺一寸にして、第五、六の間の正面は一間を爲して幣殿に連續せり。仁安、仁治に、九間二面と云へるは詳ならず、尚四面といふべきに似たり。幣殿の幅も亦一丈八尺二寸なり。拜殿は、十間にして、柱間の距離、左方より第一の間、第十の間は各一丈八分、第二、三、四、五の間は各八尺二寸七分、第六の間は一丈八尺一寸八分、第七、八、九の間は、各九尺七分なり。仁安に八間二面とあり、仁治に九間四面とあるは共に詳かならず、三面といふべきに似たり。二棟といひ三棟といふも同じ義にて、三面ならではかなはざるが如し。秋殿は六間三面にして仁安の文に合へり。その柱間の距離は、内第一の間は八尺六分、第二の間は、一丈三尺一寸二分、第三、四、五の間は各八尺八分、第六の間は八尺三寸にして、第二の間より廻廊左右に

走れり。寶殿の簀子は、四周共に幅六尺、拜殿は前左、右共に五尺六寸五分、秋殿は左右共に幅五尺八寸五分にして、前方に幅五尺六寸三分の簀子ありて、高舞臺に連續す。

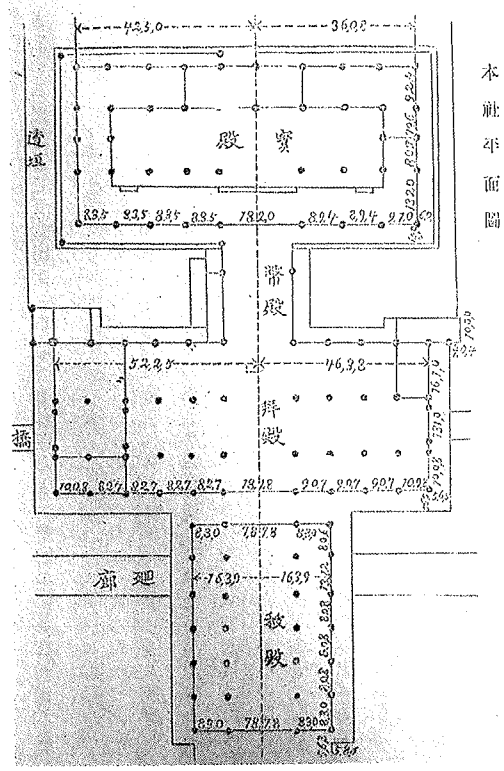
故に若し寶殿、幣殿、拜殿、秋殿を貫通せる一線を想像すれば、寶殿は左方四丈二尺五寸、右方三丈六尺八分、拜殿は左方五丈二尺二寸五分、右方四丈六尺三寸八分を得べく、秋殿の正面より見れば左右相對なるが如くにして、その實は拜殿は左方に、寶殿は右方に向つて延長せることを知るべし。唯その差、比較的顯著ならざるによりて、著しくは肉眼に映ぜざるのみ。

次に客神社に就いて考ふるに、寶殿は、六間四面にして、仁治以後の大ききと思はる、但、その二面といへるは詳かならず。柱間の距離は、左、第一、二、五、六の間、各八尺四分、第三、四の間、併せて一丈四尺一寸なり。拜殿は九間三面にして、仁安、仁治の時よりも大なり。左第一、九の間は、各八尺一寸二分、第二、三、四、六、七、八の間は各八尺六分五厘、第五の間一丈四尺一寸六分なり。秋殿は四間三面にして、仁安の舞殿よりは小に、仁治よりは大にして、各間何れも八尺四分なり。寶殿の四周、秋殿の前、左、右に簀子あり。故に客神社の寶殿、幣殿、拜殿、秋殿は全く左右相對なり。

本社と客神社とは、その瓦棟にして、千木、鯉魚木を上げざる點に於て、その屋の檜皮葺にして、柱の丹塗なる點に於て、その寶殿の屋の切妻たり、拜殿、秋殿の屋の入母屋たる點に於て、その普通の社殿



客神社平面圖



本社平面圖

と異り、殿内に柱の并立せる點に於て、その寶殿の母屋に玉殿を有せる點に於て、その平面圖の干字形を爲せる點に於て、共に相似たりと雖、その間尺の相違に於て、その左右相對を爲せるや否やの點に於て、實に著しき特徴あり。その他、廻廊の如き、平舞臺の如き、その布置の大體に於て、左右相對ならざる點少からず。

更に翻て仁安、仁治、元和の記事を研究せん。本社寶殿は仁安以來、正面九間にして、大變無し。拜殿は正面の左右、間數を異にせるに拘はらず、最左最右の一間の等しく一丈八分なるは、或は元和を距ること遠からざる時代の増設には非るか。此二間を除きて考ふれば、九間となりて、仁治、九間の文に適ひ、元和、十一間、但左右二室、各九尺間の文意にも合ふ。仁安、八間とあれば、仁安、仁治の交に、一間を増築したるなり。その増築の一間は、蓋左方に在りしならん。祓殿は、仁治に五間、元和に五間半とあれども、今は四間にして、中央の一間特に大なれば五間とも云ひたるものか。これを組入といふは、仁治に上下の庇ありとあるに當り、入母屋の軒の中央部のみ、飛簷極ありて、二軒を爲せるものなり。

客神社寶殿は、仁安に五間、仁治に六間、元和に八尺間六間とありて、今の制は尚五間なれど、中央の一間特に大なる故に、これを二間と數へて六間とも云ひたるか。蓋、大變無きが如し。拜殿は、仁安に六間、仁治に七間、元和に十間とありて、今は九間の制なれども、中央の一間特に大なれば或は十間とも云ひ得べく、左右の三間の何れも

八尺六寸五分なるに、最左最右の二間の八尺一寸二分なるは、亦増築にもやと思はれ、仁治七間の文に合ふに似たり。秋殿は、仁治に三間、元和に八尺間四間とありて、今は三間の制なれど、中央の一間大にして四間とも云ひ得べければ、古來變革なきが如く、屋の形狀も、その頃より今日の如くなりしもの歟。

今の拜殿は、その縦斷面に於て、著しき特徴を有せり。二棟前後して、二重梁の上に並び接して、三重梁を戴き、第三棟その上に在りて、共に一大屋下に覆れたり。且、秋殿の折上格天井なると異りて、天井を有せざれば、二棟の屋背を仰ぎ見るべくして、外觀は即ち一屋なり。よつてこゝに仁安に二棟拜殿と云ひ、仁治以後に三棟拜殿と云へるを考ふるに、仁治の頃二棟を改造して三棟と爲したるか、はた二棟を三棟と改稱したるか、若くは二と三との誤寫もありたるかは詳かならざれども、かゝる建築は多く類例を見ざる所なり。

これを要するに、神社の建造物は、

一、潮水去來の處に在りて、海路を正面の賽路と爲し、鳥居門を海中に有すること、

二、その主要部の平面圖は千字形を爲し廻廊を以て陸地と連絡を保てること、

三、本社を始め、全體として左右相對ならざるに、客神社のみは相對を爲せること、

四、本社、客神社共に、寶殿、秋殿の結構、仁安以來著しき變動

なきが如くなるに、拜殿の構造は、仁安以前に於て既に一種の形式を帶び、仁治以後に及びては擴大せられて、今日に及びたるが如きこと、

五、今の幣殿は、仁治に樓臺、寛元に露臺、元和に廊臺とあるものにして、仁治の頃より露臺の發達したるものなること、

六、丹塗柱の太くして殿内に並立せるは、神社建築に於て稀に見る所なること、

等の點に於て、注意せらるべきものなりとす。

●大鳥居 海中に立てる大鳥居は、宮島の名と共に弘く海外までも知られたるが、創建の年代は詳かならず。『平家物語』に、清盛が鳥居までも改作せりと云へるは、何れの鳥居にや。仁安造營の頃には鳥居四基ありと雖、位置を知らず。『玉葉』に、承安五年七月十三日、宗盛が嚴島の額を兼實に請ひたることありて、以前の額は前大僧正の筆なり、今又鳥居を立て額を打つべければ執筆せられよとありて、それより三年を経て、安元三年六月十八日に嚴島額を宗盛に送りと見えたれども、これも何れの鳥居に用ゐたるにや。『藝藩通志』嚴島文書、仁治二年四月の神官訴狀及び寛元元年十一月の國宣には、仁治二年までに大鳥居一基は造營竣功したれども、有浦大鳥居は未だ造營せざることを云へり。此有浦大鳥居とあるが、やがて海中大鳥居なれども、仁治年中に始めて經營したるには非るべし。大願寺の書類に、弘安九年十月十九日に大鳥居再建のよし見へたるは、時の執權北條貞時の沙

汰ならんと、頼杏坪は云へり。其鳥居は三十九年を経て、正中二年六月二十五日大風に破れ、四十六年を経て、北朝應安四年四月に再建ありしを、杏坪は將軍義満の造營かと云へり。應安の大鳥居は何時破れたるにや、大願寺僧尊海、大内義隆に請ひ、天文十六年に造營成就しぬ。それより十四年を経て、永祿四年、毛利元就、隆元父子又これを造進したり。正徳六年七月二十日夜、倒れたる大鳥居は若し永祿のものならば百五十年の星霜を閲したるか。それより二十二年間は大鳥居無かりしに、元文三年、廣島藩侯淺野吉長命じて再興せしめ、翌年五月二十八日工を起し、八月朔日上梁、九月五日落成したれば、前後殆ど一百日、役夫五萬人を要したりとぞ。詳しくは『藝藩通志』に載する所の寺田臨川の重建記に在り。このとき執政久保田圖書臨場し、祝儀の能樂などありしこと、『野坂文書』に見ゆ。元文の大鳥居は三十八年を経て、安永五年七月七日雷火に焼けたりしかば、二十四年を経て、寛政十二年に至り、吉長の孫重晟これを造營したり。時に舊趾を求め、廊廡を距ること八十四間餘にして、これを得、八月二十一日、地鎮祭を行ひたり。木材は既に二月より五月までに集り、正柱となるべき樟木三本は紀州の産にて、一千五百兩を償せりとぞ。重晟致仕して、その子齊賢の代となり、十月立柱ありしかど、寒風烈きによりて工事を中止し、翌享和元年二月三日より又工を始めて、三月二十七日に上梁、四月二十五日に落成し、役夫四萬千五百五十人に及びたり。頼杏坪、侯命を奉じて撰したる重建記ありて、『藝藩通志』に見ゆ。その頃社参

したる吉田重房の『筑紫紀行』に、

未だ足代あじろをとらざりければ、上りて拜見す、(中略)笠木の覆は檜皮葺なり、華表の高き五丈四尺餘、屋根の長さ七丈三尺、柱の間三丈一尺餘、乾に向てたり、柱の木は楠の荒木の所々に皮付たるを用ふ、東方なるは一木にて下の回り二丈四尺あり、西の方なるは中にてつぎありて鐵の輪を入れたり、下の回り二丈三尺あり、添柱の回り何れも一丈七八尺程づゝなり、笠木の左右木口には、日光月光の眞鍮の金物を付たり、(中略)汐時には六七尺も水かゝると云へり、

とあるは、面白き記事ながら、杏坪の記に、正柱高各四丈四尺三寸、副柱高各々二丈八尺、棟長六丈四尺四寸、梁長五丈九尺六寸とあると寸尺やゝ出入あり。扁額は二個あり、後奈良天皇の宸翰を臨したるものにて、豎八尺三寸、横四尺二寸、外面には嚴島大明神の五字、内面には伊都岐島大明神の六字あり、何れも周圍に彫刻の裝飾あり、今國寶に列せり。この大鳥居も四十九年を経て、嘉永三年八月七日夜、大風に棟を破られ、六柱空しく兀立したりしかば、風致に害ありとて、藩命じてこれを取り去らしめ、爾來二十四年間大鳥居の影を見ざりしが、佐伯郡草津村の人、小泉甚右衛門大いにこれを歎き、廣島縣令伊達宗興に重造資金募集の許可を請ひ、舊藩主淺野氏樟材二本を獻じたり。この樟材は日向、讃岐より得たるものにして、讃岐の所出較短きにより、島内の樟樹を伐りてこれを補ひ、明治八年五月二十六日起工、

七月十七日上梁、有栖川宮熾仁親王の染筆を掲ぐ、外面には嚴島神社の四字、内面には嚴島大明神の五字なり。これ即ち今の大鳥居にして、明治三十二年四月、特別保護建造物となり、三十七年八月二十七日、西柱の鐵輪に落雷せしかど、幸にして面目を變ずるに至らざりき。寸法は、上棟高一尺二寸、品板四寸、檜皮葺地五寸、屋根板五寸、軒桁六寸、笠木一尺六寸、島木二尺四寸、圓柱一尺六寸、柱四丈四尺五寸、總高五丈三尺三寸、上棟長七丈七尺一寸四分、大貫長六丈八寸四分、東柱下端周圍二丈七尺五寸、西柱三丈三尺三寸、兩柱相距ること三丈五尺八寸、副柱高二丈九尺一寸九分、距離三丈一尺、周圍一丈六尺一寸乃至一丈八尺五寸なり。

●總燈明 嚴島神社の内陣には數多の燈明臺あり、廻廊には間毎に鐵燈籠あり、御笠濱^{みかさのほとけ}、西松原^{にしのみづはら}、大元浦^{おほもとうら}、長濱には、青松の陰、白砂の上に無數の石燈臺あり。是等の燈籠、燈臺に燈明を、奉獻するを、總燈明と稱す。月闇き夕、潮滿つる時、燈光熒々と星の如く、螢の如く、清爽云はん方なし、社頭明燈とはこれなり。『筑紫紀行』に左の文あり。

町の東西の端に松の並木あり、此間に石燈籠あり、東に五十四、西に五十四なり、今夜燈明を獻る、宿の主をして社司に通ぜしむ、社司取調へて、御洗米を包み、持せおこして、燈し揃へたる由を知らず、即参りて拜見するに、御本社の内陣に百八燈、同じき廻廊に百八燈、又かの東西の松間に百八燈、皆整々と燈し連ねて、

熒煌たる有様、心も涼しく覺へて、神慮もすゞしみ給はんと覺え、たてまつる、此御燈の料、御内陣銀十二匁、廻廊松間ともに廿四匁づ、總て三百二十四燈の料銀六十匁なり、

●舞樂 嚴島神社に、古代の舞樂を傳存して、今尚祭式に用ゐつゝあるは、近來大いに江湖の注目を引きたり。其故如何なれば、舞樂は、上古支那、印度、韓土等より傳來して、朝廷の式樂となり、大社大寺の法樂^{はふりく}に用ゐられ、中古にかけて隆盛を極め、本邦の作曲もありき。然るに近古より漸く衰へ、殊に戰亂の世を経て、京都の伶官も業を失ひて流浪するものあり、一時は拔頭^{はつとう}の傳を失ひて嚴島神社の伶人より傳受するに至りし程なりき。さればこれより先、豐臣秀吉の保護によりて京都舞樂再興の端緒は開け、奈良、天王寺の伶人、秀吉の招きによりて、舞樂を後陽成天皇の歡覽に供へ奉りしことありといへども、江戸幕府の式樂としては能樂を採用したりし故、舞樂は、清涼殿の舞御覽、男山、賀茂兩社の祭禮、天王寺の聖靈會、住吉神社の大乗會、孟蘭盆會、相撲會、春日神社、手向山神社、氷室社の祭禮等にのみ行はれ、それさへも亦衰へはてたりしに、明治維新後、式部職^{しきぶしょく}に雅樂師を置きて、再び舞樂を朝儀に用ゐたまふことゝなりたれば、今日に於ては舞樂は宮内省と嚴島神社とにのみ存在するなり。支那、印度、韓土等より傳はりたる舞樂は、その本國に於ては夙に廢絶したれば、一千數百年前の東洋諸國の音樂舞踏は、實に東京と嚴島とにのみ傳はれりといふべし。これ誠に殊勝のことなれば、神社に於ても、大いにそ

の保護法を講じつゝありといふ。舞樂演奏の定日及び曲名を擧ぐれば左の如し。

一月一日……………	振 鉾
一月二日……………	萬歲樂 延喜樂
一月三日……………	太平樂 狛 鉾 胡德樂
一月五日(地久祭)	陵 王 納蘇利
	振 鉾 甘州 林 歌
	拔 頭 還城樂
四月十五日(桃花祭)	振 鉾(桃李花) 蘇利古
	萬歲樂 延喜樂 散 手
	貴 德 陵 王 納蘇利
五月十八日(鎮座祭)	振 鉾 萬歲樂 延喜樂
	陵 王 納蘇利
七月一日(市立祭)	振 鉾 萬歲樂 陵 王
	納蘇利
十月十五日(菊花祭)	振 鉾(賀 殿) 蘇利古
	萬歲樂 延喜樂 散 手
	貴 德 陵 王 納蘇利
十月廿三日(三翁祭)	定曲なし
十一月三日	定曲なし

樂曲は、上記十七曲の外、伽陵頻、安摩、二舞、倍臚、賀王恩、打毬

樂、北庭樂、承和樂、武德樂、三臺鹽、五常樂、春庭樂、春庭花、喜春樂、鳥向樂、新鞆、登天樂、崑崙八仙、故蝶等をも存せり。

● 島廻 島めぐりとは、一定の和船に乗りて嚴島を一周し、七浦に鎮座せる嚴島神社の末社を巡拜するをいふ。七浦とは、杉浦、鷹巢浦、腰細浦、青海苔浦、山白濱、州屋浦、御床浦にして、各小き社殿あり、俗に七浦七ゑびすと云ふ。この巡拜は嚴島神社の監督の下に行はるゝものにして、一行は三艘より成り、第一船は神職の船にして、神職一人、伶人二人、小者一人これに乗り、第二船は參拜者の船にして、通常は十人に一艘を充て、これを超過すれば更に一艘を増加することあり、第三船は調度の船なり。三船、未明に纜を御笠濱に解き、御山を右に仰ぎつゝ漕ぎ出で、小浦、長濱、小魚切浦、大魚切浦、清水浦、米浦、屏風浦等を右に見て、島の北端なる聖崎に至る。海上に蓬萊巖あり、奇巖削立古松偃蹇、蓬萊山圖に似たり。或人云はく、毎年三四月、風靜かに波穩かなる時、海上蜃氣樓を現す、土人これを蓬萊と云ふ。聖崎を廻れば、姥が懷、江浦等の彎入あり。次は即ち杉浦にして、御笠濱より三十六町餘、第一の拜所にして、社殿、拜殿は沙汀の上に在り。一行上陸、修禊して社頭に拜跪す、伶人樂を奏し、退出の時、茅輪をくぐらしめ、朝餐を共にす。これより後、拜所毎に茅輪の儀あり。

次の入江を包浦といふ。弘治元年の役、毛利元就が暴風雨を冒して上陸したる所なり。南岬の岩上に小祠あり。杉浦より十九町餘なり。

これより十四町餘にして鷹巢浦に至る。第二の拜所あり。

鷹巢浦より上居濱、下居濱を経、十七町餘にして腰細浦に至る。第三の拜所あり。

大砂利浦、楷木浦、藤浦を経、四十四町餘にして青海苔浦に至る。第四の拜所なり、例の祭式はてゝ晝餐を供す。饗膳に青海苔を用ゐる古例あり。これより二十餘町にして養父崎に至る。巖石磊々として浪やゝ荒し。巖上に小祠あり。神職舷頭に立ちて、棗を海上に浮べ、伶人樂を奏すれば二鴉飛び來りて交るゝこれを喙む。これの鳥食の式と云ふ。

これより十七町餘にして第五の拜所あり。山白濱といふ。これより島の南角、革籠崎を廻り、桃木崎、棟木浦、江浦、下松浦、長浦を経て、島の西南角、州屋浦に至る。山白濱より四十二町餘、沙濱あり。第六の拜所なり。こゝにて餡餅の饗あり。

この次、七町餘にして御床浦あり。第七の拜所なり。神職祝詞を奏して茅輪を収む。これより弘治元年陶入道が自殺したる大江浦、室濱、踏鞴瀉、江浦等を経、すべて三十餘町にして網浦に達す。一同こゝに上陸し、大元神社、嚴島神社に報賽して巡拜を終ふ。

島廻りは、嚴島神垂跡の時、宮地を求めん爲め、佐伯藏本を嚮導として、この島を一周したまひし故事に基くと云ひ傳ふ。されば儀式嚴重にして、苟も不淨汚穢の行爲を許さず。一行中若しかかる輩あらば、決して鳥食を見ること無しといふ。

彼の一雙の鴉は所謂、御山の神鴉にして、極めて神異なる傳説を有せり。神鴉は古來雌雄一雙のみ、年々交代相續するものにして、子鴉長ずればこれを率ゐて養父崎に出てゝ鳥食を學ばしめ、親鴉は一里餘を距つる陸岸、大野村の大頭神社に赴き、ここに鳥食を爲して後、飛行してまた還らずといふ。この靈鴉に就きては、『鹽尻』及び『和訓栞』等に見ゆる熱田、大山等の鳥祭の記事を参照せよ。

島廻りは三月より十一月まで、九月間、何時にても行はる。參拜者の船は二十石程の大にして、費用總計二十六圓五十錢を要す。

●攝社末社 嚴島神社の攝社末社は次の如し。

攝社(一)客神社(二)大國神社(三)天神社(四)瀧宮(五)大元神社(六)御山神社末社(一)門客神社(二)荒胡子神社(三)豐國神社(四)四宮(五)七浦社

●祭禮 嚴島神社の官祭は、六月十七日なり。私祭の主要なる者は、一月五日に地久祭あり、節分日に年越祭あり、四月十五日に桃花祭あり、五月十八日に鎮座祭あり、七月一日に市立祭あり、七月の望月の日より三日目に管絃祭あり、八月の望月の日より四日目に延年祭あり、十月十五日に菊花祭あり。就中、年越祭、管絃祭、延年祭を最盛とす。

(一)年越祭は、當日參詣すれば年中幸福なりとて四方より群集する中に、も、商人等は秋實の價額を豫想する古例あり。

(二)管絃祭は、和船三隻を并べ連ねて、屋形を設け、午後五時、本社より神輿を移し、神職伶人倍乗して、廊嘴より漕ぎ出で、八時、對岸

の地御前社に到り、海上にて神事を行ひ、九時、長濱に還り神事あり、九時半、大元の海上にて神事あり、十時、客神社に至りて神事あり、尋いで廊嘴に還り、神事を終へて、神輿を本社に納む、すべて神事毎に奏樂あるによりて管絃の名あり。管絃船は、幔幕を張り、玉鉾を立て、柳枝に鏡を立て、提燈を點じ、裝飾甚だ美麗なるに、別に御供船おともぶねと稱して綺羅を競へる數多の小舟あり。參拜のもの、海陸を埋めんばかりにて、海内稀有の祭禮なり。此日、廣島の諸川にも亦御供船を裝飾して管絃を奏し、股賑を極む。

(三)延年祭は、正午より大鳥居内の海中にて行ふ。豫め四柱を樹て、中央に地盤を吊り、木製の寶珠を置く。定刻を報ずれば、男子數百千人裸體となりて海中に入り、奮闘して寶珠を取り、これを臨檢所に齎して、終を告ぐるなり。勝敗決せざれば、次日に改め行ふといふ。俗に玉取祭たまとりまつりとも云ふ。管絃祭に次ぎて盛大なる私祭なり。

●寶物 嚴島神社の寶物は、國寶を始めとして、其數甚多し。國寶の目録は別録の如し。普通寶物は、朝座屋及寶物館に陳列せらる。其主要なるものを擧ぐれば、左の如し。

伽藍仙人圖 (扁額)

傳、兆殿司筆、絹本着色、

猿騎鹿圖 (扁額)

森祖仙筆、紙本着色

虎圖 (扁額)

圓山應舉筆、絹本淡彩、

漢織呉織圖 (扁額)

圓山應震筆、絹本着色、

山姥育兒圖 (扁額)

長澤蘆雪筆、絹本着色、

菊慈童圖 (扁額)

中井藍江筆、紙本着色、

虎圖 (扁額)

山口素絢筆、紙本着色、

張飛圖 (扁額)

八田古秀筆、絹本着色、

孔雀圖 (扁額)

宋紫石筆、絹本着色、

龍圖 (扁額)

帆足杏雨筆、絹本淡彩、

オランダ船圖 (扁額)

承應二年、河野盛信筆、

外國風景圖 (扁額)

明和三年、芳井春常筆、

木更津圖 (扁額)

司馬江漢筆、

オランダ人散歩圖（扁額）

文政七年、新見花蝶亭筆、

兩界曼荼羅 絹本着色 二幅

十六羅漢 絹本着色 十六幅

琵琶 銘谷川 玄上の模造 一面

笙 銘山櫻 一管

法華經 紺紙金泥 七卷

醍醐經 紺紙金泥 七卷

金剛壽命陀羅尼經 紺紙金泥 一卷

治承二年平親宗筆、

壽量經 紺紙金泥 一卷

金剛壽命經 紺紙金泥 一卷

反古經 五十五卷

華嚴經、大集經、月藏經等を、反古紙の背に書したるも

のにて、元徳二年五月頃の尼僧の筆なり、

釣燈籠 一個

正平二十一年在銘、金石文目錄を見よ、

梵鐘 一口

應永五年在銘、金石文目錄を見よ、

五層塔婆札 一枚

永正十七年在銘、金石文目錄を見よ、

甲冑 緋威 一領

毛利元就所用

紺絲威 一領

毛利元就所用

紺絲威 一領

淺野長政所用

紫絲威 一領

淺野忠所用

紺絲威 一領

上田宗固所用

太刀 末行

同 則長

同 正廣

同 光忠

刀 一文字

同 末行

同 久國

同 國綱

同 助次助家合作

同 國眞

同 清綱

同 備中□□延文三年

同 則長

同 亂髪といふ

同 傳長光

同 行平

同 國信

刀 光忠

兜

朝鮮傳來か、鉢は蒙古式なり

馬具

朝鮮傳來

青磁小塔

朝鮮傳來なるべし

大鳥居再建足場模型

明治八年の現状を模したるもの、

御手洗川みたらしがは

嚴島神社西廻廊の外に在り、紅葉谷の下流なり。一名を御陵川ごりやうがはとも

いふは、毎年舊正月元日、嚴島神社に奉る御衣白綾みそを、前年の冬月、

この清流にてさらす故なり。流域は古今變更あるべし。今は西松原に

距てられて、大元浦にそゞぐ。

大願寺

嚴島神社の西に在り。もとは天台宗なりしとぞ。今は眞言宗にて嵯

峨大覺寺末なり。龜居山放光院ともいふ。草創の時代詳かならず。大

内氏の盛時に圓海、尊海といふ二僧出でたり。嚴島神社の修理を掌り

たるも古代よりにはあらず。佛像の内、國寶となりたるものあり、別

項の目録を見よ、其他、古韓鐘、瀟湘八景屏風、古文書等あり。屏風

の裏張に、天文八年九月十日、僧尊海が一切經を求めんとて朝鮮に入

りたる時の紀行あり。鎮守住吉社は今廢せり。

石風呂

大願寺より大元浦にゆく途中の山阿に在る阜茸の一字これなり。石

にて築き土をぬりたる蒸湯なり。僧空海の靈異を傳ふ。

木比屋谷きびやだに

石風呂の西に在り。樹林蓊鬱たり。亭舎を設けて客を待つものあり。

大元浦

御手洗川の河口に當り、海底遠淺にして貝拾ひに妙なり。溪流を大

元川といふ。

大元神社

大元浦に在り。祭神は國常立尊、大山祇神、相殿佐伯鞍職といふ。

嚴島神社の攝社なり。『藝藩通志』嚴島文書、仁安三年十一月、佐伯景

弘解に、大伴社あり。同書には「古文書に大伴社ありて、今は其所在

を失ふ、大伴と佐伯は同姓なりといへば云々」とて、山王社に配祭

せりといふ佐伯祖神を大伴社ならんと考へたり。今案に、國常立尊と

いふ説は、『道芝記』にも云へるが如く大元尊神は天地開闢の元神なりとするより起れるなれども、大元は氏族の根本の義とも解き得べし。

『新撰姓氏錄』右京皇別に佐伯直あり、左京神別に佐伯宿禰あり、『仁賢天皇紀』五年春二月の條に佐伯造あり。佐伯直は、景行天皇の裔にして、日本武尊が携へ來たまひし東國の夷俘を播磨、安藝、阿波、讃岐、伊豫等の諸國に分置せられたる時、その部曲の長官となりたる一族なり。佐伯宿禰は、大伴宿禰と同祖にて、道臣命七世の孫、大連室屋の後なり。佐伯造は、市邊押磐皇子の帳内、佐伯部仲子の忠節を稱し、其子孫に賜はりたる姓なり。佐伯鞍職といふ人、果して『長門本平家物語』に見ゆるが如く、播磨國に居住して、後安藝國に流されたる人には、播磨、安藝の佐伯部の賤民か、或は部の長たりし佐伯直ならんも、この傳説は容易に信用すべくも無し。嚴島神に仕へたる佐伯氏、若し神別の佐伯宿禰ならば、其本源を忘れじとて、大伴神を嚴島に祀りたることは、甚合理なり。若し、然らば大伴、佐伯兩宿禰家の祖神なる道臣命こそは、佐伯宿禰の後裔に祭られ冊かるべき人にして、この命に、嚴島佐伯宿禰家の始祖を配祀せんも亦合理なり。但これ試みに云ふのみ、尚よく尋ぬべし。

大元谷

大元川の谿間にして、大元神社、旅館ミカドホテルあり、時雨櫻と云ふ名木もあり。谿谷を遡れば、御山路となる。

經尾

大元浦の北方、山角に在り。一字一石供養塔あるを以て名づく。經納山といふは訛なり。丘上放眸に佳なり。

十王堂址

地藏堂址

經尾の頂に十王堂ありて、路を距て、地藏堂ありしが、皆廢せり。

多寶塔婆

大永三年の創建といふ。開基は周歡といふ禪僧なり。本尊は藥師如来なりしが、明治十三年、加藤清正を祀りて寶山神社と改稱し、三十四年、特別保護建造物となりたり。寶永三年再建の露盤に銘あり。

神廐址

多寶塔婆の崖下に在りて、嚴島神社の神馬を繋ぎたりしが、今は亡し。

大湯屋址

大湯屋は、舊社家供僧潔齋の浴室なり。永祿七年三月、毛利元就、隆元等が再興せし時のものとて、鐵製の横立物、今、大願寺に在りて、横石には「平清盛」豎石には「嚴島大風爐再興、大江元就朝臣、同隆元」脇書に「藤原元春、平隆景、永祿七年三月吉日」一面に「嚴島大願寺圓海上人建立」脇書に「棚守房顯、客人棚守親尊」の銘あれども、隆元は去年八月に卒したる人なり。

南風爐址

南といふは、字南町に在りし故にて、風爐とは島中諸人の混室なり。

竹管を以て清泉を引き、二丈餘の浴槽を設けたりとぞ。今は亡し。

供僧諸坊址

嚴島神社の供僧は『野坂文書』天文十年七月五日、杉興重入道宗長外三人執達狀に、枋木坊、大乘坊、修善坊、金藏坊、東藏坊、修行坊、妙慶坊、等持坊、脇坊、大覺坊、正覺坊、阿乘坊、谷坊、實相坊、奥坊、辰藏坊、某坊、併せて十七坊の名見ゆ。『嚴島圖會』卷三に、瀧本坊、龍燈院、増福坊、愛染院、菩提院、多聞坊、修善院、執行坊、東泉坊、松坊等、御山道を挟みて兩側に并立せる圖あり。この邊一帯を瀧町といふ。

棚守邸

嚴島神社本社の棚守職を掌りたる家にて、本姓は佐伯、佐伯鞍職の後裔といふ、清盛の頃には神主安藝介景弘ありて、從五位下に叙せられ、其子を左兵衛尉景信と云へり。景信の事は『藝藩通志』嚴島文書、治承三年三月廿六日、幣帛送狀に見ゆ。此狀に平姓を稱せるは、清盛より許されたるならん。藤原親實が神主職となり、子孫世襲するに及て、景信の子孫は、棚守職を世襲し、左舞師をも兼ねたり。義興、義隆、元就等と時を同うして房顯あり、從五位下左近衛將監となり、從四位下修理大夫となりて、大内氏の御師を領し、速田神社、佐東官幣社（今の安藝津彦神社）等の祭祀を掌りて一家の面目を發揮し、天正十八年一月二十日、九十六歳にて歿せり。其子を左近衛將監元行といふ。父子二代の間、大内、毛利家より受けたる書狀、無慮一千數百通

あり。子孫左近衛將監と通稱し、野坂氏を稱す。野坂元貞、字は子幹、梅園と號し、また鹿猿居といひ、賴杏坪、同山陽等と交あり、和歌を能くせり。嘗て拔頭舞を天王寺伶人に傳授したることにつきて、京都に召され、名譽を博したることあり。當主元隆君、尚、嚴島神社に奉仕す。『嚴島圖會』卷三に圖あり。

大聖院址

眞言宗大聖院は瀧町に在り、舊時嚴島神社の別當職にして、住持は古來座主と稱し、供僧を率ゐて、神社の法會を爲したり。高倉上皇御幸の時、座主を阿闍梨に爲し給ひしは、『平家物語』『源平盛衰記』に見ゆる僧尊叡に當るとぞ。天正年間には、仁助法親王の止住ありて、嚴島御室または西御室と稱せられたまひぬ。法親王は、伏見宮貞敦親王の御子にて、後奈良天皇の御猶子にゐませり。豐臣秀吉もこの寺にて和歌會を行ひ、林泉を賞し、風月を樂しみたることありしか。當時の住僧を良政といへり。其外、細川幽齋、紹巴、昌叱等の雅人も來りたることあり。明治十八年七月、行幸の時、行在に充てられしが、二十一年十二月十日、失火して、本堂、客殿、庫裡等皆焦土となり、纔かに大師堂一字を存するのみ。

西方院址

瀧町に在りて、東坊といへり。仁助法親王こゝにて圓寂したまへり。庭園は、僧雪舟の意匠といふ。今は松本某の別墅たり。

寶庫

嚴島神社の後方、御手洗川の左岸に在り。校倉造、瓦葺にて、桁行三間餘、梁行二間餘、周圍に簀子あり。神社の國寶を初め貴重なる寶器を收藏する所なり。

鐘樓址

もと寶庫の東方丘上に在り。社役の相圖を爲し、夏中には報更にも用ゐたりとぞ。『嚴島圖會』卷二に圖あり。

本地堂址

本社寶殿の背後に在りき。本地佛十一面觀世音を安き、毎年四月八日より一夏九旬の間、櫛供養ありしかば、夏堂とも云へり。また正月元日には修正會あり、正月、五月、十月の十八日には觀音講あり、十一月廿四日には天台大師講ありしといふ。『嚴島圖會』卷一、二に圖あり。天台大師とは、智者大師のことならん。

御供所址

寶物陳列館の邊に在りしが、今は無し。日々の御供を調進せし所なり。『嚴島圖會』卷二に圖あり。

鐘樓址

本社寶殿の北側に在りしが、今は無し。大内義隆寄附の梵鐘を懸けたり。鐘のことは『野坂文書』に見ゆ。『嚴島圖會』卷二に圖あり。

紅葉谷

御手洗川の上流谿谷をいふ。楓樹多き故に名づく。旅館岩總、當川等あり。

四宮神社

紅葉谷に在る小祠をいふ。嚴島神社の末社なり。

以中庵址

紅葉谷に在りしが、今は廢して岩總旅館となれり。

三翁社

本社の東、紅葉谷の入口に在り。本殿、拜殿、鳥居あり。舊時山王社といひしを、今は三翁社と改めたり。祭神は三座にて『嚴島圖會』に「中央は比叡坂本の山王權現、其餘二座は平相國と、佐伯氏の祖神なり」と云へり。今は佐伯鞍職、岩木翁所翁を祀ると云ふ。例祭十月二十三日なり。

荒胡子社

三翁社の北、塔岡の南麓に在り。本殿、拜殿ありて、本殿は特別保護建造物なり。足利中期以後のものといふ。例祭は陰曆十月二十日なり。

金剛院址

荒胡子社の東畔に在りて、大願寺の子院なりしが、今は廢せり。『嚴島圖會』卷一に圖あり。

文庫

荒夷社の西に在る瓦葺の土藏なり。はじめ、光明院僧學信文庫を建て、其藏書を寄附せんことを企てしが、果さずして示寂せしかば、門弟俊峰等、遺志をつぎ、寛政七年これを建て、名山藏といへり。『嚴島

圖會』卷一に圖あり。今も尚數百部の和漢書あり。

經藏址

文庫の西に、經藏二つありて、東なるを轉法輪藏、西なるを龍宮界藏と云ひ、何れも一切經を藏したりしが、今は共に亡し。或人云はく、一部は廣島市の某寺、一部は西本願寺の有に歸したりといふ。圖は『嚴島圖會』に見ゆ。

湯立殿址 ゆたてどの

經藏の西に在りしが、今は亡し。神前に盟ひて湯を探り、虛實を判じたる所とぞ。湯立は『日本書紀』に盟神探湯とあるに同じ。圖は『嚴島圖會』卷一、五に見ゆ。

塔岡 とうのやま

金剛院の邊より西方に横はれる山腰をいふ。五層塔婆ある故に名づく。弘治元年、陶入道の陣所たり。北方町家を距て、毛利氏の戍兵を置きたる要害鼻を望むべく、其間十數町に過ぎず。岡の東方は古來嚴島神社への賽路なるべく、漸次夷げて、今は人家列れり。西邊は海中に斗出したる懸崖なりしを、崖下に道路出來て、正面の賽路となりたり。丘上の眺望佳絶なり。

石鳥居

塔岡の西麓に在り。嚴島町連絡汽船發着所よりの賽路に當る。山口、愛媛、廣島の三縣及び北海道なる信徒の寄附によりて、明治三十九年四月建ちたり。花崗石材にて、總高三丈三尺、柱周一丈二尺、兩柱心

心距離二丈二尺、額は木製にて太政大臣三條實美の筆なり。

五層塔婆

塔岡に在り。釋迦、文珠、普賢を安きしが、今は大願寺に移して、塔婆は嚴島神社の管轄に歸し、特別保護建造物たり。應永十四年丁亥七月建立と『嚴島圖會』『藝藩通志』に見えたれども其證を知らず。露盤に天正二年云々の銘あり。塔婆の圖は圖會卷二に見ゆ。

千疊閣

塔岡に在り。桁行二十間、梁行十間餘、四方に簀子すのこありてその幅八尺、高欄を周らしたる瓦葺の大堂なり。千疊閣といふは、その廣大を云ふのみにて板敷なり。丸瓦には、王の字あり、平瓦には、桐葉の紋章あり、大きき共に京都方廣寺大佛殿のに亞ぐべし。丸瓦を貫ける鐵釘の長、一尺五寸あり。天正十五年、豐臣秀吉の奉獻にて、舊時大經堂と稱し、釋迦、阿難、迦葉あななを置きしが、明治五年四月、秀吉を祀りて、豐國神社と改め、嚴島神社の末社となせり。佛像は出して大願寺に在り。皆國寶の選に入れるを見れば、秀吉は由緒ある舊寺より移し置きたるものならん。千疊閣の圖は『嚴島圖會』卷二に在り。

廣島縣壯兵殉難碑

千疊閣の西に在り。明治十年、西南役の記念石碑にして、同十八年四月に建つ。文は當時の熊本鎮臺司令官谷干城、書は廣島の人、賴誠軒元啓、山陽の孫なり。

圓城院址

舊時、嚴島神社の供僧にて奥坊おくのぼうともいへり。『野坂文書』天文十年七月五日の状に見ゆ。天和年中、御室仁和寺末となりしが、今は廢して、その地、山中某の別荘となれり。細川幽齋がこの坊に宿りて歌を詠じたること『九州道の記』に見ゆ。『嚴島圖會』卷二に圖あり。

神泉寺址

もと天台宗にて、天文の頃より淨土宗となりたりとぞ。俗に時寺ときでらといひしは、時刻を報じたる故なり。この寺の番僧に誓信といふものありて、佛具、木魚等を作り、嚴島名産の杓子もその創めたる所といふ。誓信は廣島の人、嚴島に來りて僧となり、この寺に住し、托鉢して得たる米錢を投じて、路を開き、井を穿ち、島民を利せること少からず、寛政三年廣島藩の賞賜あり、十二年に至りて歿せり。今も誓信釣井の名、所々に在りとぞ、委くは『尚古』雜誌に見ゆ。神泉寺は圓城院に隣りたりしが、今は亡し。圖は『嚴島圖會』卷二に在り。

光明院

神泉寺に隣る。天文の頃、僧以八の開きしによりて以八寺ともいふ。淨土宗にて、京都知恩院末なり。本尊阿彌陀立像、及び來迎彌陀一幅、國寶なり、別頁の目録を見よ。土地高爽、眺望に富み、納涼によし。

『嚴島圖會』卷二に圖あり。

谷原

紅葉谷の東北に在る一境なり。舊時、麋鹿群をなしたりとぞ。

寶光院址

舊時、字藥師町に在りしが、今廢せり。嚴島神社の供僧にて、天和年中、仁和寺末となりしといふ。『嚴島圖會』卷二に圖あり。

寶壽院

同所に在り。眞言宗、仁和寺末。文安年中、僧宥順の中興とぞ。『嚴島圖會』卷二に圖あり。

神力寺址

字西蓮町さいれんまちに在りて不動を本尊とせしとぞ。『嚴島圖會』卷二に圖あり。今は廢して八田某の別荘となりたり。

大佛

同所に在りて、本名を大御堂おほみどうといふ。嚴島神社の良位うしろに當り、鬼門鎮護の爲めとて、毎年正月十五日、供僧等修正會しゆしやうかいを行ひしとぞ。『嚴島圖會』卷二に圖あり。

大佛原

大御堂の邊をいふ。

新町

嚴島町の北部をいへり。寛永年中、廣島の娼家を移して遊廓を開きたる所とぞ。遊廓は今廢せり。

要害鼻

有浦の北岬にして、宮島驛連絡汽船棧橋の上方なり。弘治元年の役、毛利元就が兵を置きて、大内氏の大兵を誘致したる所、境域極めて狭小なり。宮の尾といふは丘上に今伊勢社いまいせのやしろある故なり。南方町家を距

て、陶入道の本陣たりし塔岡を見るべし。

今伊勢社

要害鼻に在る小祠なり。例祭陰曆十一月一日なり。

存光寺

今伊勢社の南麓に在り。禪宗にて、佐伯郡觀音村の洞雲寺末なり。

舊時、毎年十一月朔日、寺内にて今伊勢社の湯立を行ひしとぞ。『嚴島圖會』に圖あり。

二王門址

今伊勢社の東に在りて、杉浦道に當る。延寶六年再建のもの今又廢れて、力士像は大願寺に在り。『嚴島圖會』卷二に圖あり。

長濱

嚴島の西北岸に在り、大野瀬戸に面す。沙嘴一條ありて、その東に清淺なる海面を残せり。洲頭に海水浴場あり。青松白砂の間に蛭子社あり。

御山の登路

御山の登路は凡そ四條あり。(一)瀧町口(二)大元口(三)多寶塔婆口(四)紅葉谷口これなり。

●瀧町口 嚴島神社の後方、御手洗川に架けたる筋違橋を渡り、眞直に字瀧町を経て、一鳥居より左に折れて山路にかゝる、古來の本道にて、従つて最も發達したる道路なり。舊時、一鳥居より仁王門まで十八町と云ひしが、明治三十九年、故伊藤公爵等金六千圓を投じて改

修を加へたれば、里程は延長して二十四町となりたれども、勾配は緩くなりて、婦女童幼にても容易に登攀することを得べし。五月一日起工して、十一月二十四日竣工し、その翌日開通式を行ひたり。

●瀧宮 限岡宮ともいふ。社後に白絲瀧ある故に瀧宮と云ふなり。祭神は湍津姫命と云ふ。嚴島神社の攝社なり。この邊緑樹生ひ茂りて天日を遮り、玉泉潺々として苔石の間に躍れり。

●白絲瀧 瀧宮の背後に在り。溪水の節理面に沿ひて落下するものなり。夏月螢火多し。いはゆる瀧宮水螢なり。高倉上皇も御遊覽ありしとぞ。

●幕岩 中の堂より嶺上に出でたる時、一溪を距て、前方に見ゆる節理の面を云ふ。幕を張りたるが如き故の名ならん。

●大元口 大元川の水路を遡ること五町にして富士岩に至る。これより路二分す。右すれば二里にして青海苔浦に至るべし。御山道は左に入る。上ること七町にして阪路の頂に達す。この途中右に下ること半町にして護摩谷窟に至るべし。本路の左方に繪馬岩見ゆ。これより三町にして路又二分す。左すれば登ること三町にして繪馬嶽の頂上に達すべく、右すれば下ること三町にして二王門に出で、瀧町口の本道に合す。大元より二王門まで約二十町なり。本道に比すれば嶮なれども難路と稱すべき程にもあらず。

●護摩谷窟 龍窟ともいふ。岩洞にして、十數疊を敷き得べし。僧空海の像を安く。空海護摩修法の址と傳ふ。これより下方數十

間に龍洞^{りゅうどう}として龍の出でたる穴といふものあり。この邊をまた龍馬^{りうま}場^ばといふ。

●繪馬岩 繪馬嶽の絶壁なり。その中央に馬の形を呈せりといふ。岩の名も山の名もこれより出づ。

●多寶塔婆口 寶山神社の邊より繪馬嶽をひた上りに上る道なり。上ること七町にして出城^{でじょう}に至り、更に夕日觀音、朝日觀音を経て十餘町上れば絶頂なり。絶頂より三町下れば大元路と合して、二王門に至る。路細くして峻なれども、山海脚下に集り、眺望最も佳なり。

●出城^{でじょう}址 陶入道全姜が、弘治元年に砦を置きて、山上山下の連絡を保ちたる處と傳ふ。

●繪馬嶽山頂 頂上に二大石ありて、その上には數十人を座せしむべく、眺望御山の山頂に譲らず。陶入道敗軍の時、弘中隆包が毛利氏の兵と奮戦して忠死したる所と云ふ。

●紅葉谷口 紅葉谷より御山までは約二十町、路は廣からざれども、上下少く、登攀の勞なし。

御山の頂上

二王門まで上りたる人は、容易に御山の頂上を究め、或は神祠に賽し、佛寺に詣で、或はパノラマ的絶景に飽くことを得べし。兩部神道の盛時には、御山は彌山^{みせん}の字を以て行はれ、佛説須彌山を以てこれに擬し、到る所神佛を祀りて、種々の靈驗を説きたりき。『嚴島圖會』卷四に載する彌山全圖は、鄭寧に是等の靈場を網羅したり。然るに神佛

分離の令出で、山頂までもその影響を受け、堂舎頽廢して昔日の觀なくなりたれど、却て天然の景物を見るに便ならしめたり。

彌山水精寺の銘、治承の梵鐘に存すれども、詳かならず。吉田東伍氏は、鐘銘に建立聖人永意とあるによりて、水精寺は永意の草創なりとて、僧空海開基の説を否定せり。空海の事は、古き傳説にして、唐より歸朝の後、この山を開き、彌山の名も此時より起り、護摩修法の靈火、今に傳はるといふ。但『大師年譜』にも「或傳、歸後在『鎮西』之間、徑詣『藝之嚴島』修『求聞持』」とあるのみにて、確實とは云ひ難し。

御山の頂上には、求聞持堂、鐘樓、三鬼堂等あり、二王門の下方に奥院あり、別に御山神社あり。

●大日堂址 二王門より五町にして、左方の石階上に在り、大日如来を安きしが、今廢せり。これより頂上へ順路あり。

●毘沙門堂址 頂上より別路を下る所に在り、懸崖に倚りて作れる、清水舞臺風の建築にして、毘沙門天を祀りしが、明治四十年七月、烏有となりたり。

●鐘樓^{しょうろう} 毘沙門堂址の下方に在り。洪鐘に「伊都岐島、彌山、水精寺、奉^二施入^一、治承元年丁酉二月日、建立聖人永意、施主石大將宗盛」の銘あり。この銘『集古十種』にも収められ、金石家の珍賞せしものなれど、今案に、安元三年八月四日改元して、治承元年と爲したるなれば、治承元年二月の銘は、當時のものにあらざるを知るべし。この

銘に據りて、彌山は永意草創なりとする吉田東伍氏の考證は、採り難し。

●三鬼神堂 鐘樓の下方に在り。追張鬼、摩羅鬼、時眉鬼を祀るところ。神佛混淆の禁ありて後、新たに建てたる所にして、舊時の三鬼神堂は、御山神社となりたるなり。

●求聞持堂 三鬼神堂の下方に在りて、今は専ら本堂と稱す。本尊は虚空藏尊とぞ。明治二十一年二月炎上、二十七年再建、佛殿、庫裡あり。空海が求聞持を修せし靈蹤とて、當時の火を傳承すと稱す。堂の下方の絶壁に曼陀羅石といふものあり。

●奥院 二王門より下ること七町にして達す。僧空海を祀る。堂の前に、燈籠堂あり、溪流ありて、高野山の大師廟に似たり。これより三道あり、大砂利浦へ一里、青海苔浦へ一里半、踏鞴瀧へ一里半、何れも降路なれども案内者を具せざれば迷惑多しといふ。

●御山神社 求聞持堂の下方、盤石の上に在り。切妻、檜皮葺、丹塗の社殿三字、品字形を爲し、瑞垣を周らせり。祭神は嚴島神社に同じ。『嚴島圖會』卷四に三鬼堂とあるはこの神社なり。これより大日堂址または求聞持堂にゆく路あり、奥院、大師堂に至る別路あり。

●山頂 大日堂址より上ること一町にして左方の岩石に小孔ありて、孔内の水潮汐の干満に伴ひて上下すと稱せらるゝものあり。更に上れば山頂に達す。巨巖あり。高三丈、周四丈餘、これを頂上石といふ。これより下りて石の洞門を過ぎ、小き木橋を渡れば、毘沙門堂址、鐘

樓、三鬼神堂、求聞持堂を見て大日堂下に出づべし。

燈臺

宮島の近海を航行する人の爲めに、『東洋燈臺表』により燈臺の概略を左に示す。

●中の瀬燈臺 (掛燈立燈)	●小那沙美燈臺	●龜石燈臺 (燈竿)	●白石燈臺 (掛燈立燈)
大那沙美 島上の平出 岩上	島上	大野瀬戸 島と阿多島 間の北	大野瀬戸 島と阿多島 間の北
北緯 三四・二六 東經 一三二・二二	北緯 三四・二七 東經 一三二・二一	北緯 三四・一七 東經 一三二・一八	北緯 三四・二一 東經 一三二・二二
白不動	白不動	白不動	白連閃
八	八	三	一三
コンクリ 造	鐵道 圓柱形、 黒塗	鐵道 圓柱形、 白塗	石造 紅黒横線
三四	一四	一九	五六
明治卅六年 見より べし	明治卅七年 同上	明治卅五年 同上	明治卅六年 同上

特別保護建造物目錄

嚴島神社

本社寶殿	桁行十三間八寸二分	梁行六間二尺二寸七分	單層	切妻	檜皮葺	明治卅二年四月五日
幣殿	同二間二尺一寸四分	同三間二寸七分	同	同	同	同
拜殿	同十六間二尺六寸三分	同六間三尺二寸八分	同	入母屋	同	同
秋殿	同八間五尺七寸二分	同五間四尺七寸八分	同	同	同	同
左樂房	同五間	同二間	同	切妻	同	同
廻廊	同百廿七間二尺四寸七分五厘	同二間一尺	同	同	同	同
朝座屋	同十間四尺八寸	同五間一寸	同	入母屋	柿葺	同
能舞臺	同五間二尺	同四間一尺五寸五分	同	同	同	同
楮掛	同六間五尺一寸二分	同一間八寸	同	同	同	同
能樂屋	同八間四尺	同六間三尺	同	入母屋	同	同
平舞臺	百八十六坪					同
高舞臺	豎三間四尺	橫三間				明治卅二年四月五日
左内侍橋	桁行二間三尺一寸	梁行一間一尺五寸八分			檜皮葺	同
右内侍橋	同一間五尺一寸	同一間一尺五寸八分			同	同
揚水橋	長三間一尺	幅一間三尺			同	同

— 118 —

國寶目録

嚴島神社

平家納經及び願文 三十三卷(繪畫) 明治三十年十二月廿八日

願文 一卷 卷頭に「櫛筆、仁安元年十一月十八日、内大臣平朝臣清盛」とあり。漢文、八十行、殆んど八百字、終に「長寛二年九月日、弟子從二位行權中納言兼皇太后宮權太夫、平朝臣清盛敬白」とあり。模寫は『史徵墨寶』第二編、『美術大觀』、『嚴島圖會』卷七等に在り。大意を云はゞ、清盛夙に嚴島神社に祈願せしに、靈驗著しく、家門繁昌、子孫榮達して、今生の願望已に成れり、今是在家の身なれども、又入道の志ありて、朝暮來世の妙果を望む、よつて報賽の爲め法華經、無量義經、觀普賢經、阿彌陀經、般若心經を書寫せんと、清盛の外、武衛將軍(右兵衛督)重盛、將作大匠(木工頭)賴盛、能州刺史(能登守)教盛、若州刺史(若狹守)經盛等の諸子弟及び門人、家僕併せて三十二人、同心共力して成就したれば、自づから寶殿に參じてこれを奉納し、毎年三十講を修せしめんとなり。

この事業は、長寛二年に發願し、仁安二年まで三年間にて出來したるものゝ如し。其間、清盛は權中納言より權大納言となり、内大臣となりて、仁安二年二月には、一躍して太政大臣とはなりぬ、時年五十歳と云ふ。この願文は勿論、次に擧ぐる諸經は、用紙、

表裝、外題、軸等、善美を極め、又、表紙裏には見事なる繪畫あり、下畫としても種々の技巧を加へたり。此等繪畫の筆者は詳からならざれども、故黒川眞頼氏の説に「清盛の息女等は皆後素の道に通ぜしこと『源平盛衰記』に見ゆれば、表紙の裏は或は其筆ならんと思はる、男子は書に、女子は畫に、一族合力してこの經卷は成りしならん、若し果して然らば特に秀いてたる繪畫は花山院左大臣の室となりし息女の蹟なるべし、その能筆なりしことも同書に見えたり」と云へり。

妙法蓮華經 二十八卷

序品	二百四十四行
方便品	二百六十七行
譬喻品	三百九十四行
信解品	一百九十九行
藥草喻品	一百四行
授記品	一百四行
化城喻品	三百四十九行
弟子受記品	一百三十一行
授與無學人記品	七十三行
法師品	一百二十三行
寶塔品	一百六十行
提婆品	一百四行

觀持品 六十九行

安樂行品 一百六十九行

從地涌出品 一百六十二行

如來壽量品 一百十六行

分別功德品 一百五十行

跋に「左衛門少尉平盛國」とあり、

隨喜功德品 七十六行

法師功德品 一百八十二行

跋に「長寛二年九月一日從二位行權中納言平朝臣清盛」と

あり、

常不輕菩薩品 九十一行

如來神力品 六十五行

囑累品 二十行

藥王菩薩本事品 一百六十七行

跋に「左衛門少尉平盛信」とあり、

妙音菩薩品 一百二十三行

觀世音菩薩普門品 二十三行

陀羅尼品 八十九行

妙莊嚴王本事品 一百三行

跋に「長寛二年六月二日、左兵衛尉平朝臣重康」とあり、

普賢菩薩勸發品 百四行

無量義經 一卷 四百六十四行

佛說觀普賢菩薩行法經 一卷 一百四行

佛說阿彌陀經 一卷 一百十七行

跋に「權中納言平清盛」とあり

摩訶般若波羅密多心經 一卷 一百十八行

跋に「仁安二年二月廿三日、太政大臣從一位平朝臣清盛書寫之」とあり、

とあり、

以上納經及び願文につきては、「藝藩通志」卷二十五、「嚴島圖

會」卷七を見よ。

妙法蓮華經 紺紙金泥 七卷（書蹟）

觀普賢經 同 一卷（同）

以上の二部は、清盛が入道後、弟賴盛と合筆にて、嘉應二年より承安二年まで、二年間に成りたるものにて、法華經は舊八卷ありしを、第四卷を佚せり。

法華經卷一の跋に「端十行、入道太政大臣殿御自筆也、嘉應二年九月五日始、同十月廿六日了、參議止三位行右兵衛督兼尾張權守平朝臣賴盛」とあり。

同卷二の跋「始二十七行、入道大相國御自筆、嘉應二年二月五日書寫了、參議正三位右兵衛督平朝臣賴盛」

同卷三の跋「承安元年四月廿四日、參議止三位行右兵衛督平朝臣賴盛書之、端十九行入道大相國御自筆也」

同卷五の跋「端五十行、入道太相國御自筆也、承安元年八月一日書寫了、參議正三位右兵衛督兼伊與權守平賴盛」

同卷六の跋「承安元年九月廿五日書寫了、於「端十三行」者、入道前大相國御自筆也、參議正三位行右兵衛督兼伊豫權守平賴盛」

同卷七の跋「承安二年正月十五日書寫了、參議正三位行右兵衛督兼尾張權守平朝臣賴盛、端六行者、入道太相國御自筆也」

同卷八の跋「承安二年三月廿二日書寫了、端廿五行、入道大相國御書寫也、參議正三位行右兵衛督平朝臣賴盛」

觀普賢經の跋「承安二季卯月十七日書寫了、端十三行、大相國御自筆、參議正三位行右兵衛督平朝臣賴盛」

『史微墨寶』第二編、『嚴島圖會』卷七を參觀せよ。

御判物帖 紙本墨書 二帖 (書蹟)

國宣 天喜元年二月五日

同 承曆二年九月二日

總大判官代藤原某讓狀 承曆二年十月三日

太政官符 永保三年六月七日

國符 應德二年二月十六日

散位藤原賴職書狀 嘉應三年五月十六日

國宣 嘉保三年六月

同 同 年十二月廿六日
同 永長二年三月五日

大政官符 承德二年二月二十日
同 天仁二年四月三十日

某讓狀 天仁三年三月十日

平清盛政所下文 長寛二年六月

大政官符 承安二年二月廿八日

國符 承安三年二月

國宣 同 年 月

佐伯景弘解 承安三年二月

中原業長書狀 承安四年十月廿六日

國宣 安元二年七月

左辯官下文 治承三年十二月十七日

平清盛入道政所下文 治承三年十一月

留守所補佐 同 年同月

國宣 同 年同月

留守所下文 治承三年十二月十一日

國宣 安元二年二月

國補任 治承四年十一月三日

管領畠山持國入道下知狀 文安元年七月十八日

神主某下文 寛喜二年七月十三日

鎌倉幕府執達狀 文曆二年六月十日

將軍賴經政所寄進狀 延應元年二月二十日

同人寄進狀 仁治元年十一月二日

同人政所寄進狀 仁治三年二月十八日

同 寬元三年二月廿九日

藏人所牒(寫) 寬元三年十一月

前大膳大夫某書狀 六月六日

將軍賴嗣寄進狀 仁治四年二月廿三日

以上一帖

攝政家執達狀 五月十八日

同 下文 七月五日

康能寄進狀 二月廿二日

行泰書狀 建長五年四月二十日

北條時賴書狀 四月廿一日

北條重時書狀 卯月廿二日

六波羅南方左近將監時國
北方陸奥守時村裁許狀 弘安元年十月七日

鎌倉幕府執達狀(寫) 正應六年二月十一日

同 正應六年三月二十日

同 正應六年卯月十六日

某書狀 正應六年四月廿一日

平正信書狀 五月五日

同 (寫) 五月四日

某書狀(寫) 正應六年五月二日

鎌倉幕府執權下知狀 永仁二年三月廿八日

同 永仁六年十二月二十日

六波羅探題沙汰狀 正安二年四月廿七日

足利尊氏寄進狀 建武三年五月一日

同 貞和四年八月廿六日

足利直義詠歌(寫)

沙彌乘蓮請狀 延文二年十二月八日

大内義弘寄進狀 永德元年七月一日

僧珍阿執達狀 至德二年七月一日

室町幕府執達狀 應永四年七月廿五日

同 同 年八月六日

同 同 年同月十八日

將軍足利義教御判御教書 永享九年七月十九日

大内義興寄進狀 大永四年五月廿三日

大内義隆下文 天文十年七月五日

同 同 年 月 日

同 人寄進狀 天文十一年四月六日

同 同 年五月二十日

毛利隆元寄進願文 天文二十二年五月十六日

豊臣秀吉禁制 天正十五年正月

以上一帖

檜扇

一柄（繪畫）

明治卅二年八月一日

『嚴島圖會』卷六、『増補考古畫譜』卷一に見ゆ、故黒川

眞頼氏云はく「隆能の筆と傳ふる『源氏物語』の繪に似たり、若しや清盛の息女たちの筆にもや」と、

舞樂面

九面（彫刻）

明治卅二年八月一日

貴徳面

「伊都伎島社貴徳面、承安三年八月」と朱欸あり。圖

は『藝藩通志』卷二十四、『嚴島圖會』卷六、『集古十

種』樂器部に見ゆ。

散手面

「伊都伎島□□面、承□□八月」の欸あり。同上

の三書に圖あり。

二舞面

「嚴島社二舞面、承安三年八月日、盛國朝臣調進」の

欸あり。二面あり。同上三書に見ゆ。

採桑老面

「伊都伎島社採桑老面、建長元年九月十四日、□□

久資于時右近將監舞之」の欸あり。『藝藩通志』卷二十四、『嚴

島圖會』卷六に圖あり。

納蘇利面

「嚴島社納蘇利面、承安□年□□、臺盤所調進」の

欸あり。臺盤所とは清盛の妻なり。圖は『藝藩通志』

卷二十四、『嚴島圖會』卷六、『集古十種』樂器部に見

ゆ。

拔頭面

「伊都伎島社拔頭面、承安三年□□勝寺本、佛師行

明□□沙汰」の欸あり。同上三書に圖あり。

還城樂面

「嚴島社還城樂面、政所御寄進、承安三年八月日、

佛師沙門模最明寺本」の欸あり。同上三書に圖あり。

陵王面

欸なし。『嚴島圖會』卷六、『集古十種』樂器部に圖あり。

獅子狛犬

木造彩色 十四軀（彫刻）

明治卅二年八月一日

『野坂文書』嘉禎二年具注曆の裏書なる、同三年の造内

宮玉殿莊嚴調度用途注文の内に、「獅子狛犬大小二十六

頭、准五千二百三十疋、漆三斗代千二百疋、著布十三段、

代二百六十疋、金大薄三千六百枚代二千四百疋、銀大薄

三千六百枚代四百五十疋、紺青二十三兩代二百七十疋、

緑青七十八兩代四百六十八疋、朱砂二十六兩代百八十二

疋」とある二十六頭の中十四頭が現存せる也。漆、著布、

金銀箔、紺青、緑青、朱砂等、併せて准布五千二百三十

疋を要したりしこと知るべし。

飾馬

木造彩色 一軀（彫刻）

明治卅二年八月一日

釋迦等箱佛

木造 一箇（彫刻）

明治卅二年八月一日

赤旃檀しやうたん

の枕本尊といふものなり。高野山金剛峯寺にも、

赤旃檀枕本尊と云ふものあり、其圖は『考古界』雜誌第

三編第十二號に在りて、厨子の様式はこれと似たれど、

較小なり。彼は本尊其他の彫刻に於て優り、此は、寧ろ葡萄唐草を透彫せる金具に於て貴まるべし。

平家納經箱

一個（美工）

明治卅二年八月一日

箱は三重にして、蓋に雲龍の置物あり。すべて眞紅の網を懸けたり。『藝藩通志』卷二十五、『嚴島圖會』卷七に圖あり。

同唐櫃

蒔繪

一合（美工）

明治卅二年八月一日

黒漆にて蔦の蒔繪あり。慶長七年、福島正則、平家納經修理の時に造進したる外箱なり。それより四十五年を経て慶安元年、淺野長晟これを修理したる由、蓋裏に記るせり。『藝藩通志』卷二十五、『嚴島圖會』卷七に圖あり。

經箱

蒔繪

一個（美工）

明治卅二年八月一日

法華經を納れたる函にて蓮華の蒔繪あり。

小唐櫃

蒔繪

二合（美工）

明治卅二年八月一日

黒漆に松喰鶴の圖を蒔繪にしたり。蓋裏に欸あり、一合は客神宮に、一合は中宮に奉納したるもにて、圖は『嚴島圖會』卷六に見ゆ。欸は「客人宮、國司從四位下佐伯朝臣景弘調進、壽永二年癸卯三月朔丙辰廿日乙酉、神拜次、初度受領」とあり。中宮に納めたるは客人宮の代りに中宮と欸あり。

文臺硯箱

蒔繪

一組（美工）

明治卅二年八月一日

黒漆に梅唐草を蒔きたり。大内義隆の奉納なり。

甲冑

小櫻威

一領（美工）

明治卅二年八月一日

『嚴島圖會』卷十、『藝藩通志』卷二十五、『集古十種』甲冑部に圖あり。

同

紺絲威

一領（美工）

明治卅二年八月一日

平重盛奉納と云ひ傳ふ。同上三書に圖あり。

同 胴丸

紺革威

一領（美工）

明治卅二年八月一日

源義光所用、安藝守護武田氏重代の寶物なりしが、銀山落城の後、大内氏の有に歸し、奉納したりと『房顯記』に見ゆ。圖は同上。

甲冑

藍肩肩赤威

一領（美工）

明治卅二年八月一日

天文十一年五月二十日、大内義隆奉納。圖は『嚴島圖會』卷十、『集古十種』甲冑部に見ゆ。

飾太刀

木地螺鈿

一口（美工）

明治卅二年八月一日

『嚴島圖會』卷八に圖あり。

同

黒漆螺鈿

二口（美工）

明治卅二年八月一日

承安三年四月二日、後白河法皇御幸の時に御奉納ありしものと云ふ。圖は同上。

太刀

兵庫鎖

五口（美工）

明治卅二年八月一日

將軍藤原賴經より延應元年二月二十日、仁治元年十一月二日、同三年二月二十八日、同四年二月二十三日、同賴

嗣より寛元三年二月二十九日に奉納ありしもの。圖は同上。

太刀

鍍金長覆輪

二口（美工）

明治卅二年八月一日

異國降伏の祈願の爲め、將軍惟康親王より、文永十一年十二月二日に奉納ありしもの。圖は同上。

太刀

錦包藤卷

一口（美工）

明治卅二年八月一日

短刀

梨子地青貝入

一口（美工）

同

友成作、足利尊氏所用と云ふ。『嚴島圖會』卷九、『藝藩通志』卷二十五、『集古十種』刀劔部に圖あり。

扇

紙本墨書

一柄（美工）

明治卅二年八月一日

高倉天皇御物にて、久我通親の筆と云ひ傳ふ。『嚴島圖會』卷六、『藝藩通志』卷二十五に圖あり。

奚妻

木製彩色

一個（美工）

明治卅二年八月一日

鼓

木製彩色

一個（美工）

同

以上『嚴島圖會』卷六、『藝藩通志』卷二十四に圖あり。

七絃琴

黒漆斷文

一面（美工）

明治卅二年八月一日

平重衡の所用にて、唐の雷氏琴ならんと云ふ。圖は同上。

小形調度類

七種（美工）

明治卅二年八月一日

半臂

表は大和錦。

石帶

烏油革に無文の巡方あり。

飾太刀

鍍金

平胡錄 蒔繪鳳凰の丸の紋。

矢 鍍金、十一本。

檜扇 表裏とも極彩、二把あり。

笏 木製。

以上『嚴島圖會』卷六、『藝藩通志』卷二十五に圖あり。

大鳥居扁額 木製銅字 二面（美工） 明治卅二年八月一日

一面には「嚴島大明神」、一面には「伊都岐大明神」、後奈良天皇宸翰を臨したるものにして、周縁に彫刻あり。

『嚴島圖會』卷一に圖あり。

鈴杵臺盤 金銅 五個（美工） 明治卅二年八月一日

金剛盤

五鈎鈴

獨鈎

三鈎

五鈎

以上五個、僧空海將來と傳ふ。『嚴島圖會』卷六に圖あり。

大願寺

阿難尊者立像 木造 一軀（彫刻） 明治卅二年八月一日

迦葉尊者立像 木造 一軀（彫刻） 明治卅二年八月一日

右二軀共に傳、毘首羯摩の作、舊大經堂の脇侍なり。毘

首羯摩とは、印度語、彫刻師と云ふことなり。

釋迦如來座像 木造 一軀（彫刻） 明治卅二年八月一日

傳、僧行基ぎやうきの作、舊大經堂の本尊なり。

藥師如來座像 木造 一軀（彫刻） 明治卅二年八月一日

傳、僧空海の作、大願寺の本尊なり。

光明院

阿彌陀三尊らいてう來迎圖 絹本紺地金彩一幅（繪畫） 明治卅二年八月一日

傳、惠心僧都筆。

阿彌陀如來立像 木造 一軀（彫刻） 明治卅二年八月一日

傳、惠心僧都ゑしんの作。

金石文目錄

嚴島神社

釣燈籠銘銅 正平二十一年

敬白、嚴島大明神宮燃燈一口、筑前國博多講衆等、二世心中所願決定圓滿故也、左近太郎、向阿、然阿、滿次郎、慶通、聖祐、祥汲、彌三、五郎、孫二郎、四郎左郎、四郎太、孫七、左衛三郎、教詮、了言、正平廿一年丙午三月三日、講衆等謹言、

千疊閣鐘銘銅 應永五年

日本國西海道筑前州宗像郡赤馬庄鎮守、八所大明神社頭

洪鐘也、應永五年戊辰二月十六日、大工了案、

荒胡子社鰐うし口銘銅 永正十七年今亡し

奉寄進鰐うし口嚴島荒夷御寶前、永正十七年庚辰正月吉日、施

主廿日市、

五層塔婆札銘金銅 永正十七年

奉爲寄進百貫文砌、備後國宮豐後守盛次、永正十七年曆

庚辰三月吉日

同露盤銘銅 天文二年

天文二年癸巳三月十七日、上野前司藤原興藤、前掃部頭

藤原廣就、大願寺道本、大願寺沙彌衆慶祐、尊海、宗歡

儼阿、全宗五十貫、井尼筑前、井戸彈正、又左衛門、治

部、鑄物師大工壹岐、同安房、小工次郎三郎、平子十二

人、

高舞臺擬寶珠銘銅 天文十五年

奉鑄木帽子八内、旦那當社柵守左近將監房顯、于時天文

拾五年丙午六月吉日、敬白、

反橋擬寶珠銘銅 弘治三年

奉造榮安藝之國嚴島曾利橋一字木帽子四、旦那吉田住人

毛利屋形大江朝臣隆元元就、爲子孫繁昌息災所也、此取

成、兒玉内藏丞方息災所、弘治三年卯月吉日、大願寺圓

海、

寶山神社

多寶塔婆露盤銘寶永三年
銅

嚴島御大工野坂太兵衛尉公春、同太郎作雅春、同小工豐

島谷次郎、冶工藝陽佐西郡廿日市住山田氏貞能、

彌山水精寺鐘銘は、御山頂上、鐘樓の條に、大湯屋横立石銘は、大湯

屋址の條に掲げたり。

跋

嚴島は日本三景の隨一にして其名夙に海内に布き汽車開通以來渡島者殊に多きを加へたりと雖往々靈地たることを辨ぜざるものあり平家納經の如き天下稀有の寶物も其存在をだに知らざるものありと聞けりこれ嚴島を紹介する書冊の具はらざるによるなり

嚴島に關しては嘗て道芝記あり嚴島圖會ありと雖今や容易に得べからず圖會の如き之を印刷せんには一部にして數金の多きを要す但近年案内記寫眞帖の類相續いて出づと雖考證精確ならず記事動もすれば怪異誇大に馳せ信用あるもの尠し是れ余等が遺憾とする所なりき

文學士重田定一君は播磨林田の人大學に入りて國史學を學び博物館に在りて考古學を修め次いで廣島高等師範學校に來りて教授となり旁同志を糾合して廣島尚古會を起し嚴島舞樂考を草しては千古の雅樂を鼓吹し賴杏坪傳を著しては地下の潛德を顯彰する等氣力の旺盛なる識見の卓越なる同人の推稱する所なり君にして嚴島誌の著のあるは決して偶然にあらず

廣島尚古會の起るや余選れて會長たり余の嚴島神社に於ける宿緣あるを以て一文を寄せて同人の嚴島の爲めに著述せんことを希望したり君嘗て事を以て家を擧げて嚴島に客たり此間日夕余輩と往來して問答措かず後屢來りて調査する所あり大學の命を帶びて文書を檢閲するに及び始めて云はく嚴島の事稍語るに足るとよつて知る君の此著典籍に考へ文書に徴し傳ふべきは傳へ捨つべきは捨て多年の研鑽によりて大成

したることを余の喜悅何物か之に加へんこれより後觀光の客も此書によりて學ぶべきは勿論道芝記嚴島圖會を所有する人も此書を參看して古今の差異を辨じ取捨の標準を立つることを得て効用測るべからざるものあらん

嚴島は唯山水の秀麗なるのみならず建築は人工の美を極めて能く自然の好景と融合し寶物は名匠の粹を蒐め舞樂は東洋の古風を存して共に上世の文化を説明す四季總て宜しく朝夕共に佳なり世人が此書によりて嚴島の眞價を解し神徳の偉大なるに感じ書畫彫刻建築舞樂の醇美を味ふに至らんこと余が至願とする所なりよつて感想を録して君に謝し併せて世人に示すと云ふ

明治四十三年三月

嚴島神社宮司 男爵 浅野忠純

新加國寶目錄

嚴島神社

金光壽命陀羅尼經 紺紙金泥 一卷（筆蹟）

明治四十二年四月二十日

治承二年、平親宗筆、本文百十七頁、嚴島神社寶物の條參考。

大願寺

尊海渡海日記 紙本墨書 一隻（文書） 同 上

朝鮮製八曲屏風の裏書、表に瀟湘八景の墨書あり、これも朝鮮人の筆なるべし、本文百二十一頁、大願寺の條參考。

嚴島町より各驛に至る汽車賃及び哩數 (通行税加算)

驛名	汽車賃			哩數		驛名	汽車賃			哩數
	壹等	貳等	參等				壹等	貳等	參等	
西河本	一、四八〇	九一〇	六一〇	三三三		矢野	〇、九八〇	〇、五八〇	〇、三八〇	二〇、四
條市	一、七三〇	一、〇六〇	七二〇	三八九		野	〇、九八〇	〇、五八〇	〇、三八〇	二〇、四
白内	一、九五〇	一、一九〇	八〇〇	四四四		天應	一、一五〇	〇、七七〇	〇、四八〇	二六、七
市郷	二、一五〇	一、三九〇	九三〇	五〇〇		坂吉	一、三三〇	〇、八三〇	〇、五三〇	三二、二
原	二、四〇〇	一、五五〇	一、〇〇〇	五八三		吳	一、五五〇	〇、九七〇	〇、六八〇	三八、八
本	二、六〇〇	一、七五〇	一、二〇〇	六五四		熊本	一、八〇〇	一、一五〇	〇、八六〇	四四、四
糸	二、八〇〇	一、九〇〇	一、三〇〇	七二七		長崎	二、〇〇〇	一、三〇〇	〇、一〇〇	五〇、〇
尾松	三、〇〇〇	二、一〇〇	一、五〇〇	八〇〇		博多	二、二〇〇	一、五〇〇	〇、二〇〇	五六、〇
福永	三、二〇〇	二、三〇〇	一、七〇〇	八八三		司關	二、四〇〇	一、七〇〇	〇、四〇〇	六二、〇
山門	三、四〇〇	二、五〇〇	一、九〇〇	九六六		博門	二、六〇〇	一、九〇〇	〇、六〇〇	六八、〇
金島	三、六〇〇	二、七〇〇	二、一〇〇	一、〇四九		一宮	二、八〇〇	二、一〇〇	〇、八〇〇	七四、〇
玉神	三、八〇〇	二、九〇〇	二、三〇〇	一、一三二		幡生	三、〇〇〇	二、三〇〇	〇、九〇〇	八〇、〇
金島	四、〇〇〇	三、一〇〇	二、五〇〇	一二一五		下幡	三、二〇〇	二、五〇〇	〇、一〇〇	八六、〇
庭敷	四、二〇〇	三、三〇〇	二、七〇〇	一二九八		博門	三、四〇〇	二、七〇〇	〇、一〇〇	九二、〇
倉島	四、四〇〇	三、五〇〇	二、九〇〇	一、三八一		長府	三、六〇〇	二、九〇〇	〇、一〇〇	九八、〇
庭敷	四、六〇〇	三、七〇〇	三、一〇〇	一、四六四		一宮	三、八〇〇	三、一〇〇	〇、一〇〇	一〇四、〇
岡山	四、八〇〇	三、九〇〇	三、三〇〇	一、五四七		下幡	四、〇〇〇	三、三〇〇	〇、一〇〇	一一〇、〇
西大	五、〇〇〇	四、一〇〇	三、五〇〇	一、六三〇		博門	四、二〇〇	三、五〇〇	〇、一〇〇	一二六、〇
瀬戸	五、二〇〇	四、三〇〇	三、七〇〇	一、七一三		一宮	四、四〇〇	三、七〇〇	〇、一〇〇	一三二、〇
萬和	五、四〇〇	四、五〇〇	三、九〇〇	一、七九六		阿知	四、六〇〇	三、九〇〇	〇、一〇〇	一三八、〇
吉永	五、六〇〇	四、七〇〇	四、一〇〇	一、八七九		船木	四、八〇〇	四、一〇〇	〇、一〇〇	一四四、〇
三上	五、八〇〇	四、九〇〇	四、三〇〇	一九六二		須野	五、〇〇〇	四、三〇〇	〇、一〇〇	一五〇、〇
有那	六、〇〇〇	五、一〇〇	四、五〇〇	二、〇四五		小野	五、二〇〇	四、五〇〇	〇、一〇〇	一五六、〇
龍野	六、二〇〇	五、三〇〇	四、七〇〇	二、一三〇		厚狹	五、四〇〇	四、七〇〇	〇、一〇〇	一六二、〇
網干	六、四〇〇	五、五〇〇	四、九〇〇	二、二一三		生	五、六〇〇	四、九〇〇	〇、一〇〇	一六八、〇
姫路	六、六〇〇	五、七〇〇	五、一〇〇	二、二九六		埴月	五、八〇〇	五、一〇〇	〇、一〇〇	一七四、〇
御着	六、八〇〇	五、九〇〇	五、三〇〇	二、三八九		長府	六、〇〇〇	五、三〇〇	〇、一〇〇	一八〇、〇
曾根	七、〇〇〇	六、一〇〇	五、五〇〇	二、四七二		一宮	六、二〇〇	五、五〇〇	〇、一〇〇	一八六、〇
寶殿	七、二〇〇	六、三〇〇	五、七〇〇	二、五五五		幡生	六、四〇〇	五、七〇〇	〇、一〇〇	一九二、〇
加古	七、四〇〇	六、五〇〇	五、九〇〇	二、六三八		博多	六、六〇〇	五、九〇〇	〇、一〇〇	一九八、〇
土山	七、六〇〇	六、七〇〇	六、一〇〇	二、七二一		熊本	六、八〇〇	六、一〇〇	〇、一〇〇	二〇四、〇
久保	七、八〇〇	六、九〇〇	六、三〇〇	二、八〇四		吳	七、〇〇〇	六、三〇〇	〇、一〇〇	二一〇、〇
大明	八、〇〇〇	七、一〇〇	六、五〇〇	二、八八七		應	七、二〇〇	六、五〇〇	〇、一〇〇	二一六、〇
舞子	八、二〇〇	七、三〇〇	六、七〇〇	二、九七〇		浦	七、四〇〇	六、七〇〇	〇、一〇〇	二二二、〇
垂水	八、四〇〇	七、五〇〇	六、九〇〇	三、〇五三		野	七、六〇〇	六、九〇〇	〇、一〇〇	二二八、〇
鹽磨	八、六〇〇	七、七〇〇	七、一〇〇	三、一三六		坂吉	七、八〇〇	七、一〇〇	〇、一〇〇	二三四、〇
須磨	八、八〇〇	七、九〇〇	七、三〇〇	三、二一九		天應	八、〇〇〇	七、三〇〇	〇、一〇〇	二四〇、〇
鷹取	九、〇〇〇	八、一〇〇	七、五〇〇	三、三〇二		矢野	八、二〇〇	七、五〇〇	〇、一〇〇	二四六、〇
兵庫	九、二〇〇	八、三〇〇	七、七〇〇	三、三八五		野	八、四〇〇	七、七〇〇	〇、一〇〇	二五二、〇
京都	九、四〇〇	八、五〇〇	七、九〇〇	三、四六八		坂吉	八、六〇〇	七、九〇〇	〇、一〇〇	二五八、〇
古屋	九、六〇〇	八、七〇〇	八、一〇〇	三、五五〇		天應	八、八〇〇	八、一〇〇	〇、一〇〇	二六四、〇
名古	九、八〇〇	八、九〇〇	八、三〇〇	三、六三三		坂吉	九、〇〇〇	八、三〇〇	〇、一〇〇	二七〇、〇
静岡	一〇、〇〇〇	九、一〇〇	八、五〇〇	三、七一六		天應	九、二〇〇	八、五〇〇	〇、一〇〇	二七六、〇
横濱	一〇、二〇〇	九、三〇〇	八、七〇〇	三、七九九		坂吉	九、四〇〇	八、七〇〇	〇、一〇〇	二八二、〇
新橋	一〇、四〇〇	九、五〇〇	八、九〇〇	三、八八二		天應	九、六〇〇	八、九〇〇	〇、一〇〇	二八八、〇
						坂吉	九、八〇〇	九、一〇〇	〇、一〇〇	二九四、〇

嚴島町より各港に至る汽船賃（通行税加算）									
港名	汽船			港名	汽船				
	壹等	貳等	參等		壹等	貳等	參等		
大阪	五、五五	三、三〇	一、一六	糸崎	一、九五	一、一八	〇、〇〇		
神戸	五、五五	三、三〇	一、一六	忠海	一、九五	一、一八	〇、〇〇		
阪手	三、九〇	二、七五	〇、八四	竹原	一、八五	〇、八四	〇、〇〇		
高松	三、九〇	二、七五	〇、八四	阿賀	一、八五	〇、八四	〇、〇〇		
多度津	三、五五	二、五〇	〇、七八	音戸	一、二六	〇、七六	〇、〇〇		
尾道	二、二〇	一、三五	〇、六六	吳品	〇、九三	〇、六六	〇、〇〇		
右八毎日午前六時嚴島出港				宇品	〇、九三	〇、六六	〇、〇〇		
岩國	〇、五五	〇、三三	〇、二一	三田尻	二、三五	一、四〇	〇、〇〇		
久賀	一、〇五	〇、六三	〇、三三	新川	三、二〇	一、九〇	〇、〇〇		
柳井	一、〇五	〇、六三	〇、三三	門司	三、二〇	一、九〇	〇、〇〇		
上津	一、〇五	〇、六三	〇、三三	小倉	三、二〇	一、九〇	〇、〇〇		
室積	一、〇五	〇、六三	〇、三三	若松	三、八五	二、三五	一、二二		
下松	一、八五	一、〇三	〇、五四		三、八五	二、三五	一、二二		
右八毎日午後五時嚴島出港				別府	三、六〇	二、一五	一、三七		
大分	三、六〇	二、一五	一、三七		三、六〇	二、一五	一、三七		
右八偶數日午後九時嚴島出港					三、六〇	二、一五	一、三七		

▲廣島尚古繪葉書

廣島尚古會より發行せる廣島尚古繪葉書中、嚴島に關するもの左の如く、嚴島神社に於て之を購求することを得べし。

●號外 嚴島神社國寶

- 一、寶庫 (國寶目錄參看)
 二、高堂天皇御廟 嚴手繪槽扁
 三、清盛願文
 四、法華經湧出品 (國寶目錄參看)
 五、拔頭還城樂面 奚婁 鼓
 六、木彫馬

●號外 嚴島神社國寶古文書

- 一、永保三年太政官符 (國寶目錄御判物帖參看)
 二、治承三年左辨官下文
 三、治承三年清盛下文
 四、弘安元年六波羅裁許狀 (國寶目錄御判物帖參看)
 五、天文十一年義隆寄進狀
 六、天正十五年秀吉禁制

●號外 嚴島神社舞樂

- 一、陵王 (嚴島神社舞樂の條參看)
 二、拔頭
 三、太平樂
 四、打毬樂 (嚴島神社舞樂の條參看)
 五、案摩
 六、一曲

●號外 嚴島神社舞樂

- 一、崑崙八仙 (嚴島神社舞樂の條參看)
 二、新妹鞠
 三、林歌
 四、胡蝶 (嚴島神社舞樂の條參看)
 五、納蘇利
 六、貴德

●號外 嚴島神社扁額

- 一、後奈良天皇宸筆 (嚴島神社寶物の條參看)
 二、傳兆殿司筆蝦蟇仙人
 三、河野盛信筆唐人船
 四、圓山應舉筆虎 (嚴島神社寶物の條參看)
 五、長澤蘆雪筆山姥育兒
 六、中井藍江筆菊慈童

●第二輯

- 四、司馬江漢筆木更津(嚴島神社扁額) (嚴島神社寶物の條參看)

●第三輯

- 六、獅子狛犬(嚴島神社國寶) (國寶目錄參看)

●第四輯

- 三、朝鮮馬具(嚴島神社藏) (嚴島神社寶物、大願寺、柵守邸の各條參看)
 四、朝鮮酒樽(野坂氏藏)
 五、古韓鐘(大願寺藏)

●第五輯

- 一、正平釣燈籠(嚴島神社藏) (嚴島神社寶物の條參看)
 四、青磁塔(嚴島神社藏)

●第七輯 嚴島國寶

- 一、彌陀木像(光明院藏) (國寶目錄特別保護建造物目錄參看)
 二、彌陀三尊來迎圖(光明院藏)
 三、枕本尊厨子(嚴島神社藏)
 四、蓮華唐繪經箱(嚴島神社藏)
 五、鈴杵臺盤(嚴島神社藏)
 六、多寶塔婆(寶山神社本殿)

▲宮 島 葉 書

嚴島神社よりも新案の宮島葉書上下二冊を發行せり。建築、風景の外に、左記のものあり。

- 五、文臺硯箱(國寶目錄參看) 十六、紺絲威甲冑(國寶目錄參看)
 六、管絃祭(嚴島神社祭禮の條參看) 十七、延年祭(嚴島神社祭禮の條參看)

明治四十三年六月廿五日印刷
明治四十三年六月廿八日發行

嚴島誌
定價金一圓

著作者 重田 定一

發行兼
印刷者 金港堂書籍株式會社
東京市日本橋區本町三丁目十七番地

代表者社長 原亮一郎

不許 複製

印刷所 東洋印刷株式會社

東京市芝區愛宕町三丁目二番地

宮島の歴史と民俗 No.15

平成11年 3 月15日 印刷
平成11年 3 月25日 発行

編集 宮島町立宮島歴史民俗資料館
発行 宮島町立宮島歴史民俗資料館
〒739-0533 広島県佐伯郡宮島町57
TEL 0829-44-2019 FAX 0829-44-0631

印刷 株式会社 ニシキプリント

